

平成 27 年度 環境省請負業務

平成 27 年度 漂着ごみ対策総合検討業務

報告書

平成 28 年 3 月

内外地図株式会社

はじめに

平成 21 年 7 月 15 日に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が施行された。漂着ごみ対策を適切に進めていくには、現在我が国の海岸に存在するごみの現存量・分布を把握する必要がある。また、今後必要な発生源対策の検討、海域における海洋ごみの状態を把握するためには、漂着ごみの詳細な内訳を把握することが重要である。

このため、本業務は、全国的な漂着ごみの現存量・分布、漂着ごみの詳細な内訳等を把握するため、地方公共団体、既存の民間団体が行った調査結果等を活用するとともに、我が国の漂着ごみの状況を把握する上で必要な地点において独自に漂着ごみのモニタリングを行うことにより地理的・経年的な漂着ごみの状況把握を行うことを目的とする。

また、微細化したプラスチック等の漂着ごみが海洋環境に与える影響の把握・整理についても行うこととする。

更に、これまで実施してきた原因究明事業の結果等を踏まえて、より効果的な発生抑制対策を促進するため、全国の優良事例の情報収集・整理を行うとともに、独自に聞き取り調査を行うことにより、発生抑制対策等に係る最新の情報及びその動向を把握する。

本事業の実施に当たっては、学識経験者からなる「漂着ごみ対策総合検討会」を設置し、事業実施の方針、技術的課題等についてご指導・ご助言をいただいた。本調査に多大な協力を頂いた、検討員各位、海岸管理者、関係行政機関、NPO 法人等、地域住民の方々に、深く感謝申し上げます。

平成 28 年 3 月
内外地図株式会社

平成 27 年度漂着ごみ対策総合検討会 検討員名簿

(平成 28 年 3 月時点)

検討員（五十音順、敬称略）	
磯辺 篤彦	九州大学応用力学研究所 教授
内田 圭一	東京海洋大学大学院 海洋科学系 海洋環境学部門 環境テクノロジー学講座 助教
金子 博	一般社団法人JEAN (Japan Environmental Action Network) 代表理事 特定非営利活動法人パートナーシップオフィス理事
兼廣 春之	大妻女子大学家政学部被服学科 教授
高田 秀重	東京農工大学農学部環境資源科学科 教授
馬場 康維	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 統計数理研究所 特命教授
福田 賢吾	公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構 第二課長
松田 美夜子	生活環境評論家
松波 淳也	法政大学経済学部 教授

目 次

I 章 調査概要

1. 調査の概要	I -1
1.1 調査の目的	I -1
1.2 本調査の構成	I -1

II 章 漂着ごみの実態及び現状の取り組みに係る調査等

1. 海岸漂着物処理推進法施行状況調査等の実施	II -1
1.1 目的	II -1
1.2 実施内容	II -1
1.3 実施結果	II -1
2. 漂着ごみの回収実態調査等	II -67
2.1 目的	II -67
2.2 実施内容と調査結果	II -67
3. 漂着ごみの総量（漂着物量）の試算	II -77
3.1 目的	II -77
3.2 実施内容	II -77
3.3 漂着物量の試算結果	II -85
4. 海岸漂着物等の種類・組成等に係る調査(モニタリング)	II -90
4.1 目的	II -90
4.2 調査内容	II -90
4.3 調査結果	II -129
5. ボランティア団体から提供されるデータの整理・分析	II -205
5.1 目的	II -205
5.2 協力団体等	II -205
5.3 各団体の調査における漂着物の構成	II -206
6. 統計学的妥当性の検証	II -210
6.1 目的	II -210
6.2 方法	II -210
6.3 結果	II -210
6.4 次年度以降の課題	II -212
7. 漂着ごみ等生態系影響把握調査（マイクロプラスチックに吸着した有害物質の分析）	II -219
7.1 目的	II -219
7.2 実施内容	II -219
7.3 分析結果	II -227
8. 数値シミュレーション	II -234
8.1 目的	II -234
8.2 実施内容	II -234
8.3 実施結果	II -237
9. 海岸漂着物対策専門家会議及び海岸漂着物対策推進会議で使用する資料の作成	II -267
1. 目的	II -267

2. 実施内容	II-267
10. 地理空間情報システム（GIS）を用いた漂着ごみの回収・処理実績等のデータ化	II-268

III章 発生抑制対策に係る調査等

1. 漂着ごみ対策等に資する事例集等の作成	III-1
1.1 目的	III-1
1.2 作業計画の作成	III-1
1.3 実施内容	III-6
2. 普及啓発活動	III-8
2.1 目的	III-8
2.2 実施内容	III-8
2.3 実施結果	III-8

IV章 検討会の開催

1. 実施内容	IV-1
2. 検討会の構成	IV-1
3. 検討会の議事内容	IV-2

添付資料

別紙1 議事録

I 章 調査概要

1 調査の概要

1.1 調査の目的

本業務は、全国的な漂着ごみの量・分布、漂着ごみの詳細な内訳等を把握するため、地方公共団体、既存の民間団体が行った調査結果等を活用するとともに、我が国の漂着ごみの状況を把握する上で必要な地点において独自に漂着ごみのモニタリングを行うことにより、地理的・経年的な漂着ごみの状況把握を行うことを目的とする。また、微細化したプラスチック等の漂着ごみが海洋環境に与える影響を把握・整理する。

更に、これまで実施してきた原因究明事業の結果等を踏まえて、より効果的な発生抑制対策を促進するため、全国の優良事例の情報収集・整理を行うとともに、独自に聞き取り調査を行うことにより、発生抑制対策等に係る最新の情報及びその動向を把握する。

なお、以下で漂着ごみと表記した場合、漂着したごみ及び海岸において発生したごみを含む、海岸に存在するごみを示すこととする。

1.2 本調査の構成

本調査の構成は、以下のとおりである

I 章 調査概要

II 章 漂着ごみの実態及び現状の取り組みに係る調査等

1. 海岸漂着物量処理推進法施状況調査等の実施等
2. 漂着ごみの回収実態調査等
3. 漂着ごみの総量（漂着物量）の推計
4. 海岸漂着物等の種類・組成等に係る調査
5. ボランティア団体から提供されるデータの整理・分析
6. 統計学的妥当性の検証
7. 漂着ごみ等生態系影響把握調査（マイクロプラスチックに吸着した有害物質の分析）
8. 数値シミュレーション
9. 海岸漂着物対策専門家会議及び海岸漂着物対策推進会議で使用する資料の作成
10. 地理空間情報システム（GIS）を用いた漂着ごみの回収・処理実績等のデータ化

III 章 発生抑制対策に係る調査等我が国の海岸漂着物量の推計に係る調査

1. 漂着ごみ対策等に資する事例集等の作成
2. 普及啓発活動

IV 章 検討会の開催

なお、調査の計画、実施、結果の検討は、前記検討会の指導・助言のもとに実施された。

Ⅱ章 漂着ごみの実態及び現状の取り組みに係る調査等

1. 海岸漂着物処理推進法施行状況調査等の実施

1.1 目的

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）施行後の海岸漂着物対策に係る成果、課題等のとりまとめを行う。

1.2 実施内容

平成 26 年度末時点での全国 47 都道府県における海岸漂着物処理推進法の施行状況を取りまとめる。とりまとめにあたっては、環境省による各都道府県に対する調査の結果及び環境省提供の情報等を活用する。各都道府県に依頼したアンケート票を表Ⅱ.1-1 に、そのうち、海岸漂着対策費に係る主要情報に関する質問票を表Ⅱ.1-2 に示した。

なお、本調査は平成 27 年 5 月 15 日～平成 28 年 2 月 29 日に行った。また、調査の結果は、本報告書のⅡ章「漂着ごみの総量（漂着物量）の推計」等にも適宜活用した。

1.3 調査結果

Ⅱ-11～Ⅱ-66 ページに調査結果を取りまとめて整理した。なお、とりまとめ結果に係る資料は、環境省が開催する海岸漂着物対策専門家会議及び海岸漂着物対策推進会議において活用された。（Ⅱ章 9. 参照）

表Ⅱ.1-1 平成27年度海岸漂着物処理推進法施行状況調査のアンケート票

海岸漂着物処理推進法施行状況調査

本調査は、平成26年度末時点における、都道府県へのアンケート結果をとりまとめるものである。

問1 海岸漂着物処理推進法に基づき、地域計画を策定していますか。(第十四条)

- ① 策定済み → (策定期間 年 月)
- ② 策定中 → (策定予定期間 年 月・未定)
- ③ 未策定(策定予定あり) → (策定予定期間 年 月・未定)
- ④ 未策定(策定予定なし) → (理由:)

問2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況についてご記入ください。(第十五条)

- ① 組織済み → (組織時期 年 月)
- ② 組織予定あり → (組織予定期間 年 月・未定)
- ③ 組織予定なし → (理由:)
- ④ 検討中

問2-2 平成26年度に開催した協議会についてご記入ください。(第十五条)(問2-1で①と回答の方)

- ・開催の有無 → (① 有(定期的・不定期) ②無)
- ・年間開催数についてご記入ください。
平成26年度開催数(回)
- ・協議会の構成員について以下にご記入ください。
(例、NPO法人〇〇 理事、××大学 准教授、等)

問2-3 平成26年度に開催した海岸漂着物対策推進協議会における協議事項についてご記入ください。(第十五条)(問2で①と回答の方)

(例、地域計画の作成又は変更に関する協議 等)

問 2 - 4 海岸漂着物対策推進協議会の設置について、条例の制定等、その設置根拠の有無 → (①有 (URL・データなどあれば添付してください。) ②無)

問 2 - 5 海岸漂着物対策推進協議会において、組織時から平成26年度末までに委員の改選はありましたか (①有 ②無)

問 3 - 1 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況についてご記入ください。(第十六条)

- ① 委嘱済み → (委嘱時期 年 月・人数 人)
- ② 委嘱予定あり → (予定時期 年 月・未定)
- ③ 委嘱予定なし → (理由 :)
- ④ 検討中

問 3 - 2 委嘱について具体的にご記入ください。(問 3 - 1 で①と回答の方) (第十六条)
(例、NPO法人〇〇 代表、××大学 准教授、 等)

問 3 - 3 海岸漂着物対策活動推進員の具体的な活動内容についてご記入ください。(第十六条)

問 3 - 4 海岸漂着物対策活動推進員の推進協議会への参加の有無 → (①有 ②無)
推進員としての任期 → (年)

問 4 - 1 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況についてご記入ください。(第十六条)

- ① 指定実績あり
 ② 指定予定あり → (予定時期 年 月・未定)
 ③ 指定予定なし → (理由：)
 ④ 検討中

問 4－2 指定団体とそれぞれの指定された時期についてご記入ください。(問 4－1 で
 ①と回答の方) (第十六条)
 (例、NPO法人〇〇…〇年〇月〇日、学校法人××…〇年〇月〇日、等)

--

問 4－3 各指定団体の具体的な活動内容についてご記入ください。(第十六条)
 (例、NPO法人〇〇…本NPO法人は、ボランティアによる海洋ごみの回収に～
 学校法人〇〇…本学校法人は、環境教育の一環として～)

--

問 4－4 指定団体の推進協議会への参加の有無 → (①有 ②無)
 指定団体の期限 → (年)

問 5－1 平成26年度において「海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査」を実施し
 ましたか。該当するものを○で囲って下さい。(第二十二条)

- ① 実施した
 ② 実施していない

問 5－2 調査内容と調査結果の利用法についてご記入ください。(第二十二条) (問 5－
 1 で①と回答の方) ※なお、海ごみ基金(海岸漂着物地域対策推進事業)を利用
 した調査は調査名の末尾に「H26基金」と記載して下さい。

調査名	調査内容	調査時期	調査場所	調査結果の用途

問５－３ 調査結果を公開している場合は、URL・データなどあれば添付してください。（第二十二条）（問５－１で①と回答の方）

--

問６ 平成26年度において実施した「ごみ等を捨てる行為の防止措置（措置の内容、対象）」の実績（実施件数を含む）についてご記入ください。（第二十三条）※なお、海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業）を利用したものについては、項目名の末尾に「H26基金」と記載して下さい。（例、条例・計画の制定（H26基金）…○件、不法投棄防止看板…△件、標識等の設置…□県、等）

--

問７－１ 平成26年度において実施した「民間団体等との連携・活動に対する支援」の実績（実施件数を含む）についてご記入ください。（第二十五条第一項）※なお、海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業）を利用したものについては、項目名の末尾に「H26基金」と記載して下さい。
（例、清掃ボランティア活動の連携・支援（H26基金）…○件、ボランティア活動保険支援…△件、等）

--

問７－２ 平成26年度において、問7-1の際に実施した「安全配慮」の実績（実施件数を含む）についてご記入ください。（第二十五条第二項）※なお、海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業）を利用したものについては、項目名の末尾に「H26基金」と記載して下さい。
（例、海岸漂着物等の取扱い等に関する指導（H26基金）…○件、等）

--

問 7－3 平成26年度において連携した民間団体等についてご記入ください。(第二十五条) (例、NP0法人〇〇、××組合(漁業、森林等) 等)

問 8 平成26年度において実施した「環境教育・普及啓発」の実績(実施件数を含む)についてご記入ください。(第二十六条、二十七条)

※なお、海ごみ基金(海岸漂着物地域対策推進事業)を利用したものについては、項目名の末尾に「H26基金」と記載して下さい。

(例、清掃活動、パンフレット・テキスト等の作成・配布(H26基金)…〇件、等)

問 9－1 平成26年度において実施した発生抑制対策のうち「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外のものがあれば、その実績(実施件数を含む)についてご記入ください。(第二十三条、二十六条、二十七条)

※なお、海ごみ基金(海岸漂着物地域対策推進事業)を利用したものについては、項目名の末尾に「H26基金」と記載して下さい。

(例、～～(H26基金)…〇件、等)

問 9－2 平成26年度において実施した「発生抑制対策」のうち波及効果があったと思われる事例についてご記入ください。(第二十三条、二十六条、二十七条)
※なお、海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業）を利用したものについては、項目名の末尾に「H26基金」と記載して下さい。
(例、パンフレットを作成したところ環境教育の授業の題材として使用された（H26基金）、普及啓発ワークショップを開催したところ広域連携活動が開始された、等)

問 9－3 平成 26 年度において発生抑制対策を実施した結果、得られた今後の検討課題についてご記入ください。

(どのような対策を実施して、どのような課題が見えてきたか)

※なお、海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業）を利用したものについては、項目名の末尾に「H26基金」と記載して下さい。

問 9－4 発生抑制対策に係る今後の予定についてご記入ください。

問 10－1 平成26年度において海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等に取り組みましたか。該当するものを○で囲って下さい。(第二十八条)

- ① 取り組んだ
- ② 取り組んでいない

問 1 0－2 効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等に係る取組の概要・成果を具体的にご記入ください。また、成果を公表している場合は、該当するウェブページのURLをご記入ください。（問 1 0－1 で①と回答の方）

※なお、海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業）を利用したものについては、項目名の末尾に「H26基金」と記載して下さい。

効率的な処理	
再生利用	
発生の原因究明等	

問 1 1－1 H26年度における海岸漂着物対策（国庫補助事業以外の都道府県単独事業、市町村単独事業等を含む）の概要について、別紙（エクセル）の表の分類に従い重複を避けてご記入下さい。（第二十九条）※なお、上記事業には港湾管理者、漁港管理者及び海岸管理者が実施する事業も含めてください。

問 1 1－2 問 1 1－1 の表の「その他」の欄に記載のあった事業は具体的にどのようなものですか。「都道府県事業」と「市町村事業（一部事務組合等を含む）」に分けて、各々代表的 なものを簡潔に箇条書きで記載して下さい。（例、都道府県事業；普及啓発ポスター作成、等）

--

問 1 2－1 各都道府県において、海岸漂着物対策の推進にあたり課題、御提案及び御要望等ありましたら、ご記入ください。

--

＜アンケートにご回答いただいた担当者様についてご記入ください。＞

機関名、部局課		
ご連絡先	電話： -	FAX 番号： -
メールアドレス		
ご担当者名		

以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

表Ⅱ.1-2 海岸漂着対策費に係る主要情報に関する質問票

海岸漂着物処理推進法施行状況調査												
												(問11-1 別紙)
本調査は、平成27年1月末時点における、都道府県へのアンケート結果をとりまとめるものである。												
問11-1 H26年度における海岸漂着物対策（国庫補助事業以外の都道府県単独事業、市町村単独事業等を含む）に係る主要情報について、以下の表の分類に従い重複を避けてご記入下さい。（第二十九条）（ごみの回収量について、「t」と「m³」の両方のデータがある場合は、「t」にて記入頂きますよう、よろしく御願います。） なお、上記事業には港湾管理者、漁港管理者及び海岸管理者が実施する事業も含めてください。												
					H26年度						備考	
					清掃回数 又は事業 件数	事業費(千円)			回収量(t)	回収量 (m³)		
						合計	国庫負担	都道府県 負担				市町村負担
都道府県 事業	国庫 補助事業	直営	漂着物事業	計画策定等 回収・処理 発生抑制								
			災害事業	回収・処理								
				その他								
			その他	回収・処理								
	その他											
	民間団体補助	回収・処理										
		その他										
		都道府県 単独事業	直営	回収・処理								
				その他								
	民間団体補助	回収・処理										
その他												
(一部事務組合等を含む) 市町村事業	国庫 補助事業	直営	漂着物事業	回収・処理 発生抑制								
			災害事業	回収・処理								
				その他								
			その他	回収・処理								
	その他											
	民間団体補助	回収・処理										
		その他										
		都道府県 補助事業 (国庫補助 以外)	直営	回収・処理								
				その他								
	民間団体補助	回収・処理										
		その他										
	市町村 単独事業	直営	回収・処理									
			その他									
			民間団体補助	回収・処理								
その他												

注)「市町村負担」には、一部事務組合の負担を含む。「漂着物事業」とは、「海岸漂着物等地域対策推進事業(環境省補助事業)」のことである。

平成 26 年度 海岸漂着物処理推進法
施行状況調査結果

目次

1 地域計画の策定状況及び策定予定時期について（法第 14 条関係）	14
2 海岸漂着物対策推進協議会について（法第 15 条関係）	16
2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況	16
2-2 平成 26 年度に開催した協議会について	18
2-3 海岸漂着物対策推進協議会における協議事項	22
2-4 海岸漂着物対策推進協議会の設置根拠	23
2-5 海岸漂着物対策推進協議会における委員の改選	24
3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（法第 16 条第 1 項）	25
4 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況（法第 16 条第 2 項）	26
5 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況（法第 22 条）	27
5-1 調査実施状況	27
5-2 調査内容	28
5-3 活用方法	29
6 ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第 23 条）	30
7 民間団体との連携、活動に対する支援の例及びその際の安全性確保のための配慮 の事例（法第 25 条第 1 項及び第 2 項）	34
7-1 連携・活動に対する支援の実例	34
7-2 安全配慮の実例	37
7-3 連携している、又は連携が想定される民間団体等	38
8 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発（法第 26 条、第 27 条）	39
9 その他発生抑制対策について（法第 23 条、26 条、27 条）	46
9-1 「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外の発生 抑制対策	46
9-2 発生抑制対策として波及効果が期待される事例	48
9-3 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題	50

9-4 発生抑制対策に係る今後の予定	53
1 0 海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明（法第 28 条） ...	55
1 0-1 取組みの実施状況	55
1 0-2 成果の概要.....	58
1 1 海岸漂着物対策事業に係る事業費等（法第 29 条）	60
1 1-1 事業費等	60
1 1-2 「その他」の内容	62
1 2 各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たって の課題.....	63

注：このとりまとめ資料の目次、図表番号等は、海岸漂着物対策専門家会議及び海岸漂着物対策推進会議
で用いられたものである。

1 地域計画の策定状況及び策定予定時期について（法第 14 条関係）

地域計画の策定状況及び策定予定時期について、表 1-1、図 1-1、図 1-2 に示した。策定済みとしたのは 32 都道府県であり、予定有りとした府県を合わせると 37 都道府県であった。なお、予定無しの県では 7 県のうち 5 県が海岸線を有していない。

また、地域計画を策定した都道府県数の推移について図 1-3 に示した。平成 27 年度には 3 都道府県が新たに計画を策定している。

表 1-1 H26 年度地域計画の策定状況

策定状況	都道府県数	都道府県名
①策定済み	32	平成25年度以前：北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、石川県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
②未策定 （予定有）	5	平成27年度：宮城県、静岡県、岡山県 平成28年度：大阪府、広島県
③未策定 （予定無）	7	岩手県、福島県、栃木県、長野県、滋賀県、奈良県、岐阜県
計	44	

図 1-1 H26 年度の地域計画の策定状況（割合）

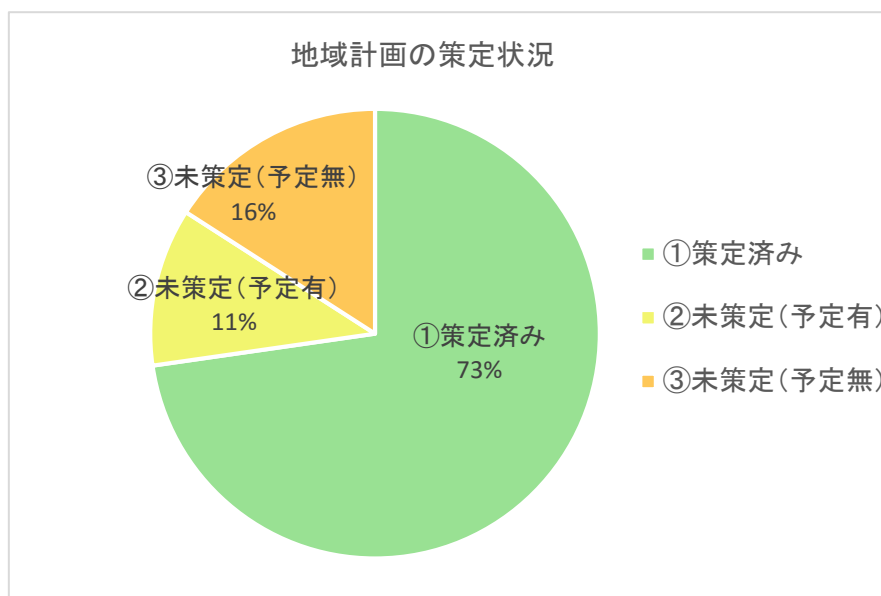


図 1-2 H26 年度の地域計画の策定状況

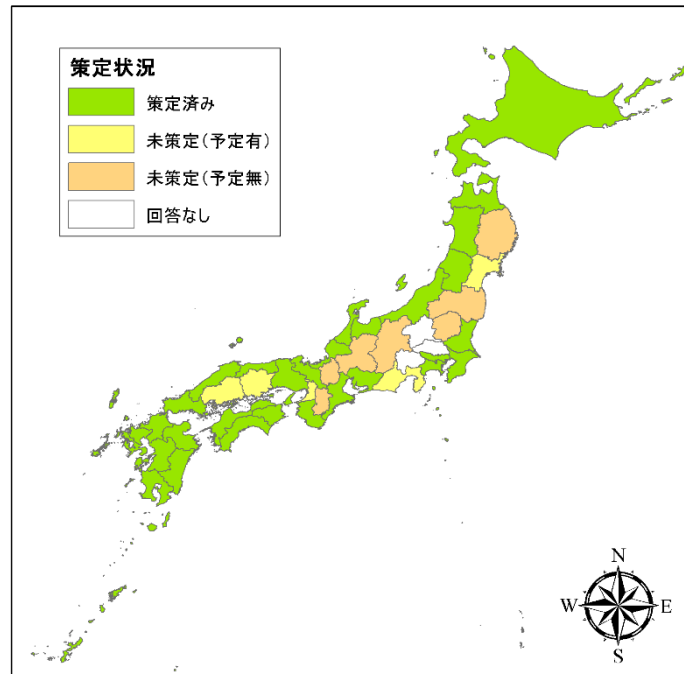
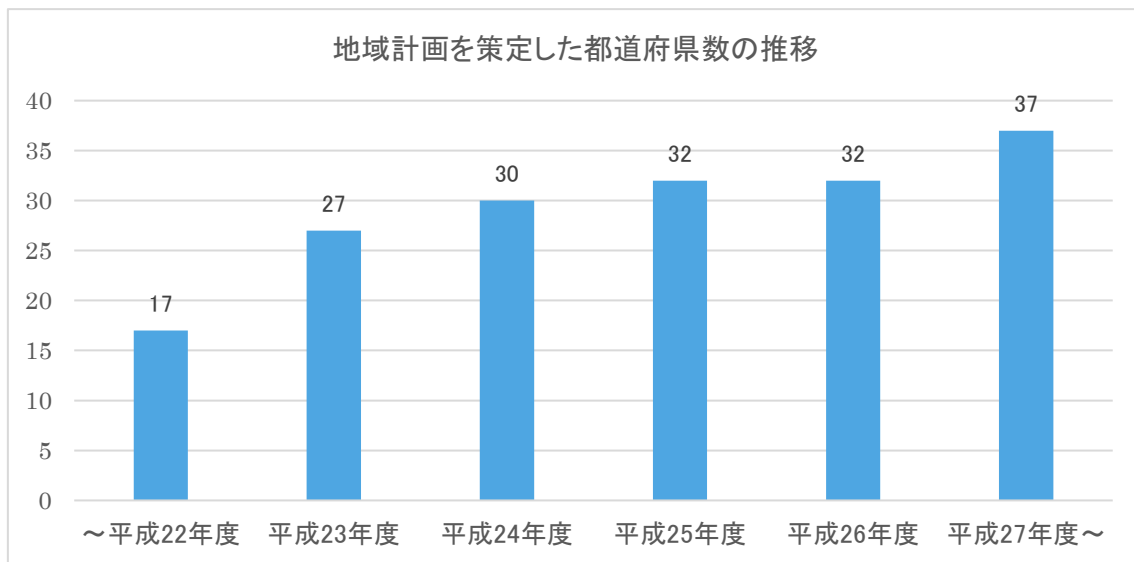


図 1-3 地域計画を策定した都道府県数の推移



2 海岸漂着物対策推進協議会について（法第 15 条関係）

2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

海岸漂着物対策推進協議会の組織状況について表 2-1、図 2-1-1、図 2-1-2 に示した。協議会が組織済みである自治体は 22 道府県であり、全体の 50%であった。

組織する予定がないとした 18 都道府県のうち、8 都県が「他の組織で対応しているため」、6 県が「海岸がないため」とその理由を答えた。

表 2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

組織状況	都道府県数	都道府県名
①組織済み	22	平成 25 年度以前：北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、山口県、香川県、徳島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県 平成 26 年度以降：沖縄県
②組織予定なし （他の組織で対応）	8	宮城県、東京都、神奈川県、福井県、静岡県、岡山県、高知県、大分県
③組織予定あり	2	平成 28 年度：広島県、愛媛県
④検討中	2	鳥取県、島根県
⑤組織予定なし	10	岩手県、福島県、茨城県、栃木県、長野県、岐阜県、滋賀県、大阪府、奈良県、宮崎県
計	44	

図 2-1-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況（割合）

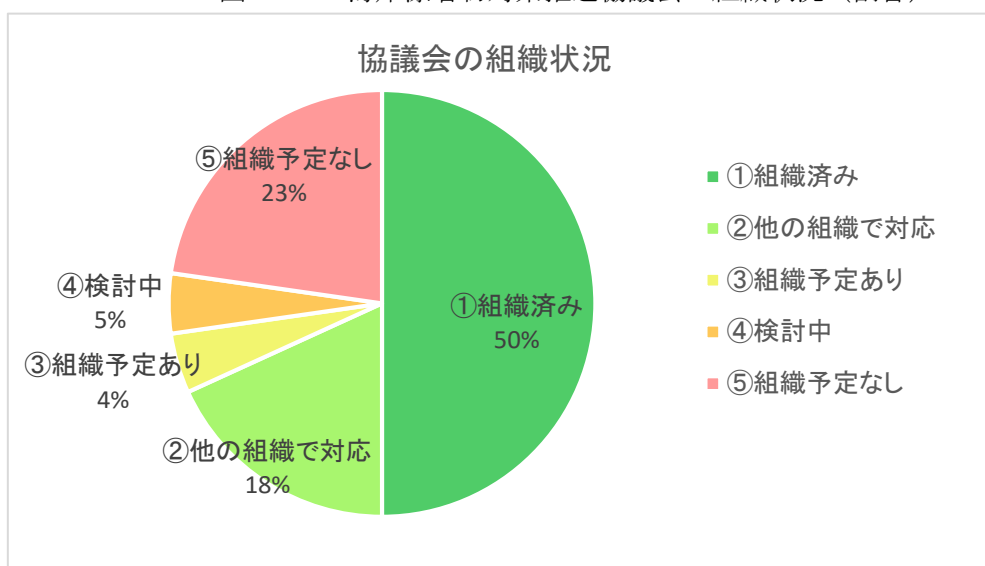
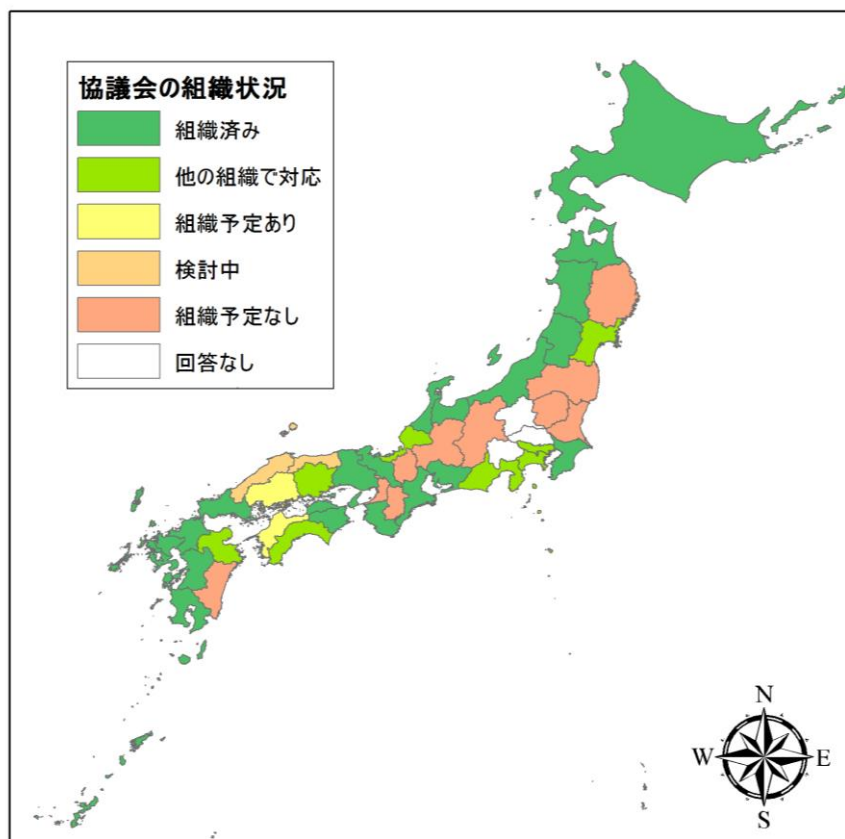


図 2-1-2 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況



2-2 平成 26 年度に開催した協議会について

2 協議会の開催状況

2-1 において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した自治体（22 道府県）の海岸漂着物対策推進協議会の開催状況及び開催回数について表 2-2-1①、表 2-2-1②、図 2-2-1①～図 2-2-1④に示した。

協議会を定期的で開催しているとしたのは 11 道県であった。また、開催回数は「1 回」とする道県が最も多く、ついで「0 回」が多い。

表 2-2-1① 海岸漂着物対策推進協議会の開催の有無

年間開催時期	都道府県数	都道府県名
定期	11	北海道、青森県、山形県、富山県、三重県、兵庫県、山口県、香川県、佐賀県、熊本県、鹿児島県
不定期	4	愛知県、徳島県、長崎県、沖縄県
無	7	秋田県、千葉県、新潟県、石川県、京都府、和歌山県、福岡県
計	22	

表 2-2-1② 海岸漂着物対策推進協議会の開催数

開催数	都道府県数	都道府県名
0 回	7	秋田県、千葉県、新潟県、石川県、京都府、和歌山県、福岡県
1 回	9	北海道、青森県、富山県、愛知県、三重県、山口県、佐賀県、長崎県、熊本県
2 回	5	山形県、兵庫県、香川県、徳島県、鹿児島県
3 回以上	1	沖縄県
計	22	

図 2-2-1① 海岸漂着物対策推進協議会の開催の有無（割合）

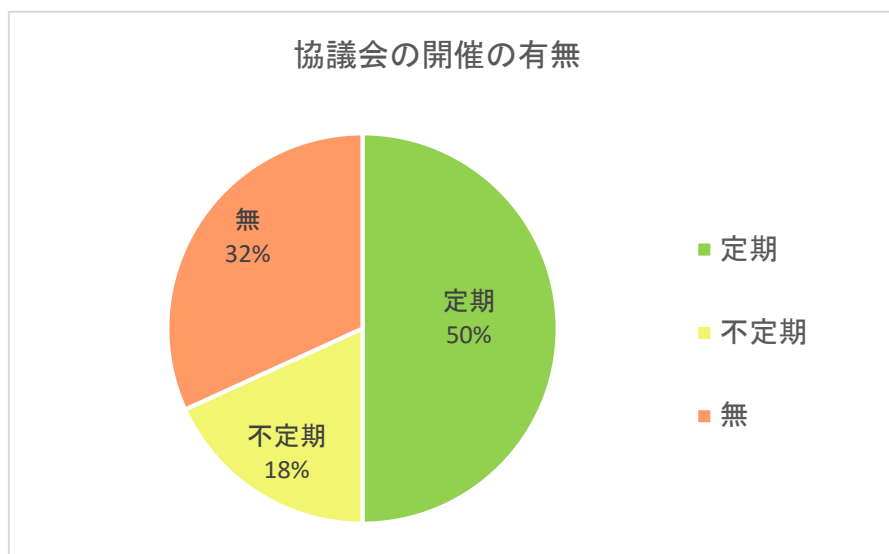


図 2-2-1② 海岸漂着物対策推進協議会の開催の有無

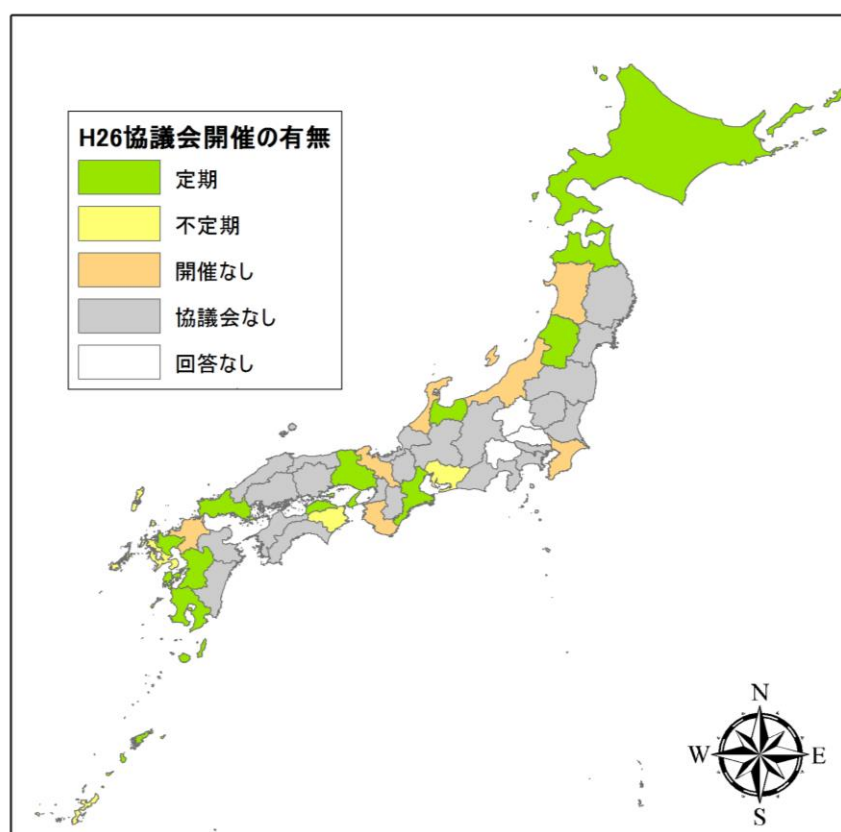


図 2-2-1③ 平成 26 年度海岸漂着物対策推進協議会開催数（割合）

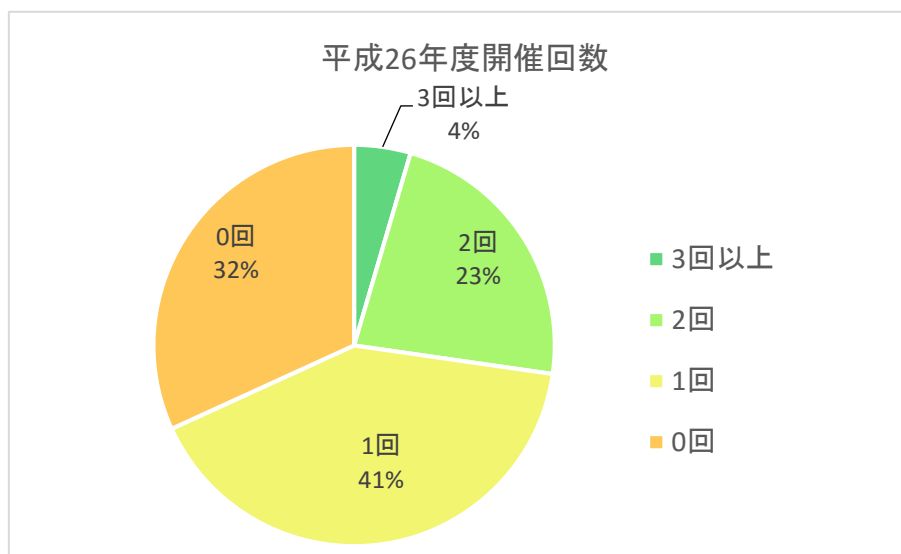
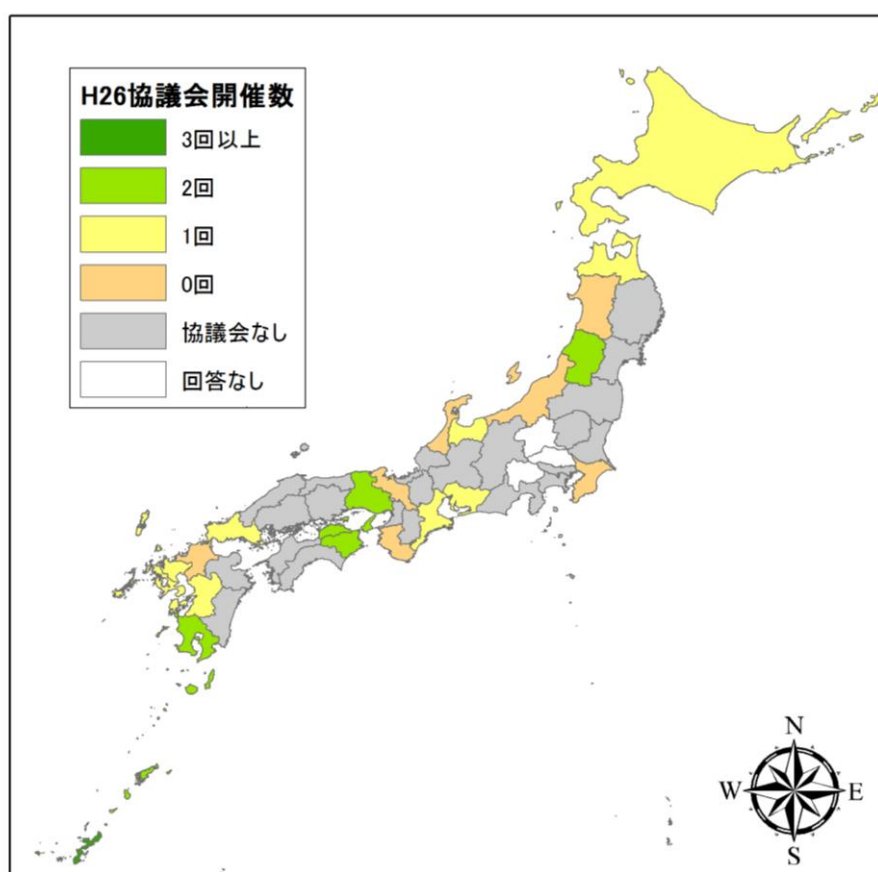


図 2-2-1-4 平成 26 年度海岸漂着物対策推進協議会開催数



②協議会の構成

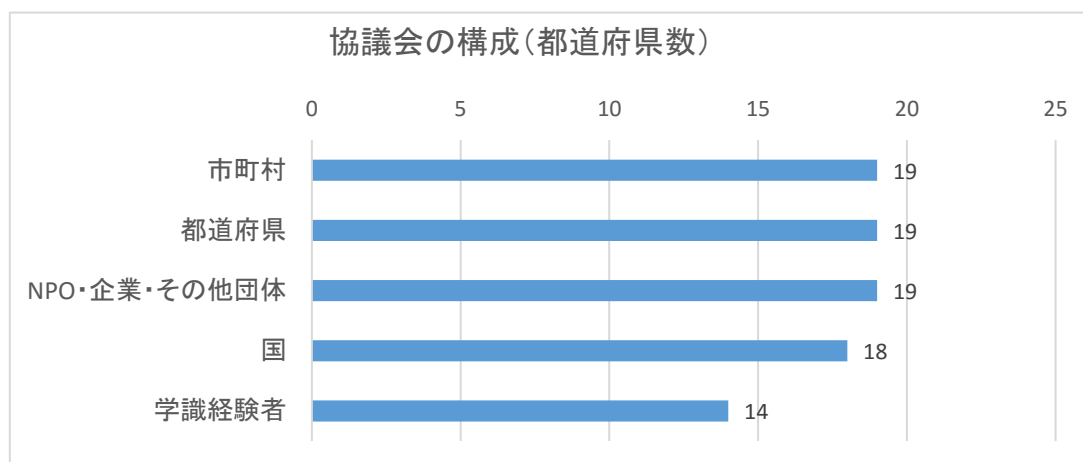
2-1 において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した自治体（22 道府県）の海岸協議会の主な構成について、表 2-2-2、図 2-2-2 に示した。

協議会の構成は、「市町村の関係担当者」、「都道府県の関係担当者」、「NPO、企業、その他団体」が最も多く、19 道府県の協議会に参加している。

表 2-2-2 協議会の構成（複数回答有）

構成	都道府県数	都道府県名
市町村の関係担当者	19	北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、山口県、徳島県、香川県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
都道府県の関係担当者	19	北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、山口県、香川県、徳島県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
NPO、企業、その他団体	19	北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、山口県、徳島県、香川県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
国の関係担当者	18	北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、愛知県、三重県、京都府、山口県、和歌山県、徳島県、香川県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
学識経験者	14	北海道、青森県、山形県、新潟県、富山県、愛知県、三重県、和歌山県、山口県、香川県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

図 2-2-2 協議会の構成（複数回答）



2-3 海岸漂着物対策推進協議会における協議事項

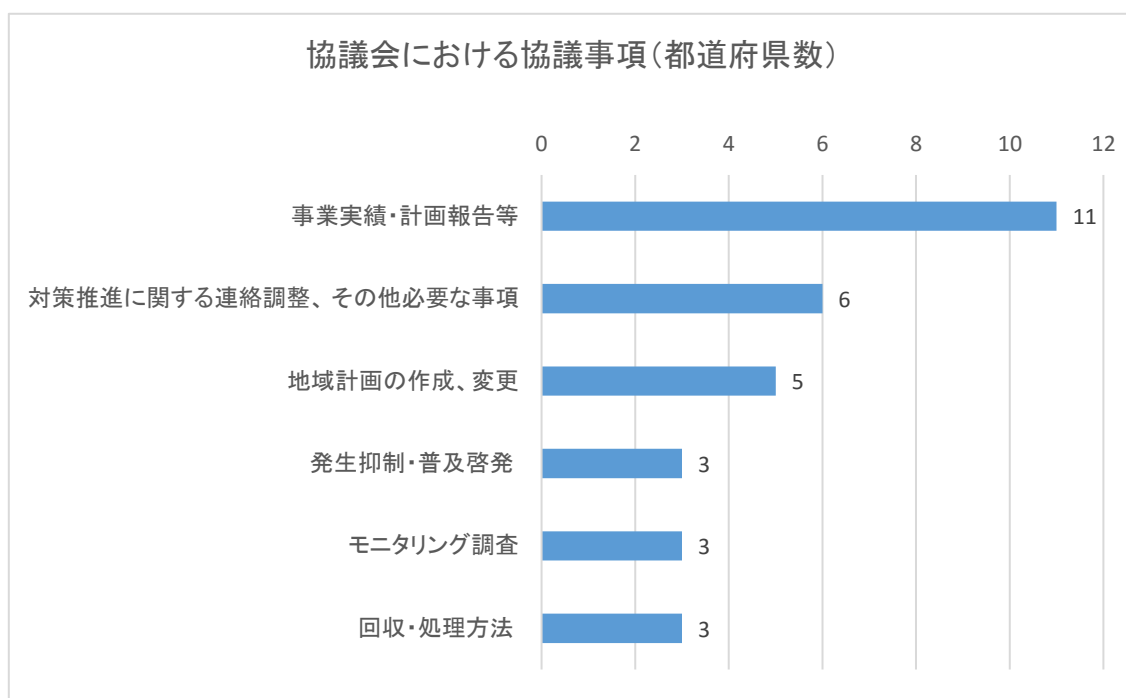
2-1 において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した都道府県（22 道府県）の海岸漂着物対策推進協議会の協議事項について、表 2-3、図 2-3 に示した。

「事業実績・計画報告等」が最も多くなっていた。

表 2-3 協議会における協議事項（複数回答有）

協議事項	都道府県数	都道府県名
事業実績・計画報告等	11	北海道、青森県、山形県、富山県、愛知県、三重県、兵庫県、山口県、佐賀県、長崎県、熊本県
対策推進に関する連絡調整、その他必要な事項	6	青森県、山形県、富山県、長崎県、鹿児島県、沖縄県
地域計画の作成、変更	5	愛知県、兵庫県、徳島県、佐賀県、鹿児島県
回収・処理方法	3	香川県、熊本県、沖縄県
発生抑制・普及啓発	3	北海道、富山県、沖縄県
モニタリング調査	3	山形県、香川県、沖縄県

図 2-3 協議会における協議事項（複数回答有）



2-4 海岸漂着物対策推進協議会の設置根拠

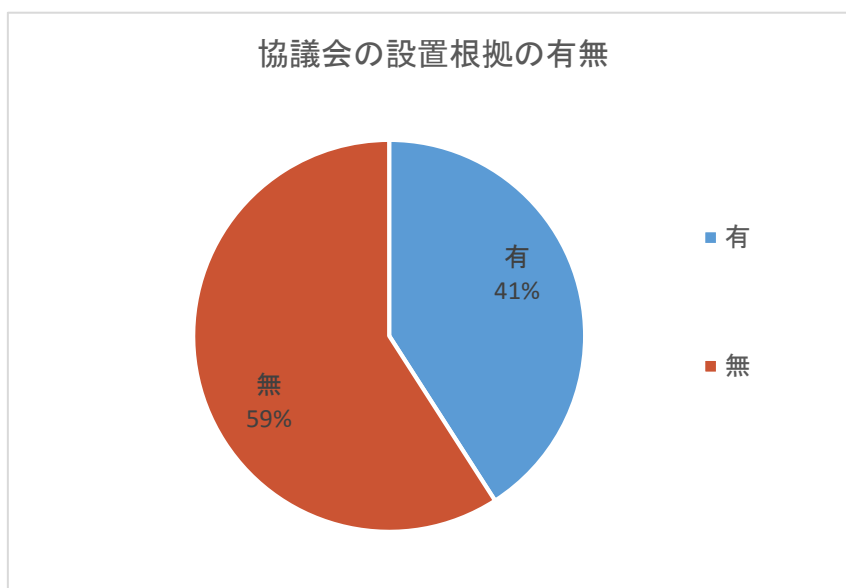
海岸漂着物対策推進協議会の設置根拠（条例の制定等）の有無について、表2-4、図2-4に示した。

設置根拠のある都道府県は18道府県であった。

表 2-4 協議会の設置根拠の有無

設置根拠	都道府県数	都道府県名
有	18	北海道、青森県、秋田県、新潟県、富山県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
無	26	その他の都道府県（回答なし除く）
計	44	

図 2-4 協議会の設置根拠の有無（割合）



2-5 海岸漂着物対策推進協議会における委員の改選

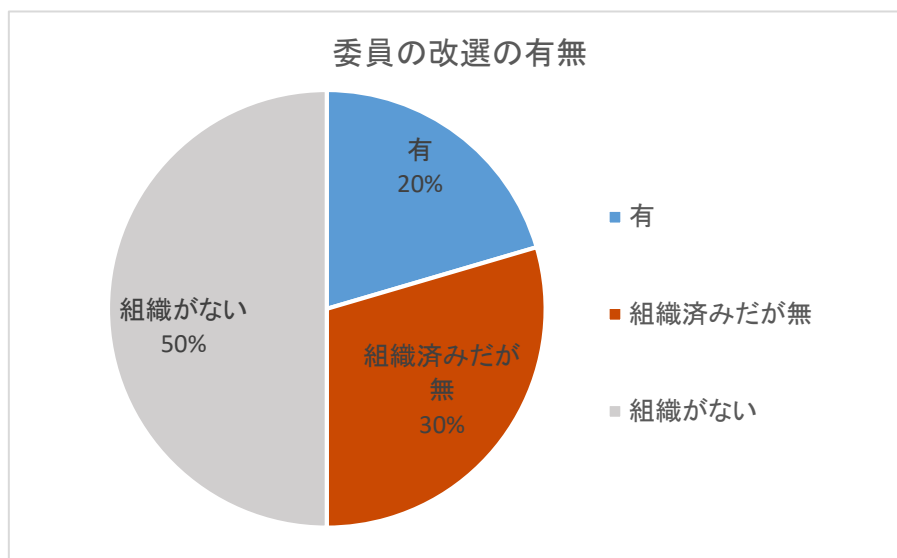
海岸漂着物対策推進協議会において、組織時から平成26年度末までの委員の改選の有無について、表2-5、図2-5に示した。

委員の改選を行なった都道府県は9県であった。

表 2-5 協議会における委員改選の有無

委員改選	都道府県数	都道府県名
有	9	青森県、愛知県、三重県、徳島県、香川県、佐賀県、長崎県、鹿児島県、沖縄県
組織済みだが無	13	北海道、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、京都府、兵庫県、和歌山県、山口県、福岡県、熊本県
組織がない	22	その他の都道府県（回答なし除く）
計	44	

図 2-5 協議会における委員改選の有無（割合）



3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（法第 16 条第 1 項）

海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況について、表3、図3に示した。

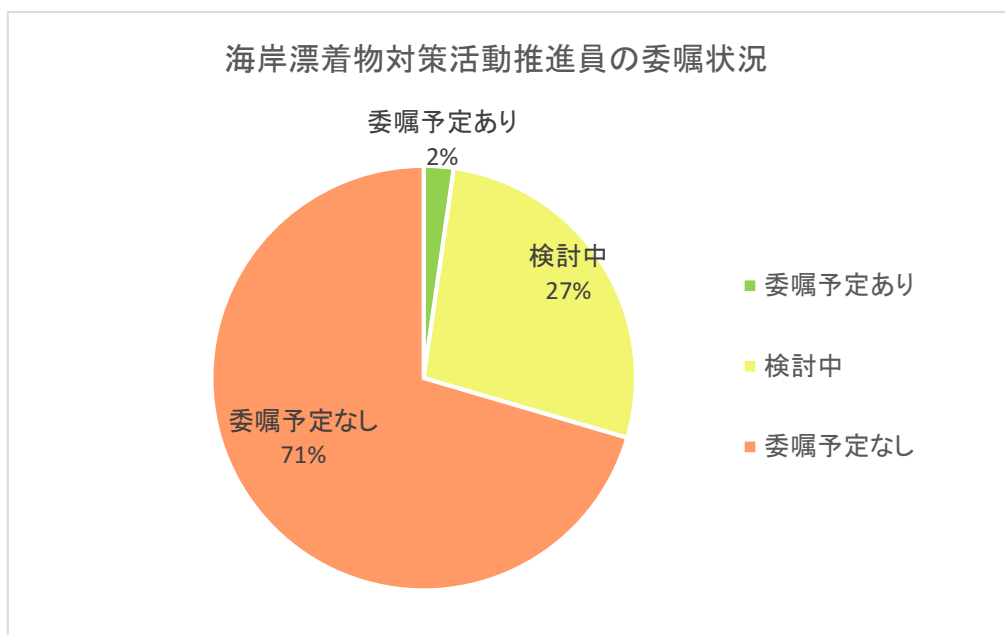
委嘱済みと回答した都道府県はなく、1 県が委嘱予定あり、12県が検討中と回答した。

また、委嘱予定なしの理由としては、6道府県が既存の取組みがあること、4件が海岸線を有していないことなどを理由にしていた。

表 3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況

委嘱状況	都道府県数	都道府県名
委嘱済み	0	
委嘱予定有	1	徳島県（時期未定）
委嘱予定無	31	北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県
検討中	12	秋田県、新潟県、愛知県、三重県、兵庫県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、長崎県、鹿児島県
計	44	

図 3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（割合）



4 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況（法第 16 条第 2 項）

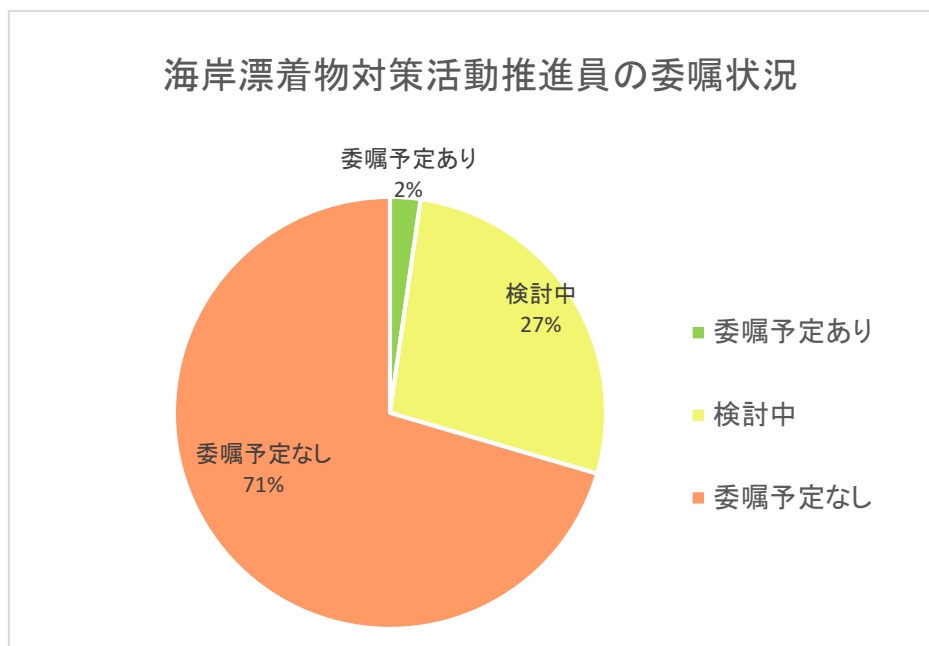
海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況について、表4、図4に示した。

平成26年度の時点で指定した都道府県はなく、1 県が委嘱予定あり、12県が検討中と回答した。また、指定予定なしの理由を回答した25県のうち、7道県が既存の取組みがあること、4県が海岸線を有していないことなどを理由に、指定の必要性を感じていなかった。

表 4 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況

指定状況	都道府県数	都道府県名
指定実績あり	0	
指定予定あり	1	徳島県
指定予定なし	31	北海道、青森県、宮城県、岩手県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県
検討中	12	秋田県、新潟県、愛知県、三重県、兵庫県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、長崎県、鹿児島県
計	44	

図 4 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況



5 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況（法第 22 条）

5-1 調査実施状況

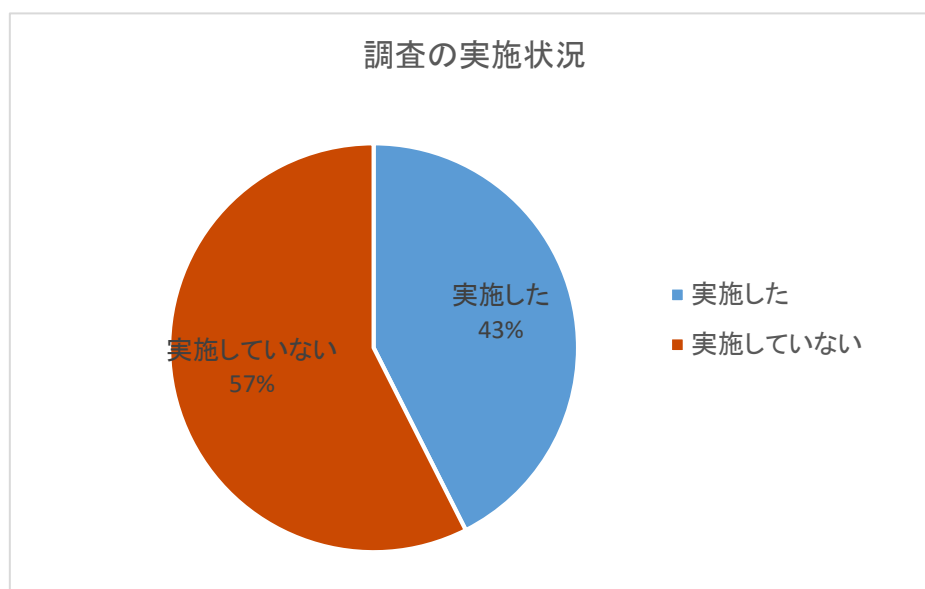
海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況について、表5-1、図5-1に示した。

全都道府県の43%（20都道府県）が調査を実施していた。

表 5-1 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況

実施状況	都道府県数	都道府県名
実施した	20	北海道、山形県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、香川県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、沖縄県
実施していない	24	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県
計	44	

図 5-1 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況（割合）



5-2 調査内容

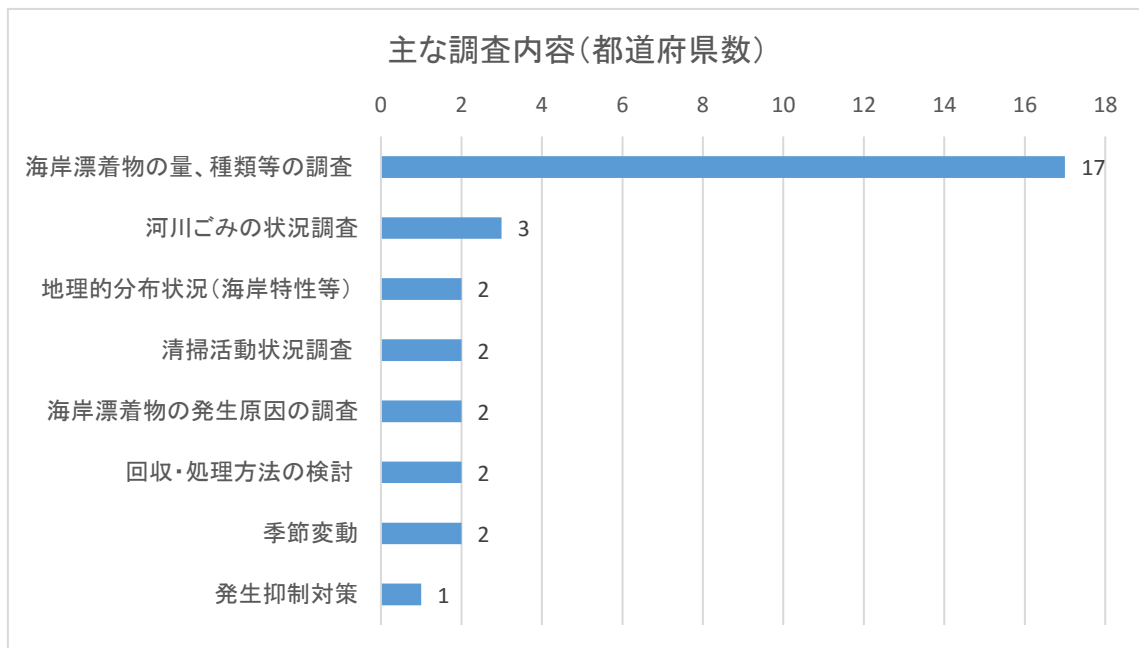
「海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査を実施した」と回答した20都道府県の主な調査内容を表5-2、図5-2に示した。

「海岸漂着物の量、種類等の調査」が最も多くなっていた。

表 5-2 主な調査内容（20 都道府県回答、複数回答有り）

調査内容	都道府県数	都道府県名
海岸漂着物の量、種類等の調査	17	北海道、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、静岡県、三重県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、沖縄県
河川ごみの状況調査	3	富山県、愛知県、香川県
地理的分布状況（海岸特性等）	2	東京都、広島県
清掃活動状況調査	2	東京都、広島県
海岸漂着物の発生原因の調査	2	山口県、大分県
季節変動	2	広島県、長崎県
回収・処理方法の検討	2	北海道、山形県
発生抑制対策	1	東京都

図 5-2 主な調査内容（20 都道府県回答、複数回答有り）



5-3 活用方法

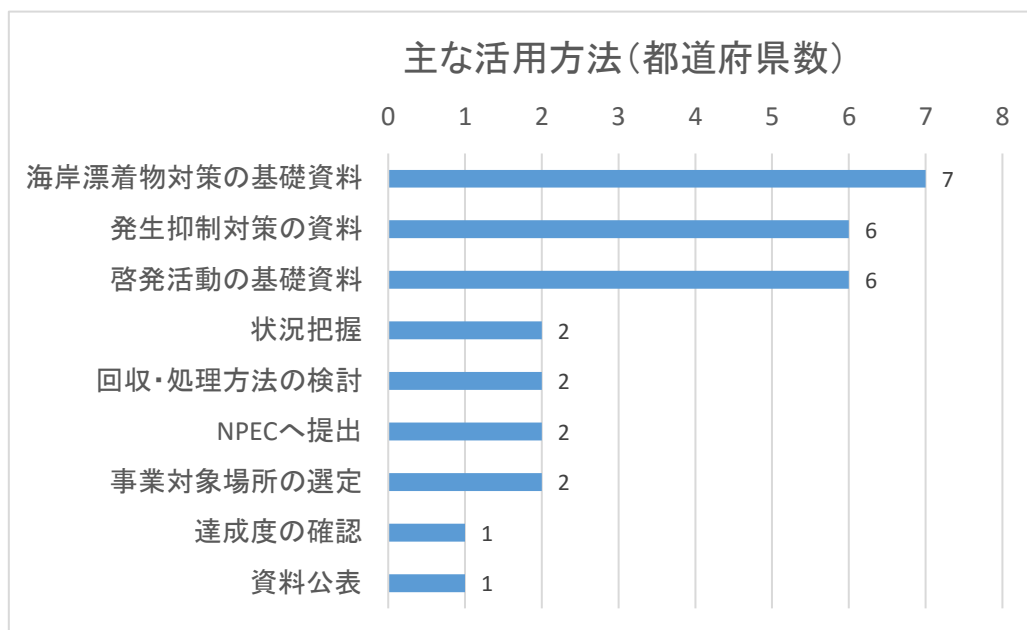
「海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査を実施している」と回答した20都道県の主な調査結果の活用方法を表5-3、図5-3に示した。

「海岸漂着物対策の基礎資料」が最も多くなっていた。

表 5-3 主な活用方法（20 都道府県回答、複数回答有り）

活用方法	都道府県数	都道府県名
海岸漂着物対策の基礎資料	7	神奈川県、石川県、福井県、静岡県、三重県、広島県、熊本県
啓発活動の基礎資料	6	北海道、富山県、鳥取県、香川県、長崎県、大分県
発生抑制対策の資料	6	東京都、富山県、愛知県、福岡県、長崎県、沖縄県
状況把握	2	福井県、山口県
回収・処理方法の検討	2	長崎県、沖縄県
NPEC へ提出	2	石川県、島根県
事業対象場所の選定	2	香川県、沖縄県
資料公表	1	山口県
達成度の確認	1	山形県

図 5-3 主な活用方法（20 都道府県回答、複数回答有り）



6 ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第 23 条）

都道府県等が取り組むごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例について表6-1～表6-4、図6-1～図6-4に示した。

なお、都道府県等が行っている事業のうち、国の基金事業を利用したものについては、「平成26年度基金」と記載した。また、都道府県の単独予算で実施した事業を「都道府県単独事業」とし、これら以外については「その他」と記載した。

表 6-1 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例(平成 26 年度基金、複数回答有)

実例（平成 26 年度基金）	都道府県数	都道府県名
看板・標識等の設置	5	富山県、三重県、長崎県、大分県、鹿児島県
啓発資材の作成・配布	3	三重県、福井県、鹿児島県
広報	1	神奈川県
パトロールなどの監視活動	1	神奈川県

図 6-1 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例(平成 26 年度基金、複数回答有)

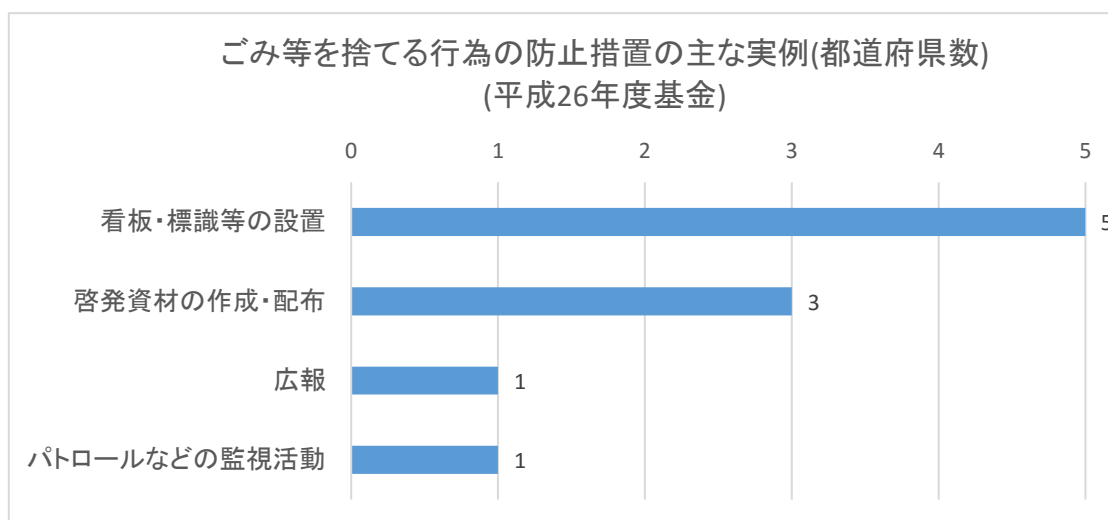


表 6-2 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例(都道府県単独事業、複数回答有)

実例(都道府県単独事業)	都道府県数	都道府県名
パトロールなどの監視活動	7	栃木県、富山県、愛知県、宮崎県、沖縄県、愛知県（滋賀県※）
清掃活動	3	愛知県、沖縄県（滋賀県※）
条例の制定	1	沖縄県
啓発資材の作成・配布	1	愛知県
トラック協会との連携	1	宮崎県
排出事業者向け講習会の開催	1	栃木県
キャンペーン・イベント等啓発活動	1	栃木県
ポスター・パネルの掲示	1	愛知県

※滋賀県の回答は琵琶湖を対象としたものだが、参考として記載する

図 6-2 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例(都道府県単独事業、複数回答有)

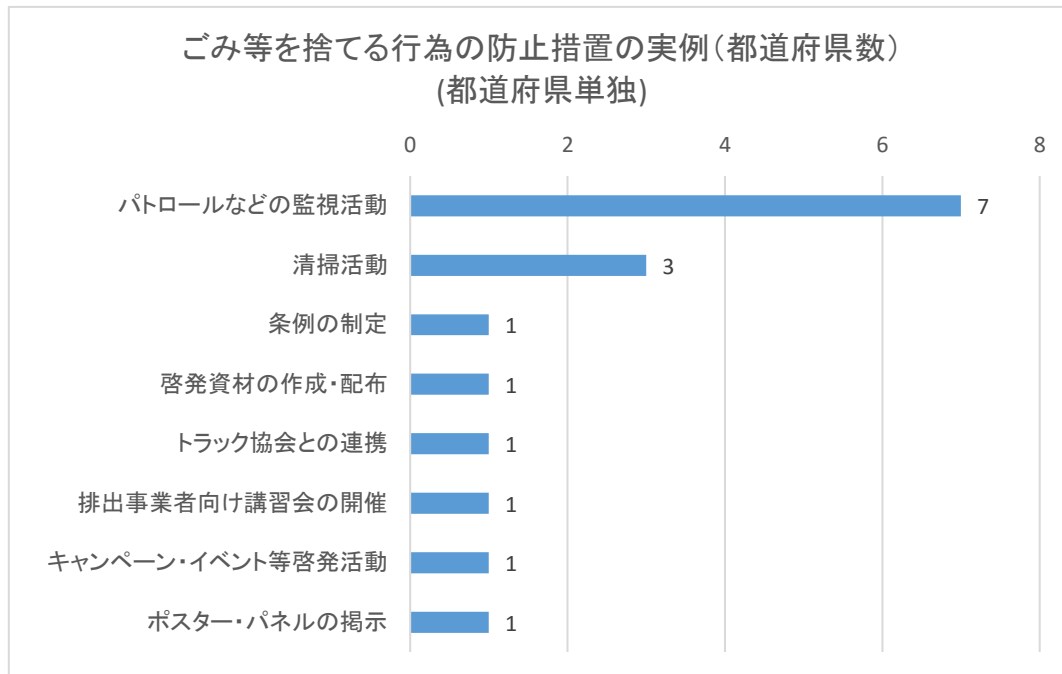


表 6-3 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な事例(その他、複数回答有)

事例(その他)	都道府県数	都道府県名
パトロールなどの監視活動	9	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、和歌山県、岡山県、山口県、福岡県、長崎県
看板・標識等の設置	5	千葉県、京都府、香川県、愛媛県、福岡県
条例の制定	3	北海道、青森県、千葉県
監視カメラの設置	3	宮城県、和歌山県、山口県
広報	2	岡山県、鹿児島県
その他不法投棄対策	2	広島県、山口県
キャンペーン・イベント等啓発活動	1	山口県
啓発資材の作成・配布	1	岡山県

図 6-3 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な事例(その他、複数回答有)

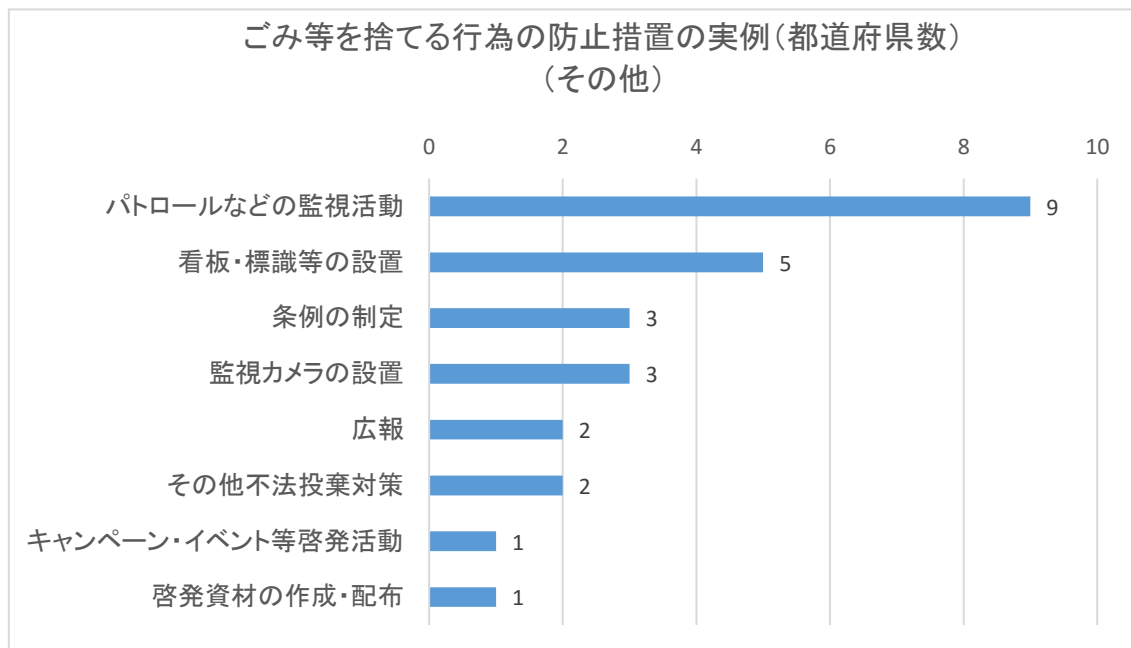
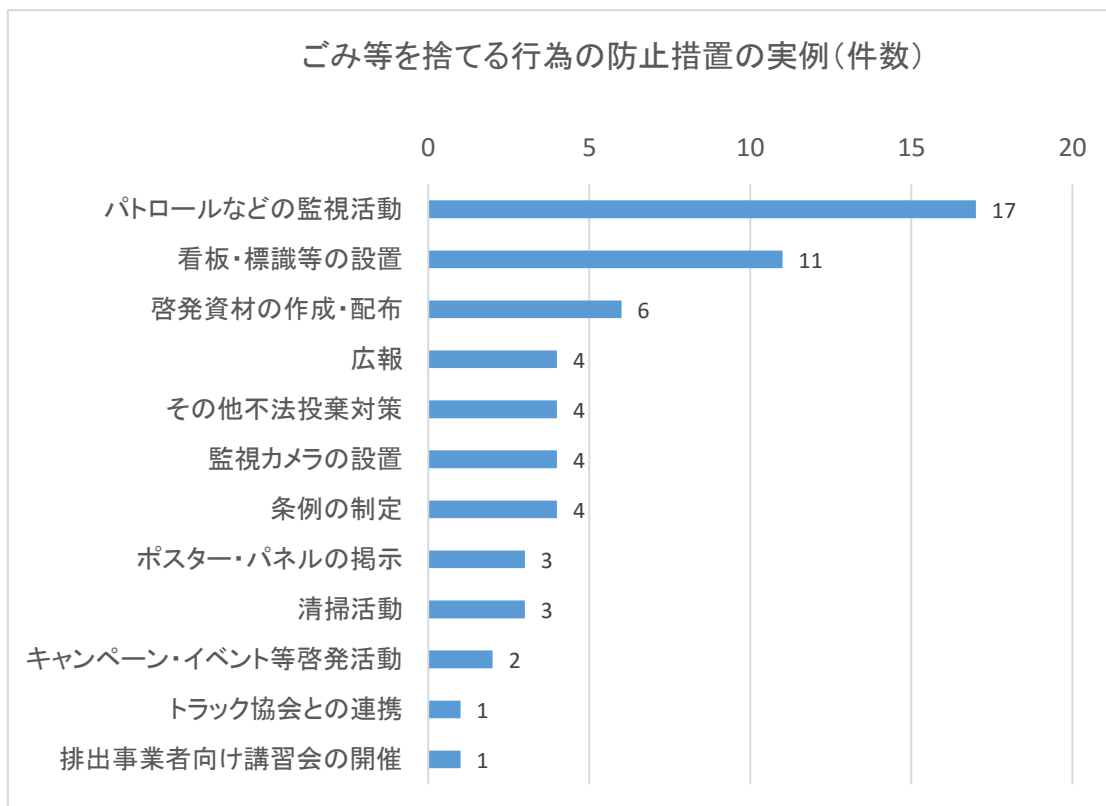


表 6-4 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な事例(全事業の合計件数、複数回答有)

事例	件数
パトロールなどの監視活動	17
看板・標識等の設置	11
啓発資材の作成・配布	6
広報	4
監視カメラの設置	3
その他不法投棄対策	4
条例の制定	4
ポスター・パネルの掲示	3
清掃活動	3
キャンペーン・イベント等啓発活動	2
トラック協会との連携	1
排出事業者向け講習会の開催	1

図 6-4 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な事例(全事業の合計件数、複数回答有)



7 民間団体との連携、活動に対する支援の例及びその際の安全性確保のための配慮の実例（法第 25 条第 1 項及び第 2 項）

都道府県等が取り組む民間団体との連携、活動に対する支援の例及びその際の安全性確保のための配慮の実例について以下に示した。

なお、都道府県等が行っている事業のうち、環境省の基金事業を利用したものについては「平成26年度基金」と記載した。また、都道府県が独自の予算で実施した事業は「都道府県単独事業」とし、これら以外については「その他」と記載した。

7-1 連携・活動に対する支援の実例

民間団体との連携・活動に体する支援の実例について表7-1-1～表7-1-3、図7-1-1～図7-1-3に示した。

「ボランティア活動との連携、支援」が最も多くなっていた。

表 7-1-1 連携・活動に対する支援の実例(平成 26 年度基金、複数回答有)

実例(平成 26 年度基金)	都道府県数	都道府県名
ボランティア活動との連携、支援	10	青森県、山形県、山口県、徳島県、福井県、鹿児島県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県
協議会やセミナーの開催	3	富山県、香川県、大分県
清掃イベントの開催	1	富山県

図 7-1-1 連携・活動に対する支援の実例(平成 26 年度基金、複数回答有)

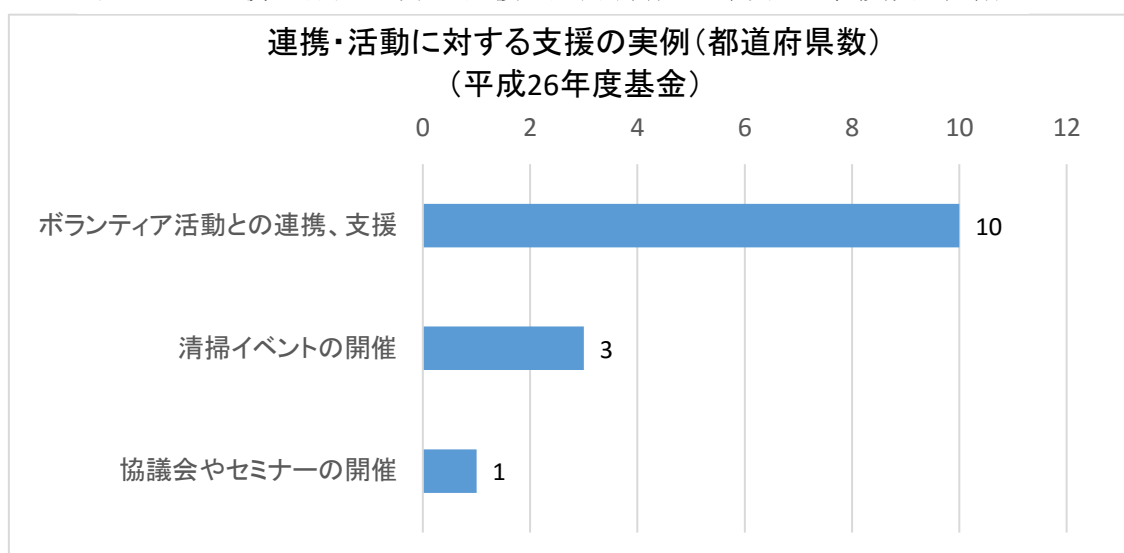


表 7-1-2 連携・活動に対する支援の実例(都道府県単独、複数回答有)

実例(都道府県単独)	都道府県数	都道府県名
ボランティア活動との連携、支援	4	富山県、愛知県、宮崎県 (滋賀県※)
清掃イベントの開催	1	愛知県
協議会やセミナーへの参加	1	愛知県

※滋賀県の回答は琵琶湖を対象としたものだが、参考として記載する

図 7-1-2 連携・活動に対する支援の実例(都道府県単独、複数回答有)

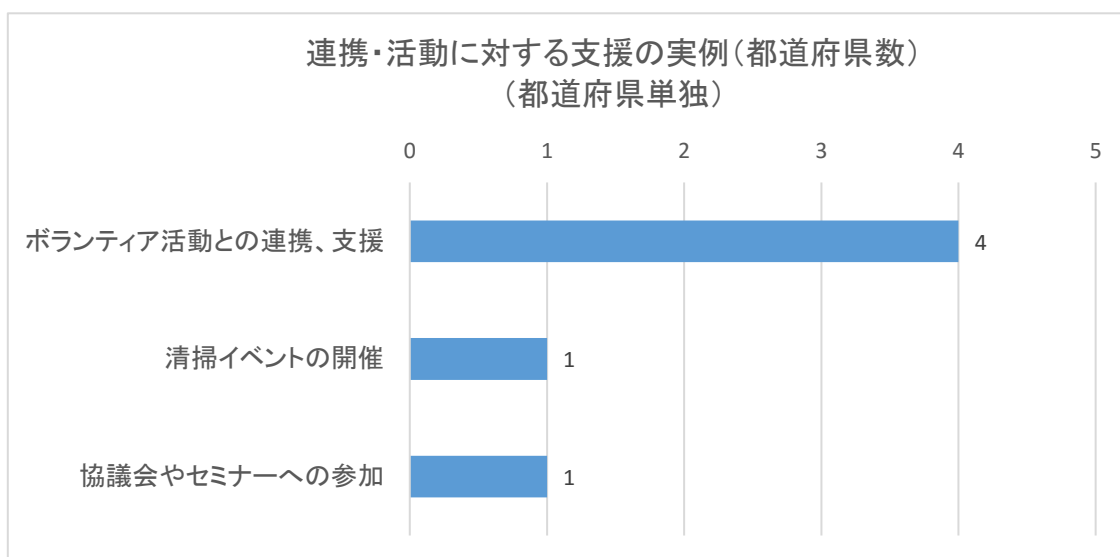
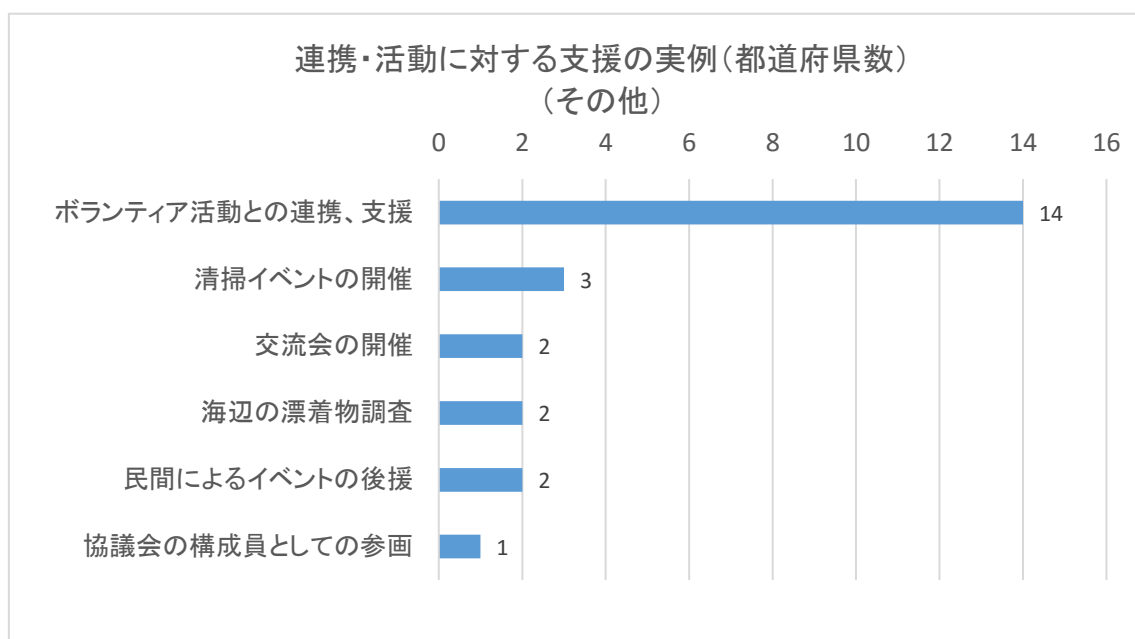


表 7-1-3 連携・活動に対する支援の実例(その他、複数回答有)

実例(その他)	都道府県数	都道府県名
ボランティア活動との連携、支援	14	千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、和歌山県、鳥取県、岡山県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県
清掃イベントの開催	3	千葉県、三重県、香川県
交流会の開催	2	神奈川県、広島県
海辺の漂着物調査	2	石川県、鳥取県
民間によるイベントの後援	2	静岡県、三重県
協議会構成員としての参画	1	北海道

図 7-1-3 連携・活動に対する支援の実例(その他、複数回答有)



7-2 安全配慮の実例

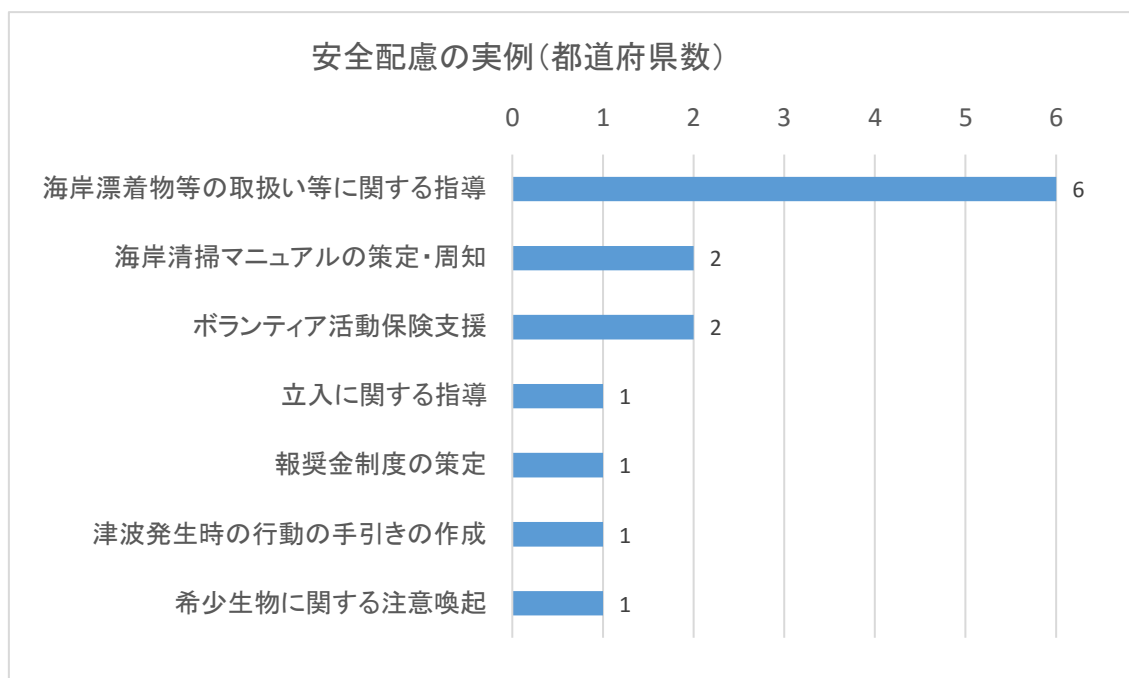
安全配慮の実例について、表7-2、図7-2に示した。

「海岸漂着物等の取扱い等に関する指導」が最も多くなっていた。

表 7-2 安全配慮の実例

実例	都道府県数	都道府県名
海岸漂着物等の取扱い等に関する指導	6	茨城県、千葉県、愛媛県、福岡県、長崎県、鹿児島県
海岸清掃マニュアルの策定・周知	2	山口県、徳島県
ボランティア活動保険支援	2	富山県、愛知県
立入に関する指導	1	千葉県
報奨金制度の策定	1	愛知県
津波発生時の行動の手引きの作成	1	神奈川県
希少生物に関する注意喚起	1	千葉県

図 7-2 安全配慮の実例（複数回答有）



7-3 連携している、又は連携が想定される民間団体等

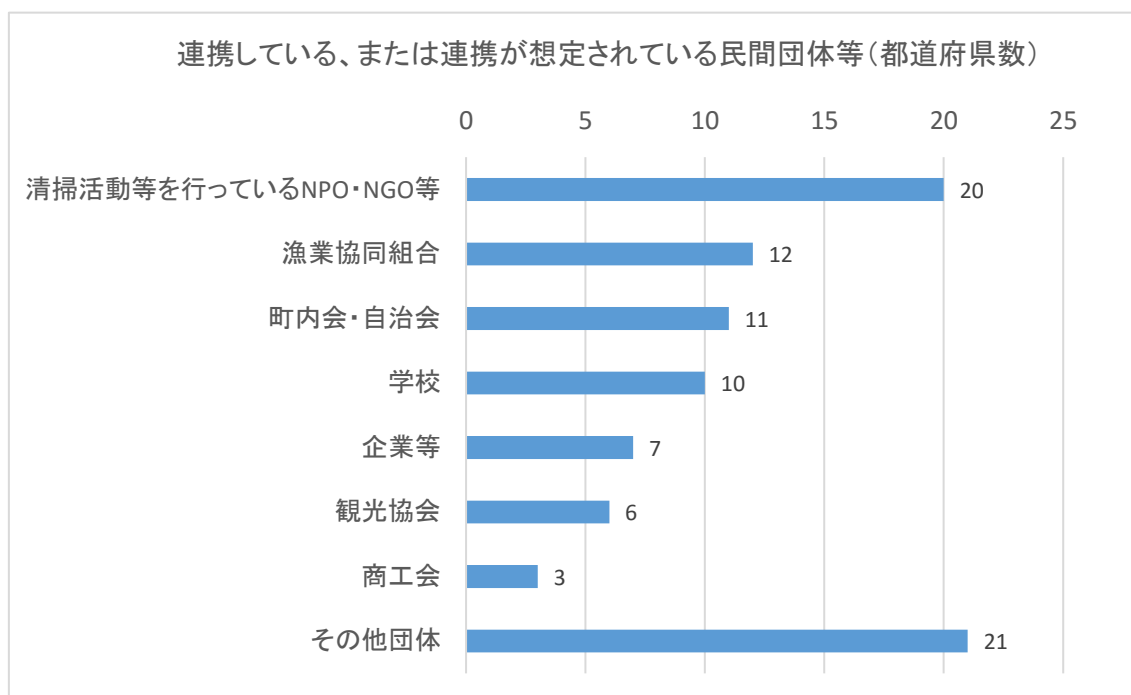
連携している、又は連携が想定される民間団体等について表7-3、図7-3に示した。

「その他団体」を除き、「清掃活動等を行っているNPO・NGO等」との連携が最も多くなっていた。

表 7-3 連携している、又は連携が想定される民間団体等（複数回答有）

実例	都道府県数
清掃活動等を行っている NPO・NGO 等	20
漁業協同組合	12
町内会・自治会	11
学校	10
企業等	7
観光協会	6
商工会	3
その他団体	21

図 7-3 連携している、又は連携が想定される民間団体等（複数回答有）



8 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発（法第 26 条、第 27 条）

都道府県等が取り組む環境教育の推進、普及啓発の主な事例について表8-1～表8-4、8-1～図8-4に示した。

なお、都道府県等が行っている事業のうち、環境省の基金事業を利用したものは「平成26年度基金」と記載した。また、都道府県独自の予算で実施した事業は「都道府県単独事業」とし、これら以外については「その他」と記載した。

表 8-1 環境教育・普及啓発の実例(平成 26 年度基金、複数回答有)

実例（平成 26 年度基金）	都道府県数	都道府県名
啓発資材の作成・配布	13	青森県、秋田県、山形県、茨城県、富山県、石川県、愛知県、三重県、兵庫県、鳥取県、香川県、長崎県、鹿児島県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	13	北海道、青森県、秋田県、新潟県、富山県、石川県、福井県、三重県、京都府、徳島県、香川県、熊本県、大分県
清掃活動・クリーンアップ活動	13	青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、福井県、三重県、京都府、兵庫県、島根県、山口県、香川県、大分県、
マスメディア等による啓発活動	9	青森県、秋田県、神奈川県、富山県、三重県、鳥取県、香川県、愛媛県、宮崎県
学校・企業における教育の実施	6	富山県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、沖縄県
パンフレット等の作成・配布	6	北海道、新潟県、富山県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県
研修会・講座等の実施	5	山形県、三重県、香川県、愛媛県、鹿児島県
漂着物・パネル等の展示による啓発活動	4	山形県、富山県、石川県、愛知県
漂着物調査の実施	4	富山県、三重県、山口県、香川県
HP 等による啓発活動	2	三重県、香川県
人材育成	2	三重県、香川県
国際交流事業の実施	1	長崎県
パトロール・呼びかけ	1	神奈川県

看板・標識等の設置	1	鹿児島県
回収・処理マニュアルの作成・配布	1	熊本県
SNS による啓発活動	1	香川県
普及啓発員の採用	1	兵庫県
普及啓発用車借上	1	兵庫県
関係団体による交流会の開催	1	三重県
他団体との連携	1	愛知県
活動への補助金等の交付	1	和歌山県
地元の学生による海岸保全施設への描画	1	高知県
学習施設に常設展示物設置	1	三重県

図 8-1 環境教育・普及啓発の実例(平成 26 年度基金、複数回答有)

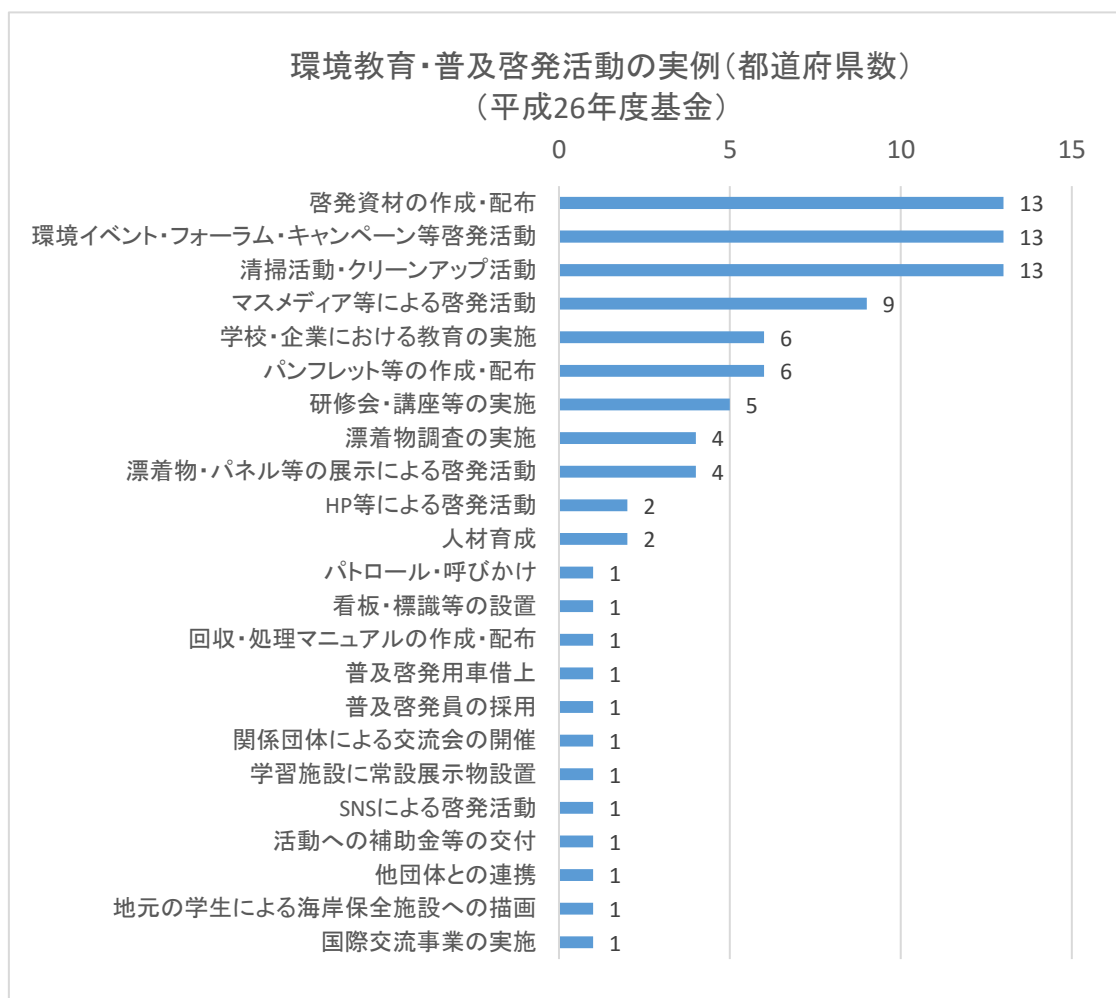


表 8-2 環境教育・普及啓発の実例(都道府県単独事業、複数回答有)

実例（都道府県単独事業）	都道府県数	都道府県名
HP 等による啓発活動	1	富山県
パトロール・呼びかけ	1	(滋賀県※)
パンフレット等の作成・配布	1	青森県
マスメディア等による啓発活動	1	青森県
研修会・講座等の実施	1	富山県
清掃活動・クリーンアップ活動	1	富山県
漂着物・パネル等の展示による啓発活動	1	沖縄県

※滋賀県の回答は琵琶湖を対象としたものだが、参考として記載する

表 8-3 環境教育・普及啓発の実例(その他、複数回答有)

実例（その他）	都道府県数	都道府県名
学校・企業における教育の実施	7	千葉県、神奈川県、三重県、山口県、香川県、福岡県、鹿児島県
清掃活動・クリーンアップ活動	5	千葉県、神奈川県、香川県、福岡県、鹿児島県
HP 等による啓発活動	5	神奈川県、岡山県、広島県、山口県、宮崎県
啓発資材の作成・配布	4	千葉県、福井県、岡山県、大分県
マスメディア等による啓発活動	3	神奈川県、岡山県、香川県
研修会・講座等の実施	2	三重県、香川県
パンフレット等の作成・配布	2	岡山県、福岡県
他団体との連携	2	神奈川県、香川県
SNS による啓発活動	2	神奈川県、山口県
漂着物・パネル等の展示による啓発活動	2	神奈川県、香川県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	2	神奈川県、三重県
ボランティア団体の認定	1	広島県
海岸愛護ポスター募集・表彰	1	香川県
広報誌による啓発活動	1	鹿児島県
漂着物調査の実施	1	山口県
環境講座への講師派遣	1	三重県
活動への補助金等の交付	1	千葉県

図 8-3 環境教育・普及啓発の実例（その他、複数回答有）

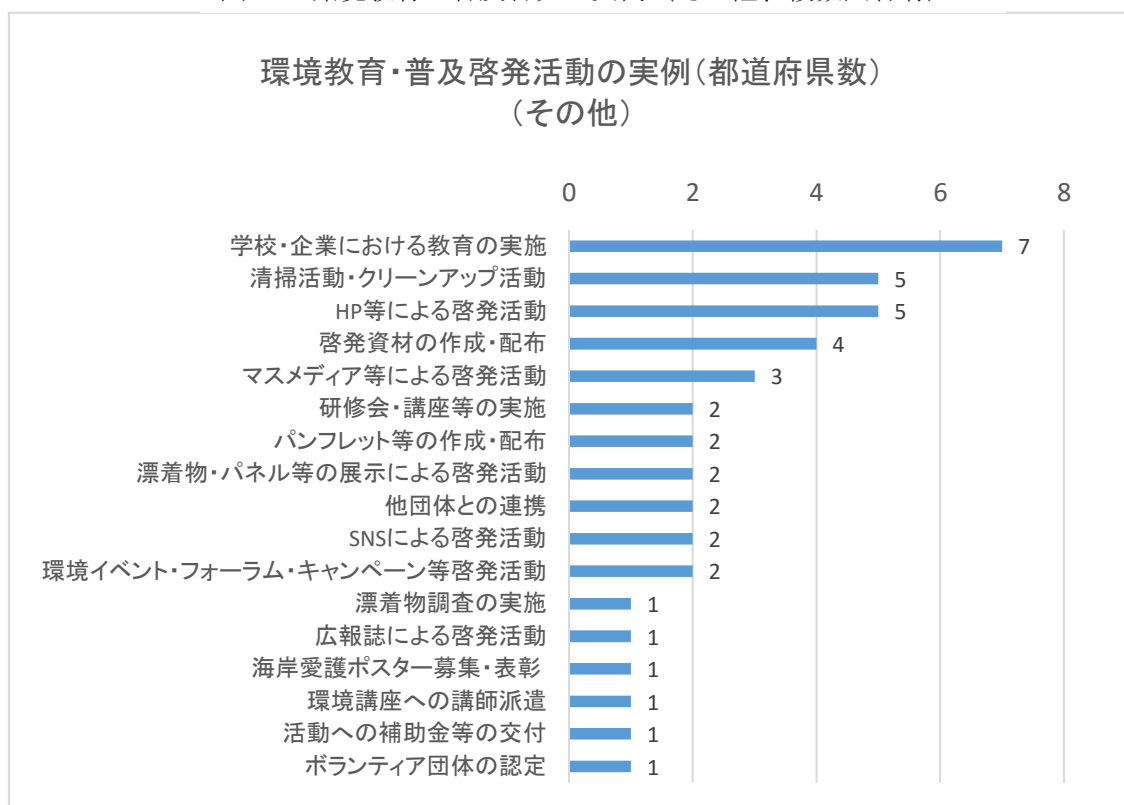
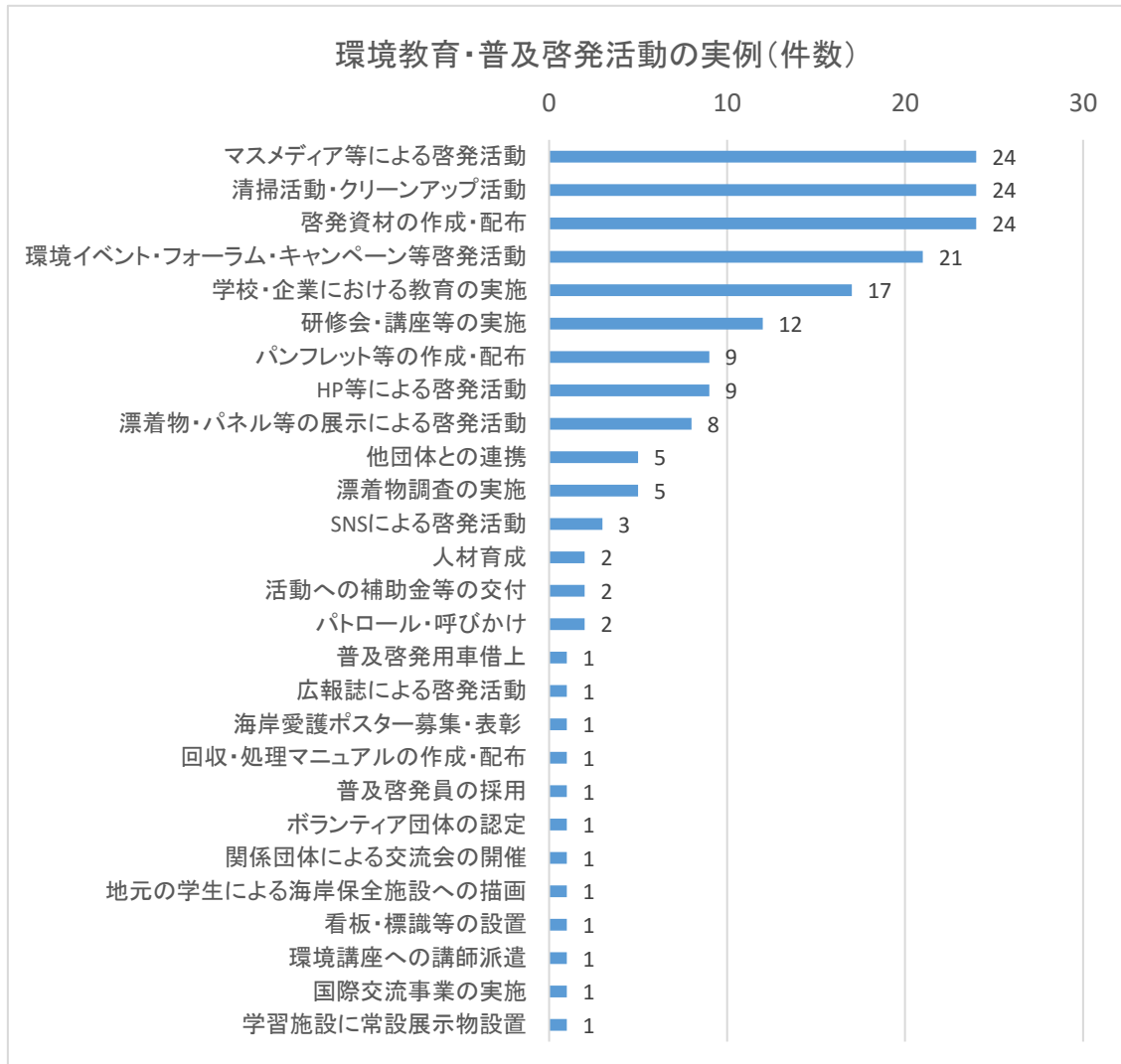


表 8-4 環境教育・普及啓発の実例(全事業の合計件数、複数回答有)

実例(件数)	都道府県数
マスメディア等による啓発活動	24
清掃活動・クリーンアップ活動	24
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	24
啓発資材の作成・配布	21
学校・企業における教育の実施	17
研修会・講座等の実施	12
HP 等による啓発活動	9
漂着物・パネル等の展示による啓発活動	9
パンフレット等の作成・配布	8
他団体との連携	5
漂着物調査の実施	5
SNS による啓発活動	3
活動への補助金等の交付	2
人材育成	2
パトロール・呼びかけ	2
普及啓発用車借上	1
広報誌による啓発活動	1
海岸愛護ポスター募集・表彰	1
国際交流事業の実施	1
学習施設に常設展示物設置	1
普及啓発員の採用	1
回収・処理マニュアルの作成・配布	1
関係団体による交流会の開催	1
地元の学生による海岸保全施設への描画	1
看板・標識等の設置	1
ボランティア団体の認定	1
環境講座への講師派遣	1

表 8-4 環境教育・普及啓発の実例(全事業の合計件数、複数回答有)



9 その他発生抑制対策について(法第 23 条、26 条、27 条)

9-1 「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外の発生抑制対策

都道府県等が取り組んだ発生抑制対策のうち「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外のものについて、表 9-1-1、表 9-1-2、図 9-1-1 に示した。

なお、都道府県等が行っている事業のうち、環境省の基金事業を利用したものは「平成 26 年度基金」と記載した。また、都道府県が独自の予算で実施したものは「都道府県単独事業」とし、これら以外については「その他」と記載した。

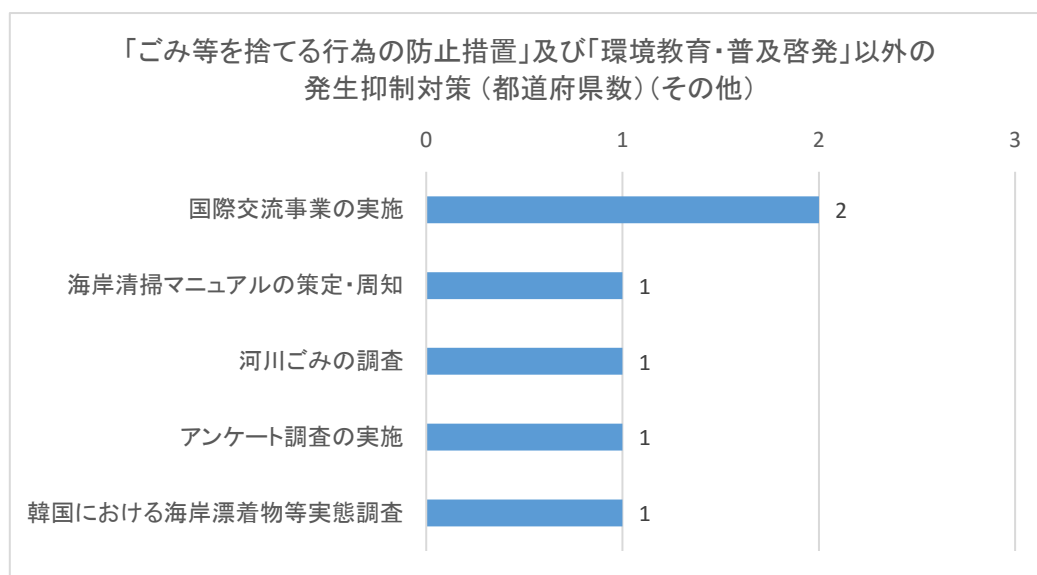
表 9-1-1 「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外の発生抑制対策
(平成 26 年度基金、複数回答有)

実例（平成 26 年度基金）	都道府県数	都道府県名
ボランティア用ごみ袋を配布	1	千葉県
干潟での火気使用全面禁止の徹底	1	千葉県
不法投棄監視員パトロール	1	千葉県
地区協議会の開催	1	福井県
アンケート調査の実施	1	鳥取県
関係自治体が連携した漂着物対策 検討会の開催	1	三重県

表 9-1-2 「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外の発生抑制対策
(その他、複数回答有)

事例（平成 26 年度基金）	都道府県数	都道府県名
国際交流事業の実施	2	長崎県、沖縄県
海岸清掃マニュアルの策定・周知	1	長崎県
河川ごみの調査	1	沖縄県
アンケート調査の実施	1	京都府
韓国における海岸漂着物等実態調査	1	長崎県

図 9-1-1 「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外の発生抑制対策
(その他、複数回答有)



9-2 発生抑制対策として波及効果が期待される事例

都道府県等が取り組んだ発生抑制対策として波及効果が期待される事例について表 9-2-1～表 9-2-3、図 9-2-1、図 9-2-2 に示した。

表 9-2-1 発生抑制対策として波及効果が期待される事例(平成 26 年度基金、複数回答有)

事例（平成 26 年度基金）	都道府県数	都道府県名
パンフレットの作成・啓発素材の配布等	4	富山県、三重県、香川県、宮崎県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	3	北海道、富山県、徳島県
清掃活動・クリーンアップ活動	3	山口県、徳島県、大分県
学校・企業における教育の実施	2	山形県、徳島県
関係団体による交流会の開催	1	三重県
マスメディア等による啓発活動	1	宮崎県
監視カメラの設置	1	鹿児島県
HP 等による啓発活動	1	富山県
学習施設に常設展示物設置	1	三重県
活動への補助金等の交付	1	和歌山県
国際交流事業の実施	1	長崎県

図 9-2-1 発生抑制対策として波及効果が期待される事例(平成 26 年度基金、複数回答有)

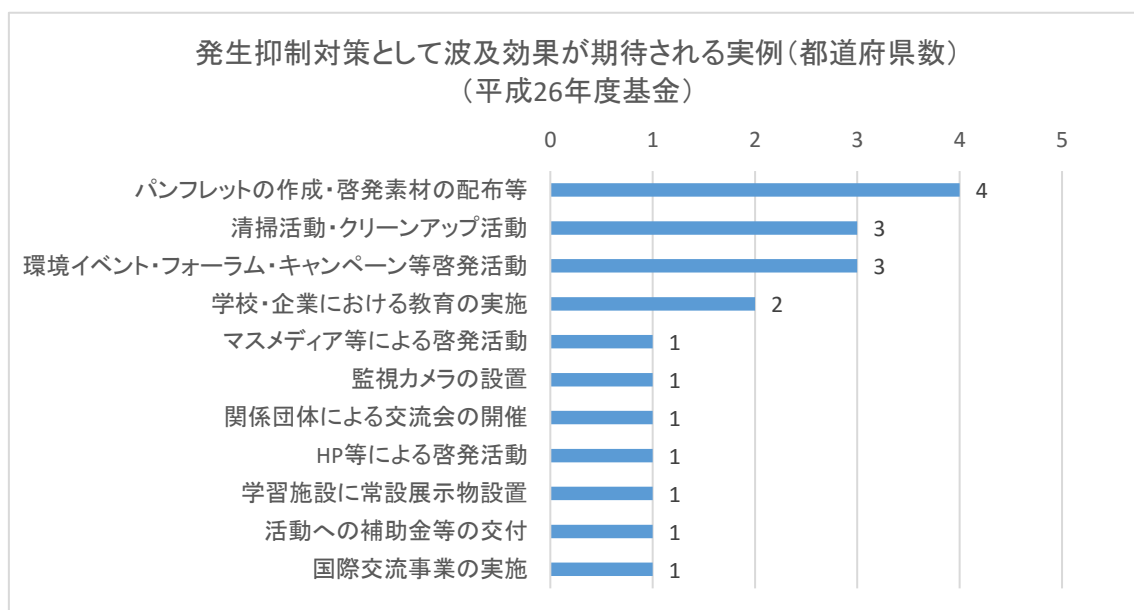


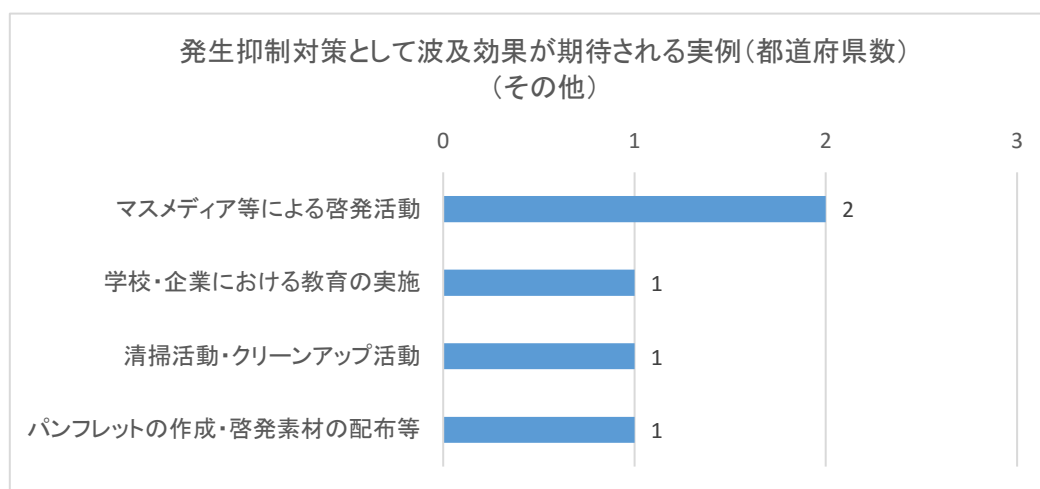
表 9-2-2 発生抑制対策として波及効果が期待される事例(都道府県単独)

事例（都道府県単独）	都道府県数	都道府県名
清掃活動・クリーンアップ活動	1	沖縄県
出前講座の開催	1	富山県

表 9-2-3 発生抑制対策として波及効果が期待される事例(その他)

事例（その他）	都道府県数	都道府県名
マスメディア等による啓発活動	2	香川県、愛媛県
学校・企業における教育の実施	1	愛知県
清掃活動・クリーンアップ活動	1	千葉県
パンフレットの作成・啓発素材の配布等	1	新潟県

図 9-2-2 発生抑制対策として波及効果が期待される事例(その他、複数回答有)



9-3 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題

都道府県等が取り組んだ発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題について表 9-3-1～表 9-3-3、図 9-3-1～図 9-3-3 に示した。

表 9-3-1 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題(平成 26 年度基金、複数回答有)

実例（平成 26 年度基金）	都道府県数	都道府県名
普及啓発から発生抑制対策の開始が必要	3	東京都、京都府、鳥取県
河川ごみに関して、一層の普及啓発が必要	2	富山県、愛知県
広域レベルで取り組む対策が必要(国、県、民間等)	2	神奈川県、鹿児島県
国際間の連携・協力が必要	1	沖縄県
地域・対象者ごとへの普及啓発が必要	1	富山県
離島ほか人の手が入りにくい地域の清掃が必要	1	香川県
監視カメラの費用対効果の薄さ	1	鹿児島県
県内全域での発生抑制対策が必要	1	熊本県
内陸部の住民への普及啓発が必要	1	兵庫県

図 9-3-1 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題(平成 26 年度基金、複数回答有)



表 9-3-2 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題(都道府県単独)

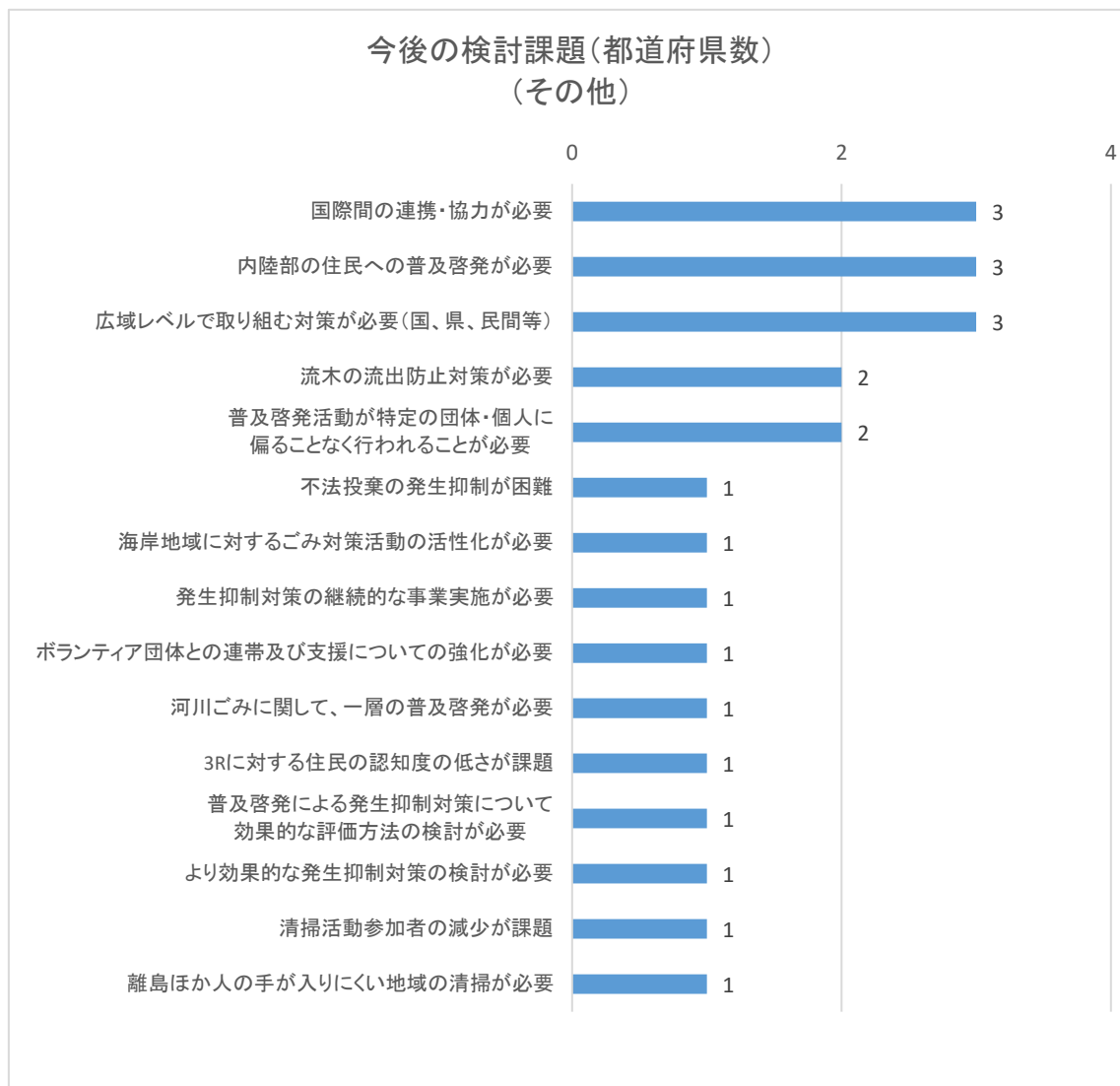
事例（都道府県単独）	都道府県数	都道府県名
ポイ捨てごみ（タバコの吸殻）削減のための喫煙者のモラル向上	1	（滋賀県※）

※滋賀県の回答は琵琶湖を対象としたものだが、参考として記載する

表 9-3-3 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題(その他、複数回答有)

事例（その他）	都道府県数	都道府県名
広域レベルで取り組む対策が必要（国、県、民間等との連携）	3	千葉県、三重県、山口県
内陸部の住民への普及啓発が必要	3	山形県、山口県、愛媛県
国際間の連携・協力が必要	3	山口県、福岡県、長崎県
流木の流出防止対策が必要	2	北海道、宮崎県
普及啓発活動が特定の団体・個人に偏ることなく行われることが必要	2	秋田県、三重県
ボランティア団体との連帯及び支援についての強化が必要	1	福岡県
離島ほか人の手が入りにくい地域の清掃が必要	1	大分県
河川ごみに関して、一層の普及啓発が必要	1	北海道
発生抑制対策の継続的な事業実施が必要	1	徳島県
不法投棄の発生抑制が困難	1	千葉県
海岸地域に対するごみ対策活動の活性化が必要	1	福岡県
より効果的な発生抑制対策の検討が必要	1	新潟県
普及啓発による発生抑制対策について効果的な評価方法の検討が必要	1	三重県
清掃活動参加者の減少が課題	1	香川県
3R に対する住民の認知度の低さが課題	1	和歌山県

図 9-3-3 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題(その他、複数回答有)



9-4 発生抑制対策に係る今後の予定

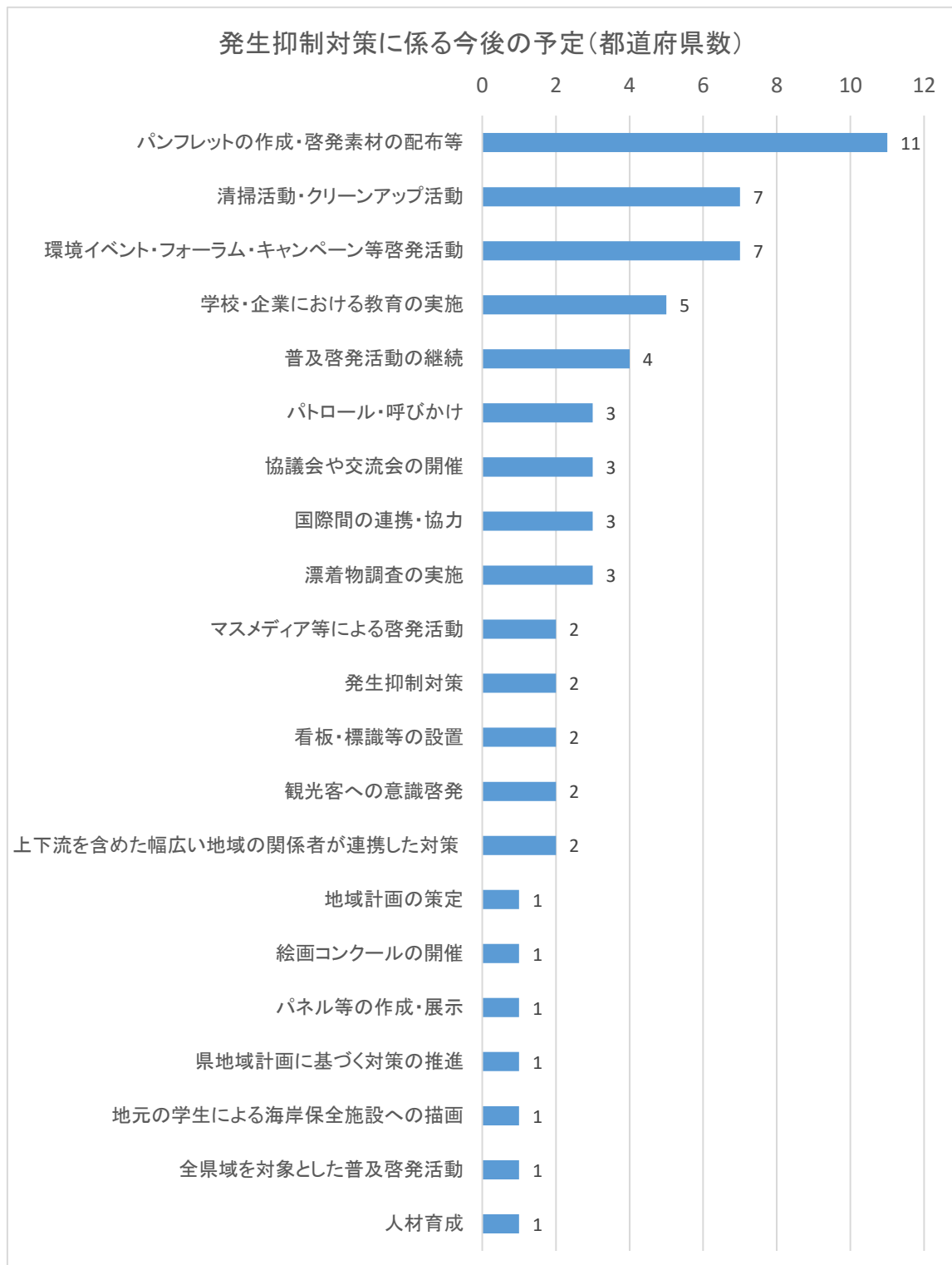
都道府県等が取り組む発生抑制対策のこれからの予定について表 9-4-1、図 9-4-1 に示した。「パンフレットの作成・啓発素材の配布等」が最も多くなっていた。

図 9-4-1 発生抑制対策に係る今後の予定（複数回答有）

今後の予定	都道府県数	都道府県名
パンフレットの作成・啓発素材の配布等	11	青森県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、鳥取県、山口県、高知県、大分県、鹿児島県、沖縄県、
清掃活動・クリーンアップ活動	7	千葉県、新潟県、京都府、島根県、徳島県、香川県、鹿児島県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	7	北海道、青森県、山形県、東京都、石川県、三重県、山口県
学校・企業における教育の実施	5	愛知県、香川県、三重県、千葉県、島根県
普及啓発活動の継続	4	栃木県、三重県、徳島県、宮崎県
協議会や交流会の開催	3	沖縄県、広島県、兵庫県
漂着物調査の実施	3	香川県、鳥取県、島根県
国際間の連携・協力	3	沖縄県、長崎県、島根県
パトロール・呼びかけ	3	神奈川県、千葉県、福岡県
マスメディア等による啓発活動	2	青森県、鳥取県
発生抑制対策	2	宮崎県、熊本県
看板・標識等の設置	2	静岡県、千葉県
観光客への意識啓発	2	香川県、(滋賀県※)
上下流を含めた幅広い地域の関係者が連携した対策	2	三重県、富山県
地域計画の策定	1	広島県
絵画コンクールの開催	1	和歌山県
パネル等の作成・展示	1	和歌山県
県地域計画に基づく対策の推進	1	岡山県
地元の学生による海岸保全施設への描画	1	高知県
全県域を対象とした普及啓発活動	1	愛知県
人材育成	1	香川県

※滋賀県の回答は琵琶湖を対象としたものだが、参考として記載する

図 9-4-1 発生抑制対策に係る今後の予定（複数回答有）



10 海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明（法第28条）

10-1 取組みの実施状況

① 効率的な処理

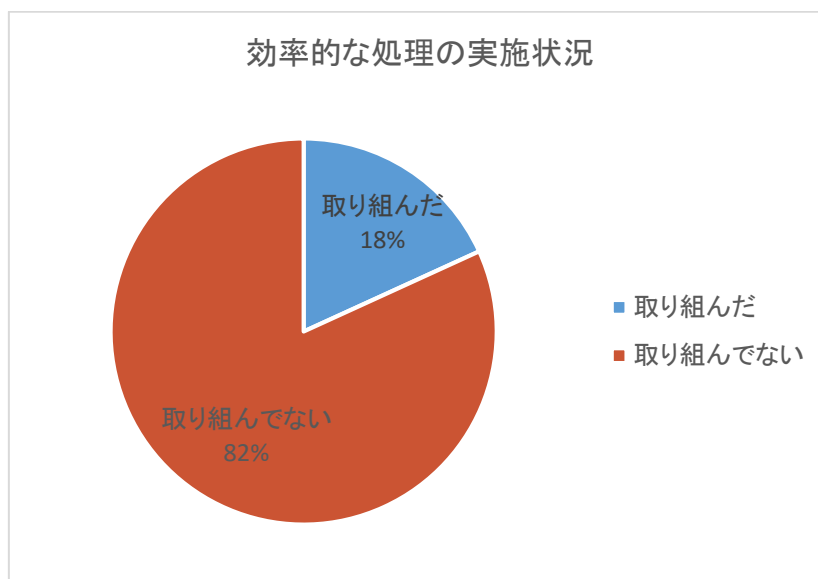
海岸漂着物等の効率的な処理に係る取組みの実施状況について表10-1-1、図10-1-1に示した。

平成26年度は8道県で取組みが行われている。

表 10-1-1 海岸漂着物等の効率的な処理の実施状況

実施状況	都道府県数	都道府県名
取り組んだ	8	北海道、神奈川県、鳥取県、山口県、高知県、長崎県、熊本県、鹿児島県
取り組んでない	36	その他の都道府県（回答なし除く）
計	44	

図 10-1-1 海岸漂着物等の効率的な処理の実施状況（割合）



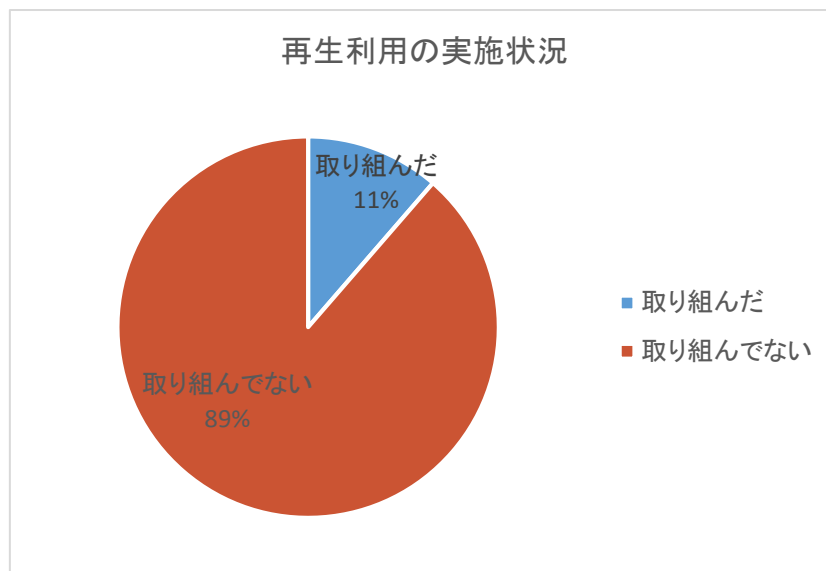
②再生利用

海岸漂着物等の再生利用に係る取組みの実施状況について表10-1-2、図10-1-2に示した。
平成 26 年度は 5 道県で取組みが行われている。

表 10-1-2 海岸漂着物等の再生利用の実施状況

実施状況	都道府県数	都道府県名
取り組んだ	5	北海道、山形県、徳島県、長崎県、沖縄県
取り組んでない	39	その他の都道府県（回答なし除く）
計	44	

図 10-1-2 海岸漂着物等の再生利用の実施状況（割合）



③発生の原因の究明等

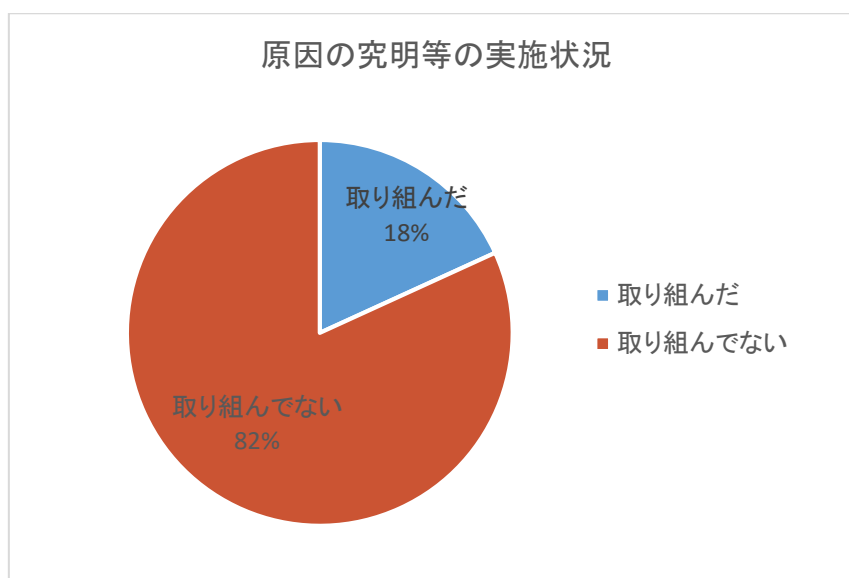
海岸漂着物等の発生の原因の究明等に係る取組みの実施状況について表10-1-3、図10-1-3に示した。

平成 26 年度は 8 道県で取組みが行われている。

表 10-1-3 海岸漂着物等の原因の究明等の実施状況

実施状況	都道府県数	都道府県名
取り組んだ	8	北海道、富山県、香川県、福岡県、長崎県、大分県、沖縄県、鹿児島県
取り組んでない	36	その他の都道府県（回答なし除く）
計	44	

図 10-1-3 海岸漂着物等の原因の究明等の実施状況（割合）



10-2 成果の概要

海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生原因の究明等に係る取り組みの概要・成果について表10-2-1～表10-2-3に示した。

表 10-2-1 効率的な処理の取組の概要・成果

都道府県	概要・成果
北海道	流木のリサイクルモデル実証試験（H26 基金） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/H25H26kaigankeikaku.htm
神奈川県	毎日の海岸パトロールで海岸の汚れ度を目視点検し、清掃が必要な基準に達したら清掃を実施した。（H26 基金）
鳥取県	定期的な巡視を行うとともに、地元住民や市町村等と連携して回収処理を実施。特に海水浴シーズンは迅速な対応ができる体制をとっている
山口県	「山口県海岸漂着物処理マニュアル」を作成し、協議会等において周知した。（H26 基金）【山口県海岸漂着物処理マニュアルの掲載URL】 http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/16kaigan/chiikikeikaku.html
高知県	・回収した漂着物の野積・乾燥による体積の圧縮 ・数回にわたって漂着が予想される個所について、集積のみを行い、運搬・処分は台風シーズン終了後に一括して行う。
長崎県	長崎県海岸清掃マニュアル作成（H26 基金）
熊本県	発生抑制のための啓発イベントでの海岸清掃では、種類別に回収するため、あらかじめ色の異なるゴミ袋を配付し、分別収集を実施した。（H26 基金）
鹿児島県	地域ボランティア団体による海岸清掃に併せて、地元住民及び行政職員による海ごみ回収を行い、一緒に処分した(H26 基金)。回収した海ごみをストックヤード等に一時保管し、ある程度溜まった状態で処理することにより、処理経費の節減が図られた。

表 10-2-2 再生利用の取組の概要・成果

都道府県	概要・成果
北海道	流木のリサイクルモデル実証試験（H26 基金） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/H25H26kaigankeikaku.htm
山形県	海岸に漂着した流木を原料として炭を焼成した。漂着ごみの再資源化として有効であるが、現行の建設業者が回収処分する方法に比べてコスト高になること、豪雨、台風、風浪等の状況により漂着する流木量にバラつきがあることから営利事業としては適さない。
徳島県	流木等再生可能な海岸漂着物について、一般廃棄物再生利用業を通じ、チップ化などのリサイクルを行った。

長崎県	長崎県海岸清掃マニュアル作成（H26 基金）
沖縄県	県内における海岸漂着物の再資源化の可能性に関する調査検討を実施した。 （H26 基金）

表 10-2-3 発生原因の究明等の取組の概要・成果

都道府県	概要・成果
北海道	流木流出量推定モデルの構築（H26 基金） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/H25H26kaigankeikaku.htm
富山県	・漂着物の多い海岸を対象とした詳細調査を実施し、県内陸部から河川を通じて流出したごみが多く漂着していること、気象の影響により漂着物の量に差が生じることなどを把握（H26 基金） ・県内河川におけるごみの分布状況、流出実態の調査を実施（H26 基金） （調査結果を活用したリーフレット、マップをホームページに掲載 http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/kj00014049.html）
香川県	川からの動態調査を実施。（H26 基金）
福岡県	遠賀川由来海岸漂着ごみ実態調査（H26 基金） ・海岸漂着ごみの現地調査等による実態把握 調査結果は発生抑制対策の検討の基礎資料とした。
長崎県	・長崎県海辺の漂着物調査（H26 基金） ・韓国における海岸漂着物等実態調査（H26 基金）
大分県	漂着物のうち、人工ごみの中で個数が多かったのがプラスチック類であった。中でも、牡蠣養殖用のカキパイプがプラスチック類の約4割を占めており、漁業者に対する啓発が重要と考えられる結果となった。
鹿児島県	関係団体とともに発砲スチロール製フロート対策について協議。
沖縄県	県内2級河川におけるごみ調査（H26 基金）・・・65 河川

1 1 海岸漂着物対策事業に係る事業費等（法第 29 条）

1 1-1 事業費等

平成 26 年度における海岸漂着物対策（国庫補助事業以外の都道府県単独事業、市町村単独事業を含む）に係る主要事項について、表 11-1 に示した。

平成 26 年度では都道府県事業、市町村事業ともに、国庫補助事業が大きな割合（事業費ベース）を占めた。（国庫事業の割合：都道府県事業 94%、市町村事業 88%）

表 11-1 海岸漂着物対策事業に係る平成 26 年度事業費（全国合計 単位：千円）

					H26年度							備考
					清掃回数 又は事業 件数	事業費(千円)				回収量(t)	回収量 (m3)	
						合計	国庫負担	都道府県負担	市町村負担			
都道府県事業	国庫補助事業	直営	漂着物事業	計画策定等	7	2,432	1,216	1,216	0	—	—	
				回収・処理	1,324	2,202,834	2,075,888	126,946	0	33,709	13,524	
				発生抑制	95	567,159	566,687	472	0	—	—	
			災害事業	回収・処理	2	26,795	14,565	12,230	0	695	—	
				その他	—	0	0	0	0	—	—	
				回収・処理	3	300	300	0	0	—	—	
		その他	その他	1	1,364	1,364	0	0	—	—		
			民間団体補助	回収・処理	—	0	0	0	0	—	—	
		その他		—	0	0	0	0	—	—		
	都道府県単独事業	直営	回収・処理	238	148,805	0	143,797	5,008	390	3,513		
			その他	5	7,632	0	7,632	0	—	—		
		民間団体補助	回収・処理	332	10,645	0	10,645	0	625	—		
			その他	109	8,442	0	8,442	0	—	—		
小計(都道府県事業)					2,116	2,976,408	2,660,020	311,380	5,008	35,419	17,037	
市町村事業（一部事務組合等を含む）	国庫補助事業	直営	漂着物事業	回収・処理	3,707	2,016,260	1,999,670	0	16,590	13,580	7,841	
				発生抑制	31	150,854	150,649	0	205	—	—	
				回収・処理	1	10,375	2,453	0	7,922	299	460	
			災害事業	その他	—	0	0	0	0	—	—	
				回収・処理	7	4,128	4,128	0	0	56	94	
				その他	—	0	0	0	0	—	—	
		民間団体補助	回収・処理	35	3,546	3,446	24	76	61	—		
			その他	—	0	0	0	0	—	—		
	都道府県補助事業 (国庫補助以外)	直営	回収・処理	10	28,262	0	16,648	11,614	247	1,079		
			その他	—	0	0	0	0	—	—		
		民間団体補助	回収・処理	45	2,864	0	1,451	1,413	49	52		
			その他	—	0	0	0	0	—	—		
	市町村単独事業	直営	回収・処理	1,762	209,158	3,318	0	205,840	5,292	1,049		
			その他	26	2,010	0	0	2,010	—	—		
		民間団体補助	回収・処理	2,543	22,176	600	0	21,576	1,036	1,719		
			その他	13	3,555	0	0	3,555	—	—		
小計(市町村事業)					8,180	2,453,188	2,164,264	18,123	270,801	20,620	12,295	
合計					10,296	5,429,597	4,824,284	329,503	275,809	56,039	29,331	

図 11-1-1 平成 26 年度 海岸漂着物に係る事業費（事業主体別事業費）

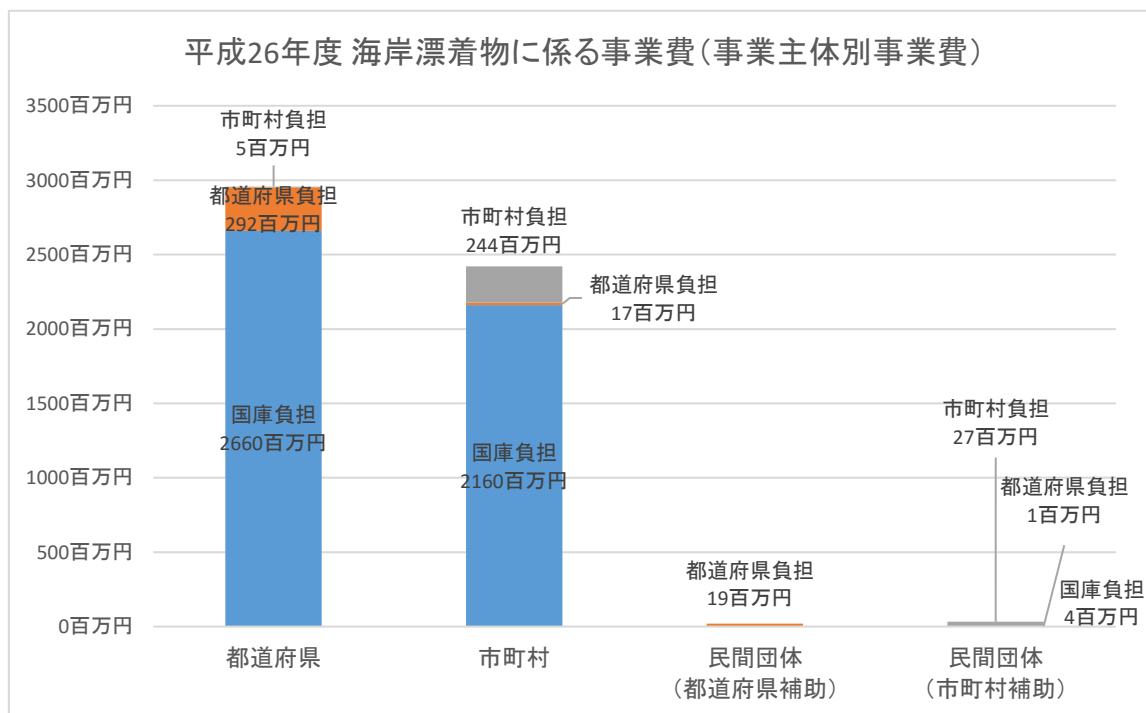
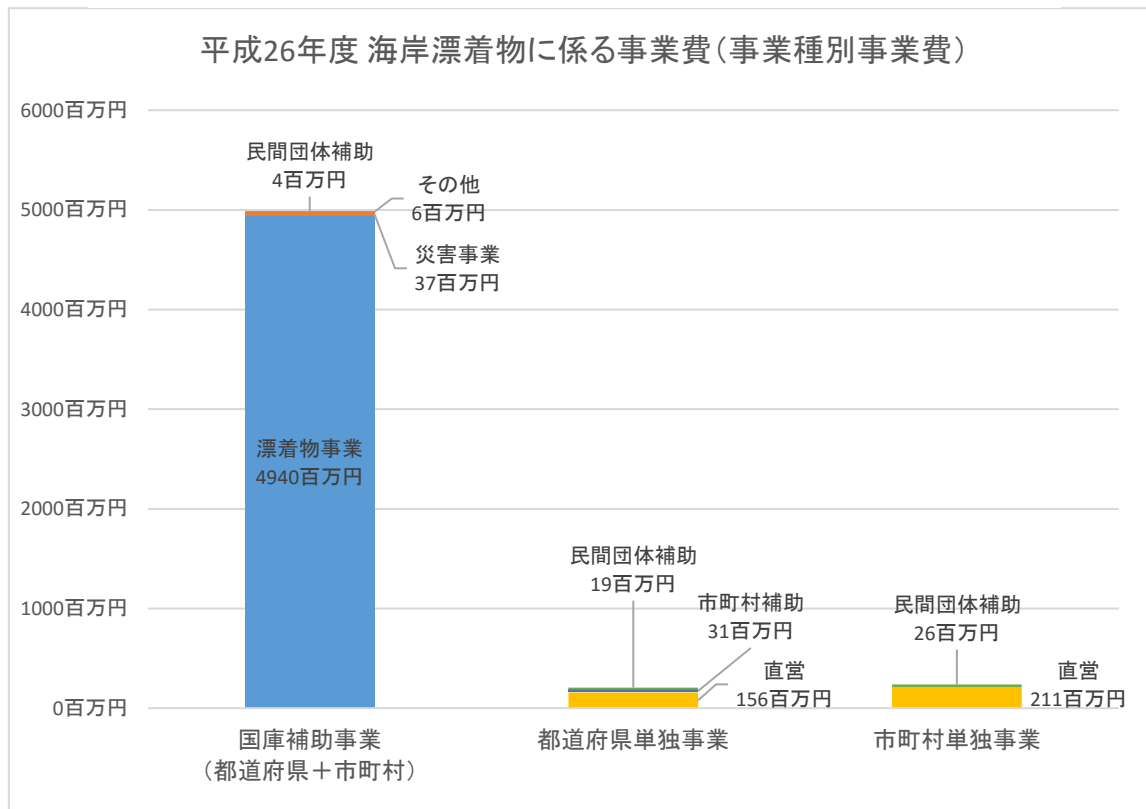


図 11-1-2 平成 26 年度 海岸漂着物に係る事業費（事業費別事業費）



1 1-2 「その他」の内容

表 11-1 のうち「その他」の内容について、回答のあったものを表 11-2 に示した。

表 11-2 「その他」の実施内容

都道府県	実施内容
千葉県	都道府県事業：震災による回収済み漂着ごみ破碎処理
富山県	雇用創出基金事業（厚生労働省による基金事業）： 小矢部川流域をモデルとして、流域の経済団体、農業・漁業団体、女性団体、自治会、行政機関等で構成する富山県海岸漂着物対策推進協議会小矢部川流域部会の設置・開催
石川県	都道府県事業：広域圏事務組合へのビーチクリーナの無償貸与 市町村事業：市民によるボランティア清掃時のテントやベンチ等の設営
三重県	都道府県事業：海岸漂着物対策セミナーの開催
岡山県	都道府県事業：海底ごみ啓発に係るテレビ放映とDVDの作成・配布
愛媛県	都道府県事業： 県管理海岸の一定区域について、住民団体、海岸愛護団体、NPO、企業等の自発的に清掃を行っていただくボランティア「愛ビーチ・サポーター」に対し、軍手やごみ袋の提供、ボランティア損害保険の加入等の支援を行う。
福岡県	都道府県事業： ・普及啓発ポスター、リーフレット作成、ボランティア傷害危険保険加入 市町村事業： ・清掃イベントの費用
長崎県	都道府県事業：啓発用パネル・リーフレット作成
宮崎県	都道府県事業： ・清掃ボランティア活動の支援（資材提供等）（H25-H27）※継続予定 海岸や河川、漁港の清掃活動を行うボランティア団体に対し、次のとおり支援を行う。 ・回収した海岸ごみの処理費用に対する補助 ・活動に必要な物品（軍手やごみ袋）の支給 ・参加者に掛ける保険代の補助”

12 各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題

各都道府県から自由回答で得られた海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題等についてとりまとめた。

① 課題、提案及び要望（財政以外）

海岸漂着物処理推進法の施行の有無にかかわらず、各都道府県において、海岸漂着物対策の推進にあたり意見が得られた課題、提案及び要望等についてまとめたものを表12-1に示した。

表 12-1 課題、提案および要望（財政以外）

発生抑制・啓発及び情報公開	・英語での発信強化（2016年G7サミット等に向けて） ・効果的な発生抑制対策の情報提供 ・アシ、草などの自然物の漂着への対応策の検討、事例の収集、紹介 ・国としても、国民向けに漂着物の発生抑制に係る全国的な普及啓発を実施していただきたい。 ・漂流ゴミの多くは、河川からの流出と思われるので、河川内でのゴミの除去対策（流出前対策）。 ・山間部の荒廃により流木が増加していると思われるので、荒廃森林の整備対策。 ・国民総参加による海洋ごみ対策の展開促進に向けた普及啓発の強化→全国的なPR活動を始めとする国民運動としての海洋ごみ対策の展開
仕組み・連携	・当県は内陸県であるが、琵琶湖においては特に台風通過後等に湖岸に大量の漂着ごみ等が打ち上げられ、生活環境に影響が生じる場合がある。昨年9月に成立した「琵琶湖保全再生法」では第15条で湖岸に漂着したごみ等の処理について謳われているところ。湖岸漂着ごみ問題も海岸漂着ごみ問題と課題が共通する部分もあると考えられるので、海岸漂着ごみ問題に携わる関係機関（国・都道府県・民間団体等）とも情報交換等を行いつつ、問題に取り組んでいきたい。 ・柔軟な執行が可能な制度設計とすること ・引き続き、全国担当者会議等での情報共有をお願いしたい。 ・海岸漂着物等の発生原因として内陸の海岸地域に不法投棄されたゴミが考えられるため、河川敷等内陸部のゴミを回収処理できる事業の創設 ・海岸漂着物だけでなく、漂流物についても処理責任の明確化について検討いただきたい。現状、海上保安庁により拾得された漂流物は、水難救護法に基づき最初に到着した市町村へ引き渡されており、港湾をもつ市

	町村に過度の負担が生じている。 ・漂流・漂着物の処理に係る既存の災害関連補助事業の採択基準を緩和するなど、実行ある制度とすること ・海岸漂着物は排出者が特定されにくく、また海外由来のものもあるなど、各自治体が個々に回収、処理しても根本的な対策になかなかつながらない現状がある。当該内容に円滑に対応するため、今後も引き続き国が先導して海岸漂着物対策に取り組んでほしい。
国際問題	・日本海沿岸諸国に対し、廃棄物の適正処理、原因の究明とその防止策、監視体制の強化などを国において働きかけること ・外国や外国籍の船舶などが漂着物の原因者である場合、処理費用の求償等に関して、国際的に調整する国レベルでの漂着物対策調整機関を設立すること ・日本海及び東シナ海沿岸諸国に対する廃棄物の適正処理及び海洋ごみの発生抑制の徹底→ 海洋ごみの主な排出国に向けた対策の要請 ・本県は海外由来のごみが大半を占め、発生源対策が困難な状況にある。国において、近隣諸国（中国、韓国、台湾等）に対して発生源対策を要請していただくとともに、その外交上の対応方針、状況について、丁寧に説明していただきたい。
事例の紹介	・河川流域の上下流に渡る幅広い地域の関係者が連携した発生抑制対策の先進事例の収集・紹介 ・漂着物の効率的な回収・処理方法の取組み事例の収集・紹介 ・海岸漂着物等のうち、危険物、処理困難物の回収・処理については、毎回、その判断等に苦慮している。他県において同様の事例があれば、是非紹介して欲しい。
その他	・海岸漂着物（流木）は燃料・敷きわら等への再利用が可能であるが、塩分等が問題となり活用先の確保が課題となっている。H26 事業で 1～2 ヶ月の屋外堆積で塩分が低減できる結果が得られており、利用先への周知・理解が推進の鍵となっているところ。 ・沿岸部の漂流・海底ごみ回収を国直営（回収船建造）で実施すること及び諸外国との交流事業について国直営による実施をお願いしたい。 ・特定漁具等有害物質を含む海岸漂着物の漂着状況の調査が毎年行われているところであるが、それにとどまらず、特定漁具等が生態系も含めた海岸環境へ及ぼす影響の度合い、対応方針・指針を示していただきたい。

②財政支援に関する要望

海岸漂着物対策に関する国による財政支援に関する要望についてまとめたものを、表 12-2 に示した。

表 12-2 財政支援に関する要望

恒久的、十分な額の措置	・回収した海岸漂着物等の処理については、一部の業者等しか対応してくれないため、コスト削減が難しくなっている。また、恒久的、かつ、海岸延長等に応じた十分な額の措置をお願いしたい。 ・恒久的かつ安定的な国庫の財源確保 ・平成 29 年度以降も海岸漂着物等地域対策推進事業を継続していただきたい。継続にあたっては、本県のように、国民の利用が多い海岸が地域の活性化に果たす役割は大きいことから、その重要性に鑑み、補助率を 10 割に復元していただきたい。さらに、海岸漂着物処理推進法第 31 条に基づき、海岸漂着物等対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため、必要な法制の整備を早期に行っていただきたい。 ・地方負担が極力生じないよう制度改善 ・漂着物の未然防止や漂着物の処理等に要する経費について、更なる地方負担増とならないよう、法律に基づき、十分かつ恒久的な財源措置を講ずること。 ・海岸漂着物対策を推進するため、海岸漂着物等の回収・処理及びその発生抑制に要する経費について、必要な予算を確保するとともに、地方自治体の負担増とならないよう十分配慮いただきたい。 ・海岸漂着物の回収処理、発生抑制対策に係る国の支援制度の必要額を確保していただくとともに、地方負担の軽減に御配慮いただきたい。 ・海岸漂着物等対策推進事業については、国の恒久的な財政措置が必要不可欠である。 ・継続的な財政支援（10／10 国庫） 要望額の満額確保をお願いします。特に平成 28 年度につきましては特段のご配慮をお願いします。 ・今後も確実に財政措置を講じること ・実績を考慮し十分な額を措置すること ・海洋ごみ対策が継続的かつ計画的に実施可能となる恒久的な財政措置→ 地域の実情に応じた海洋ごみ対策に必要な予算額の確保と、現行補助率の維持や特別交付税措置の充実 ・海岸漂着物等の対策に要する費用について、地域環境保全対策費補助金
-------------	--

	(海岸漂着物等地域対策推進事業費)を継続し、再生措置(地方負担軽減や必要な額の確保)の維持・改善をお願いしたい。 ・補助率が下げられる傾向にあり、自治体負担に限界がある。 ・海岸漂着物等地域対策推進事業は、従前国庫負担10/10だったものが、平成27年度から各自治体等の負担が発生することとなっている。本来、国は海岸漂着物処理推進法第29条の規定に基づき、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政措置を講じる義務があることから、これ以上の地方負担の拡大が行われることがないよう要望する
制度の拡大	・海岸漂着物の主な発生経路である河川のごみについて、回収・処理が出来る補助内容にしていきたい。 ・台風通過後に漂着ゴミが大量発生するため、災害適用の拡充、補助メニューの拡充(清掃船建造への補助の復活など) ・海岸漂着物の発生抑制対策として実施する河川ごみの回収処理に要する経費に財政上の措置を講じていただきたい。

2. 漂着ごみの回収実態調査等

2.1 目的

我が国における海岸漂着物等の発生の実態には未解明の部分が多く残されており、海岸漂着物等の効果的な発生抑制のための施策を的確に企画し、実施するためには、まず、海岸漂着物等の発生の状況や原因について可能な限り把握し、施策の検討の資料として供することが必要である。このため、漂着ごみの回収実態を把握する目的として、全国で行われている漂着ごみの回収実態を調査する。

2.2 実施内容と調査結果

2.2.1 調査対象データ

本調査における調査対象データを表Ⅱ．2-1 にまとめた。

表Ⅱ．2-1 調査対象データ

調対象データの呼称	調査方法
① 海岸漂着物地域対策推進事業	都道府県へのアンケート調査 (H26 年度事業実績)
② 民間団体による清掃活動	(一社) JEAN が集計している国際海岸クリーンアップの実績 (公財) 環日本海環境協力センター (NPEC) が集計している海辺の漂着物調査による回収処理実績についてアンケート調査
③ 環境省の委託調査	本業務で実施した現地調査のデータ (10 県分)

2.2.2 都道府県における回収状況等

(1) 調査方法

環境省が都道府県から収集した事業実績(回収処理に係る契約単位毎又は個別の海岸・海域毎の詳細なデータ)を都道府県ごとに集計し、回収量、清掃した海岸線長を整理した。

(2) 平成 26 年度の回収量等

表Ⅱ. 2-2 地域 GND 基金及び海岸漂着物等地域対策推進事業による回収量等の経年変化

No	都道府県名	2009年度(平成21年度)			2010年度(平成22年度)			2011年度(平成23年度)			2012年度(平成24年度)			2013年度(平成25年度)			2014年度(平成26年度)			
		データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	清掃回数	回収量(t)	海岸線長(km)
1	北海道	—	—	—	31	4,033	56	61	11,951	333	29	7,552	98	46	10,717	195	154	367	11,259	525
2	青森県	34	90	67	35	938	156	65	600	214	—	—	—	26	482	34	102	378	1,041	160
4	宮城県	—	—	—	—	—	—	1	211	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	秋田県	22	364	66	18	333	95	18	1,083	76	—	—	—	13	494	75	12	43	378	38
6	山形県	17	777	28	22	559	39	37	3,185	72	29	941	54	32	1,253	20	48	189	2,092	31
8	茨城県	—	—	—	—	—	—	3	33	2	—	—	—	6	178	8	—	—	—	—
12	千葉県	—	—	—	—	—	—	7	250	6	—	—	—	10	1,013	6	6	8	1,111	7
13	東京都	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	11	5	43	62	142	15
14	神奈川県	—	—	—	117	131	45	124	100	54	—	—	—	246	2,536	172	449	3,022	4,315	248
15	新潟県	31	970	71	63	1,130	82	159	1,767	190	44	223	72	90	1,844	141	164	234	1,819	428
16	富山県	7	203	42	47	215	97	91	1,894	138	—	—	—	26	1,453	44	41	186	810	64
17	石川県	1	2	3	14	474	36	29	1,319	103	—	—	—	44	1,350	74	48	79	1,271	86
18	福井県	3	1,621	1	6	39	9	35	2,270	33	—	—	—	22	825	23	28	1,033	703	29
22	静岡県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	愛知県	—	—	—	4	66	3	7	178	11	—	—	—	15	360	26	23	508	481	56
24	三重県	14	24	15	56	32	61	22	680	13	—	—	—	32	1,566	55	43	90	3,074	44
26	京都府	16	424	9	32	135	27	27	253	16	—	—	—	29	371	19	30	44	351	20
27	大阪府	2	1	4	1	1	5	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28	兵庫県	63	422	71	334	637	744	352	3,940	462	—	—	—	64	549	55	83	234	1,062	147
30	和歌山県	5	145	1	7	171	2	22	751	7	—	—	—	8	298	7	15	19	644	15
31	鳥取県	—	—	—	120	221	305	0	0	0	—	—	—	45	976	57	52	478	487	59
32	島根県	1	1	4	3	167	1	62	1,743	29	11	234	2	47	4,666	61	99	368	2,102	98
33	岡山県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34	広島県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35	山口県	24	127	15	48	249	60	121	275	166	72	102	120	40	326	130	59	331	328	147
36	徳島県	5	29	8	8	58	13	4	50	3	—	—	—	2	13	0	26	61	1,543	27
37	香川県	13	74	9	42	53	27	101	1,715	87	—	—	—	22	263	17	56	271	411	34
38	愛媛県	—	—	—	—	—	9	238	19	—	—	—	5	33	4	—	5	15	56	3
39	高知県	14	1,972	30	19	2,037	31	33	240	40	—	—	—	8	257	12	7	7	98	6
40	福岡県	6	46	4	10	66	176	15	424	64	—	—	—	20	157	21	16	337	159	74
41	佐賀県	2	0	4	11	558	47	4	357	30	—	—	—	10	264	14	12	19	156	24
42	長崎県	22	108	65	81	512	215	109	4,561	188	26	235	26	240	3,601	289	265	553	3,014	326
43	熊本県	11	49	16	30	138	20	40	210	50	—	—	—	14	209	23	—	—	—	—
44	大分県	—	—	—	1	13	1	7	65	14	—	—	—	5	187	4	62	1,110	1,074	88
45	宮崎県	2	371	13	2	51	0	9	788	24	—	—	—	5	241	35	30	149	1,190	18
46	鹿児島県	20	851	108	58	1,077	346	94	1,021	339	—	—	—	185	1,183	344	—	—	—	—
47	沖縄県	—	—	—	4	143	15	274	801	178	48	567	156	135	578	76	253	415	743	191
	計	335	8,671	655	1,224	14,238	2,714	1,943	42,956	2,964	259	9,854	528	1,495	38,254	2,048	2,231	10,610	41,913	3,009

表Ⅱ. 2-3 都道府県及び市町村が実施又は把握している清掃活動のデータの経年変化（H25以降は海岸漂着物等地域対策推進事業を除く）

No	都道府県名	2010年度(平成22年度)			2011年度(平成23年度)			2012年度(平成24年度)			2013年度(平成25年度)		2014年度(平成26年度)	
		データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	回収量(t)	データ数	回収量(t)
1	北海道	123	488	278	130	570	277	141	381	266	1	85		
2	青森県	22	42	43	67	174	142	48	115	61	103	530	25	188.99
5	秋田県	49	142	78	20	19	42	7	32	11	—	—	—	—
6	山形県	19	16	23	18	14	13	3	1	3	—	—	—	—
8	茨城県	38	43	27	31	99	40	15	15	17	—	—	—	—
12	千葉県	27	176	60	72	181	436	17	110	48	1,515	281	1755	195
13	東京都	—	—	—	7	6	4	3	0	3	—	—	—	—
14	神奈川県	34	31	33	56	1,225	57	27	142	34	5	0	—	—
15	新潟県	60	251	165	33	287	49	26	120	27	295	176	64	64.49
16	富山県	71	67	29	31	910	42	26	232	14	—	—	—	—
17	石川県	13	238	40	18	173	58	65	150	97	28	385	20	224.41
18	福井県	19	383	77	9	95	32	18	90	9	181	44	155	3918
22	静岡県	40	210	97	45	292	103	29	284	70	21	0	—	—
23	愛知県	10	17	8	74	95	406	51	306	157	1,083	400	1433	137.2
24	三重県	30	503	18	24	83	18	17	32	23	118	1,212	57	200
26	京都府	12	48	23	15	1,119	30	7	74	10	56	321	7	1.2
27	大阪府	9	8	5	5	4	5	5	5	5	12	129	4	4
28	兵庫県	27	284	33	126	1,287	103	32	59	24	—	—	—	—
30	和歌山県	34	58	33	52	235	106	49	297	48	409	831	331	311
31	鳥取県	91	197	40	94	348	195	10	29	23	—	—	—	—
32	島根県	7	130	15	61	185	55	66	105	46	5	158	89	142
33	岡山県	13	36	28	26	31	47	7	5	8	—	—	28	0
34	広島県	21	48	24	36	35	91	35	54	46	118	238	108	182
35	山口県	59	143	63	98	139	82	86	193	75	35	63	10	23.7
36	徳島県	—	—	—	1	14	0	9	13	6	—	—	2	66
37	香川県	58	99	29	17	98	74	83	207	49	333	435	380	421
38	愛媛県	35	90	27	26	54	28	21	74	22	74	310	94	254.51
39	高知県	31	39	87	36	56	53	37	37	50	—	—	—	—
40	福岡県	34	1,203	71	45	1,330	78	61	3,839	102	304	207	302	1182.62
41	佐賀県	73	359	65	15	33	48	19	50	30	—	—	—	—
42	長崎県	32	35	53	111	318	178	93	313	126	—	—	—	—
43	熊本県	58	297	42	78	286	183	27	68	42	12	540	10	88.75
44	大分県	28	45	85	89	81	131	45	83	100	11	9	3	16
45	宮崎県	46	30	41	49	65	51	32	58	34	—	—	25	0
46	鹿児島県	156	491	233	99	366	179	155	157	124	17	32	3	8
47	沖縄県	22	58	23	29	64	38	20	78	25	128	49	25	0
	合計	1,401	6,305	1,993	1,743	10,372	3,474	1,392	7,807	1,832	4,864	6,433	4,930	7,629

(3) 発生抑制対策

表Ⅱ．2-4 H26 年度に実施した海岸漂着物等地域対策推進事業による発生抑制対策費

No	都道府県名	事業費（千円）
1	北海道	350
2	青森県	5,615
5	秋田県	8,145
6	山形県	75,474
13	東京都	-
14	神奈川県	89,941
16	富山県	11,037
17	石川県	4,414
18	福井県	659
23	愛知県	9,658
24	三重県	55,597
26	京都府	3,272
28	兵庫県	12,021
30	和歌山県	-
31	鳥取県	35,608
32	島根県	981
36	徳島県	24,220
37	香川県	29,878
38	愛媛県	2,255
39	高知県	591
40	福岡県	-
41	佐賀県	1,482
42	長崎県	5,542
44	大分県	741
47	沖縄県	43,186
合計		420,665

2.2.3 民間団体による回収状況等

(1) 調査方法

全国を対象に漂着物の調査を行っている団体として、NPEC が行っている「海辺の漂着物調査」と JEAN が取りまとめを行っている「国際海岸クリーンアップ」(以下、ICC) による回収データを調査対象とした。

NPEC の回収実績データは、NPEC への問い合わせを行い、『NEAR プロジェクト海辺の漂着物調査報告書 2014 年度』の日本国内の漂着ごみのデータのみを集計した。表Ⅱ. 2-5 に都道府県ごとに集計した一覧を示した。

JEAN の回収実績データは、JEAN ホームページ上で公開しているクリーンアップ情報 (<http://www.jean.jp/icc/cleanup/>) より、2014 年 4 月～2015 年 3 月の期間で回収場所(会場)を海岸に限定したデータのみを集計した。

(2) 平成 26 年度の回収量等

表Ⅱ. 2-5 海辺の漂着物調査による回収量

都道府県	回数	回収量(kg)	調査距離(m)
青森県	2	168.4	40
山形県	1	2.2	10
富山県	5	14.0	230
石川県	3	8.0	70
福井県	1	4.3	40
京都府	1	0.3	10
兵庫県	1	16.1	90
鳥取県	2	24.8	20
島根県	1	9.3	40
山口県	4	87.5	200
佐賀県	1	8.2	30
長崎県	2	26.1	20
合計	24	369.2	800

※回収量(kg)は小数点第 2 位を四捨五入

出典：『NEAR プロジェクト海辺の漂着物調査報告書 2014 年度』(NPEC)

表Ⅱ．2-6 2014 年度国際海岸クリーンアップによる回収量

都道府県	回数	回収量(ℓ)	回収量(kg)	調査距離(m)
北海道	4	2,010	663.9	420
宮城県	11	9,045	1,040.0	1,960
山形県	5	1,560	221.3	330
茨城県	1	810	90.0	300
千葉県	8	2,145	52.0	4,800
東京都	1	45	－	300
神奈川県	43	67,398	7,201.8	25,290
新潟県	3	1,950	332.3	800
富山県	3	135	71.3	290
石川県	2	1,845	150.0	2,300
静岡県	3	525	44.8	970
愛知県	3	270	109.7	175
三重県	2	3,240	173.0	780
京都府	2	30	11.4	510
大阪府	4	720	206.6	547
兵庫県	4	2,490	549.8	1,237
和歌山県	1	－	70.0	50
岡山県	3	945	98.6	400
広島県	5	405	242.0	1,450
山口県	5	120	7,442.0	6,065
徳島県	4	6,030	1,610.0	2,480
香川県	2	1,530	11.2	200
愛媛県	3	5,085	－	800
高知県	2	1,950	－	250
福岡県	5	5,115	571.2	1,317
長崎県	9	202,880	239.0	1,240
熊本県	6	7,440	105.6	1,310
大分県	3	－	266.4	3,210
宮崎県	1	225	－	200
鹿児島県	35	199,095	42,682.7	48,830
沖縄県	2	－	743.1	450
合計	185	525,038	64,999.7	109,261

※回収量(kg)は小数点第2位を四捨五入

出典：JEAN HP (<http://www.jean.jp/icc/cleanup/>) (JEAN)

表Ⅱ. 2-7 民間団体による海辺の漂着物調査による回収量合計

都道府県	回収量(ℓ)	回収量(kg)	調査距離(m)
北海道	2,010	663.9	420
青森県	－	168.4	40
宮城県	9,045	1,040.0	1,960
山形県	1,560	223.5	340
茨城県	810	90.0	300
千葉県	2,145	52.0	4,800
東京都	45	－	300
神奈川県	67,398	7,201.8	25,290
新潟県	1,950	332.3	800
富山県	135	85.3	520
石川県	1,845	158.0	2,370
静岡県	525	44.8	970
愛知県	270	109.7	175
三重県	3,240	173.0	780
京都府	30	11.7	520
大阪府	720	206.6	547
兵庫県	2,490	565.9	1,327
和歌山県	－	70.0	50
岡山県	945	98.6	400
広島県	405	242.0	1,450
山口県	120	7,529.5	6,265
徳島県	6,030	1,610.0	2,480
香川県	1,530	11.2	200
愛媛県	5,085	－	800
高知県	1,950	－	250
福岡県	5,115	571.2	1,317
長崎県	202,880	265.1	1,260
熊本県	7,440	105.6	1,310
大分県	－	266.4	3,210
宮崎県	225	－	200
鹿児島県	199,095	42,682.7	48,830
沖縄県	－	743.1	450
合計	525,038	65,322.3	109,931

(※回収量 (kg) は小数点第 2 位を四捨五入)

表Ⅱ. 2-8 国際海岸クリーンアップによる回収量の経年変化（データ提供：一般社団法人 JEAN）

No	都道府県名	2010年度(平成22年度)			2011年度(平成23年度)			2012年度(平成24年度)			2013年度(平成25年度)			2014年度(平成26年度)		
		データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	回収量(t)	海岸線長(km)
1	北海道	12	2.4	4.82	5	1.06	0.52	5	0.8	1.23	2	0.46	0.7	4	0.66	0.42
2	青森県	1	0.03	0.05	1	0.04	0.2	—	—	—	1	0	0	—	—	—
3	岩手県	6	2.08	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	宮城県	6	1.21	2.43	2	0.22	0.35	2	0.58	1	3	0.93	3.2	4	1.04	1.96
5	秋田県	1	0.07	0.2	2	0.11	0.23	2	0.13	0.49	1	0.04	0.2	—	—	—
6	山形県	4	5.06	0.53	4	0.51	0.52	4	0.76	1.3	6	0.32	0.49	5	0.22	0.33
7	福島県	1	0.04	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	茨城県	1	0.01	0.1	1	0.24	0.1	1	0.1	0.05	—	—	—	1	0.09	0.30
12	千葉県	8	2.61	4.48	9	3.16	4.11	6	0.38	1.21	2	0.02	0.25	8	0.05	4.80
13	東京都	17	4.82	7.87	13	5.25	4.39	10	2.84	2.26	—	—	—	1	—	0.30
14	神奈川県	56	9.79	36.23	24	10.95	16.64	7	0.39	1.15	15	16.94	3.8	43	7.20	25.29
15	新潟県	3	0.79	0.95	3	0.41	0.43	3	1.47	1.15	2	0.12	0.35	3	0.33	0.80
16	富山県	10	0.27	1.22	8	0.15	0.42	8	0.21	0.41	4	0.11	0.26	3	0.07	0.29
17	石川県	2	0.13	0.4	1	0.22	0.2	1	0.08	0.3	1	0.25	0.4	2	0.15	2.30
18	福井県	2	0.24	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22	静岡県	8	0.85	1.74	4	0.07	0.48	7	0.8	2.22	8	0.18	1.42	3	0.04	0.97
23	愛知県	5	1.32	0.62	4	0.46	0.18	3	0.29	0.09	3	0.44	0.46	3	0.11	0.18
24	三重県	3	0.3	0.54	5	0.35	0.59	3	0.22	0.26	5	0.6	0.88	2	0.17	0.78
26	京都府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	0.01	0.51
27	大阪府	4	0.36	0.73	4	0.53	0.62	2	0.2	0.46	2	0.08	0.53	4	0.21	0.55
28	兵庫県	6	0.85	1.24	7	0.73	1.59	3	0.33	0.75	3	0.4	5.16	4	0.55	1.24
30	和歌山県	2	3.08	1.45	4	0.18	0.24	2	0.6	0.6	—	—	—	1	0.07	0.05
31	鳥取県	1	0.08	0.1	1	0.44	1.5	1	0.15	0.72	—	—	—	—	—	—
32	島根県	1	0	0.03	1	0.04	0.2	2	0.09	5.2	—	—	—	—	—	—
33	岡山県	4	0.36	0.72	2	0.03	0.07	3	0.08	0.26	2	0.08	0.3	3	0.10	0.40
34	広島県	4	0.33	1.22	3	0.14	0.45	4	0.28	0.89	2	0.29	0.45	5	0.24	1.45
35	山口県	3	1.86	1.5	3	0.99	0.66	—	—	—	3	2	2	5	7.44	6.07
36	徳島県	2	0.2	1.93	—	—	—	1	0.05	0.8	4	1.02	3.2	4	1.61	2.48
37	香川県	4	0.39	1.132	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	0.01	0.20
38	愛媛県	7	0.58	1.08	5	0.16	0.92	8	1.33	1.38	1	0.07	0.05	3	—	0.80
39	高知県	5	0.26	0.66	—	—	—	2	0.19	0.2	1	0	0.05	2	—	0.25
40	福岡県	4	1.36	3.21	6	0.96	2.61	6	1.08	2.28	6	2.02	0.71	5	0.57	1.32
42	長崎県	6	14.82	2.83	5	0.75	1.55	3	64.62	1.21	2	0.18	0.16	9	0.24	1.24
43	熊本県	6	0.89	1.27	5	0.52	1.12	4	0.3	1.15	3	0.15	0.58	6	0.11	1.31
44	大分県	2	0.06	0.06	4	0.59	3.25	3	0.61	3.21	3	0.91	0.22	3	0.27	3.21
45	宮崎県	1	0.3	0.5	1	0.2	0.5	1	0.3	0.5	1	0.06	0.5	1	—	0.20
46	鹿児島県	31	4.71	13.12	33	25.94	34.1	21	2.84	5.9	34	20.13	16.55	35	42.68	48.83
47	沖縄県	1	0.12	0.05	2	0.09	0.15	2	0.37	1	1	0.59	0.3	2	0.74	0.45
	合計	240	62.62	98.2	172	55.47	78.85	130	82.45	39.62	121	48.59	42.73	178	65.00	109.26

表Ⅱ．2-9 海辺の漂着物調査による回収量の経年変化（データ提供：NPEC）

No	都道府県名	2010 年度(平成 22 年度)			2011 年度(平成 23 年度)			2014 年度(平成 26 年度)		
		データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	回収量(t)	海岸線長(km)
1	北海道	1	0.001	40	1	0.001	0.02	—	—	—
2	青森県	1	0.007	30	2	0.028	0.04	2	0.168	40
6	山形県	1	0.004	30	1	0.006	0.01	1	0.002	10
16	富山県	4	0.013	120	5	0.033	0.18	5	0.014	230
17	石川県	1	0.003	60	1	0.002	0.03	3	0.008	70
18	福井県	—	—	—	1	0.000	0.03	1	0.004	40
25	京都府	1	0.001	40	1	0.006	0.04	1	0.000	10
28	兵庫県	—	—	—	2	0.004	0.03	1	0.016	90
31	鳥取県	2	0.005	60	2	0.003	0.02	2	0.025	20
35	山口県	1	0.045	100	2	0.085	0.03	1	0.009	40
40	福岡県	—	—	—	1	0.037	0.09	4	0.088	200
41	佐賀県	1	0.020	30	1	0.013	0.01	1	0.008	30
42	長崎県	—	—	—	1	0.013	0.01	2	0.026	20
	合計	13	0.100	510	21	0.231	0.54	24	0.369	800

(3) 発生抑制対策

発生抑制対策についての調査では、NPEC 及び JEAN における現状の取り組みについて 2014 年度報告書（NPEC2014、JEAN2015）を参照して取りまとめた（表Ⅱ．2-10、表Ⅱ．2-11）。

NPEC の取り組みでは、所在する富山県内を主な活動範囲としており、市民への海ごみ問題の浸透を目指した地域に根ざした取り組みを行っている。活動内容としては、写真パネル展示、体験講座、出前教室を実施しており、展示会などのイベントでは県内各所を巡回して開催している。

JEAN の取り組みでは、日本にとどまらず世界へ向けた取り組みが行われている。一般向けの活動としては写真パネルや体験講座、また、自身の団体で作成した資料の貸し出し等を行っている。

表Ⅱ．2-10 NPEC 2014 年度の発生抑制対策活動一覧

実施日 (実施期間)	イベント名称	実施主体者名	実施場所
2014/5/31～6/23	漂着物アート展	(一財) 氷見市花と緑のまちづくり協会、NPEC	氷見市海浜植物園
	漂着物アートキャラバン	NPEC	富山県各所
	漂着物アート制作体験会	NPEC	2014 年度実績 7 回

表Ⅱ．2-11 JEAN 2014 年度の発生抑制対策活動一覧

実施日 (実施期間)	イベント名称	実施主体者名	実施場所
2014/11/15	名取シンポジウム～震災起因洋上漂流物への対応～	一般社団法人 JEAN	宮城県名取市
2014/10/1	バンクーバーシンポジウム～震災起因洋上漂流物への対応～	一般社団法人 JEAN, バンクーバー水族館	バンクーバー
2014/7/24～26	海ごみサミット山形・庄内会議	一般社団法人 JEAN	山形県酒田市飛鳥・鶴岡市
	写真パネル「みんなの問題・海のごみ」	一般社団法人 JEAN	2014 年度貸出実績 19 団体
	写真パネル「美しい海を子供たちへー東日本大震災に起因した漂流物と海ゴミ問題ー」	一般社団法人 JEAN	2014 年度貸出実績 3 団体
	クリーン・ジャイヤ・プロジェクト【漂着物のトランク・ミュージアム®】	一般社団法人 JEAN	2014 年度貸出実績 19 団体

【参考文献】

- ・一般財団法人 JEAN ホームページ <http://www.jean.jp/>
- ・一般財団法人 JEAN 2015 『2014 JEAN 年間活動&クリーンアップレポート』
- ・公益財団法人環日本海環境協力センター『NEAR プロジェクト海辺の漂着物調査報告書 2014 年度』
- ・公益財団法人環日本海環境協力センター『NEAR プロジェクト海辺の漂着物調査報告書 2014 年度概要版』

3. 漂着ごみの総量（漂着物量）の試算

3.1 目的

漂着ごみ対策を適切に進めていくには、H26 年度に全国で回収された海岸漂着ごみの総量を把握するとともに、我が国の海岸に漂着する海岸漂着ごみの分布を把握する必要がある。このため、日本全国に漂着する漂着ごみの総量を推計（試算）する。推計にあたっては、地方公共団体、民間団体等を通じて入手したデータを集計することにより、H26 年度における全国の海岸漂着ごみの回収量を取りまとめる。また、とりまとめた回収量、清掃した海岸の距離、海岸の清掃回数から海岸の漂着物量推計に必要な原単位の算定を行う。

3.2 実施内容

H26 年度における全国の海岸漂着ごみの回収量を取りまとめ、地域ごとに原単位を算定し、H26 年度における日本全国に漂着する漂着物量の試算を行った。

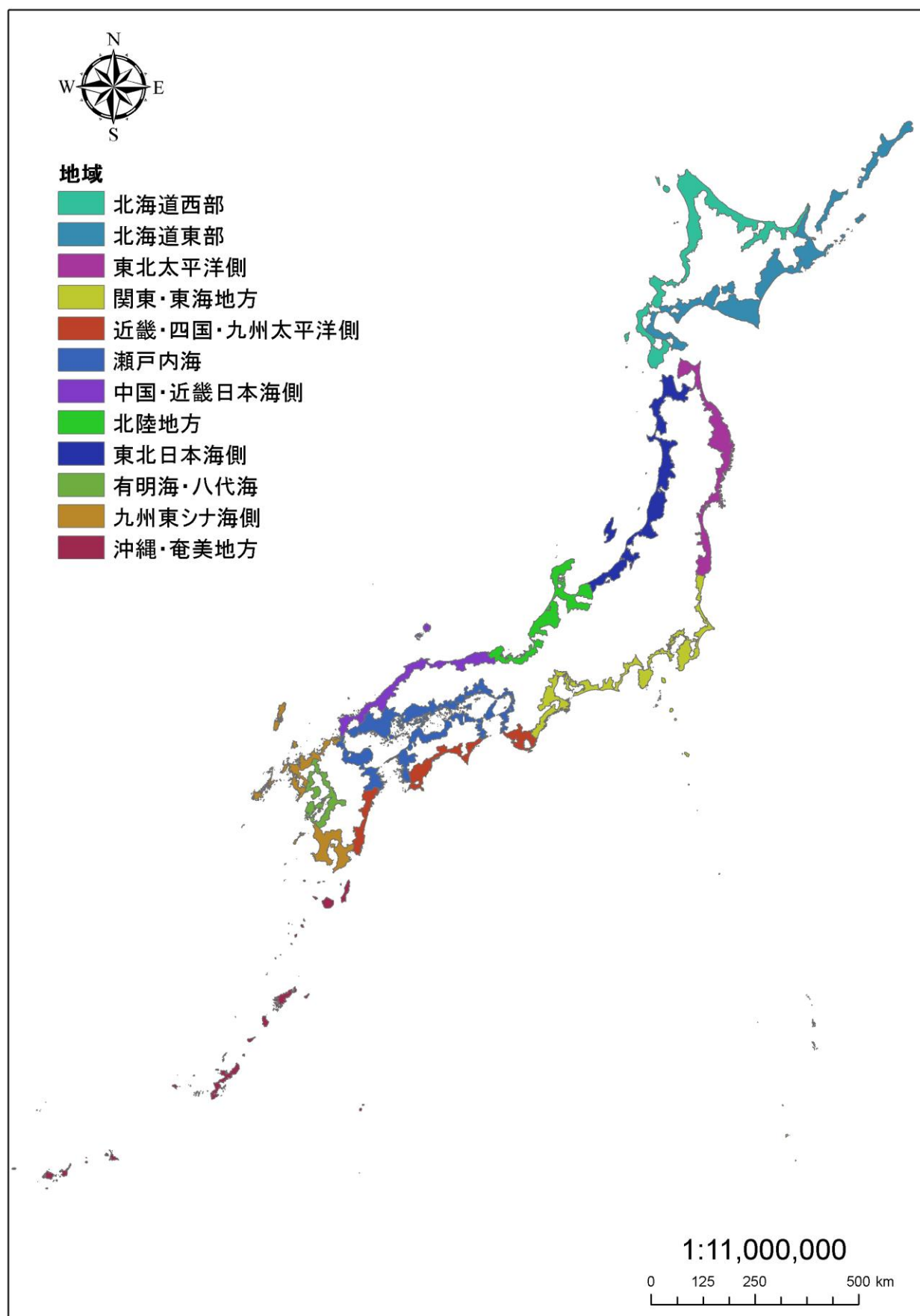
漂着物量の試算に当たっては、従来は市町村単位で原単位等を推計してきたところ、本業務においては、地域単位で原単位等を算出することを試行的に行った。

なお、原単位の算定においては、H26 年度業務内で行った、1/2 を乗じる方法（算定ケース 1）と乗じない方法（算定ケース 2）の 2 通りの算定を行った。1/2 を乗じる方法は、ごみの回収を行った海岸をその地域で最も漂着ごみが多かった海岸として扱う推計方法である。一方、1/2 を乗じない方法は、回収を行った海岸も回収を行っていない海岸も同様の漂着ごみの量があるとして推計を行う方法である。漂着量の推計結果は、H26 年度の検討会での助言に基づき、算定ケース 1 と算定ケース 2 の両式を用いて最少漂着物量と最大漂着物量表示することとしている。

また、H26 年度同様に海岸が面する海域が異なる（例えば、山口県下関市の場合は瀬戸内海と中国・近畿日本海側）など、同一市町村内又は同一都道府県内の漂着物量を 1 つの原単位で推計することが適当でない場合は、実状に即して同一自治体内を異なる地域に分けて試算した。

各地域の範囲は以下のとおり。

- ①北海道西部（北斗市から日本海側へ宗谷海峡を越えて斜里町まで）
- ②北海道東部（函館市から太平洋岸を羅臼町まで）
- ③東北太平洋側（青森県野辺地町～階上町＋岩手県～福島県）
- ④関東・東海地方（茨城県～三重県）
- ⑤近畿・四国・九州太平洋側
（和歌山県美浜町～新宮市＋徳島県美波町～海陽町＋高知県＋宮崎県）
- ⑥瀬戸内海（和歌山県日高町～和歌山市＋大阪府～山口県下関市彦島（彦島大橋まで）＋香川県～愛媛県＋福岡県北九州市門司区～大分県）
- ⑦中国・近畿日本海側（山口県下関市（彦島大橋以北）～兵庫県（日本海側））
- ⑧北陸地方（京都府～富山県）
- ⑨東北日本海側（新潟県～青森県平内町）
- ⑩有明海・八代海（長崎県（諫早市（大村湾岸を除く）＋雲仙市＋南島原市＋島原市）＋佐賀県太良町～佐賀市＋福岡県大川市～大牟田市＋熊本県＋鹿児島県（出水市＋長島町））
- ⑪九州東シナ海側（福岡県北九州市小倉北区～佐賀県有田町＋長崎県（⑩を除く）＋鹿児島県（⑩と⑫を除く））
- ⑫沖縄・奄美地方（鹿児島県大隅諸島、奄美群島及びトカラ列島、沖縄県）



図Ⅱ. 3-1 地域区分

3.2.1 試算に用いたデータ

表Ⅱ. 3-1 海岸清掃活動に関する情報の収集状況

本調査におけるデータの呼称	データ数
①海岸漂着物等地域対策推進事業	33 都道府県 (1,802 データ)
②民間団体による清掃活動	JEAN : 31 都道府県 (185 データ) NPEC : 12 都道府県 (24 データ)
③環境省事業モニタリング調査	10 県 (10 データ)

表Ⅱ. 3-2 環境省 漂着ごみ対策総合検討業務による回収データ

調査区域名	2013 年度(平成 25 年度)			2014 年度(平成 26 年度)		
	回数(回)	回収量(t)	海岸線長(km)	回数(回)	回収量(t)	海岸線長(km)
沖縄県吉原海岸	1	0.3	0.05	1	0.4	0.05
茨城県豊ヶ浜海岸	1	0.2	0.01	—	—	—
長崎県クジカ浜	1	1.8	0.05	—	—	—
山口県北田の尻漁港	1	2.1	0.1	—	—	—
石川県柴垣海岸	1	1.1	0.05	—	—	—
鹿児島県吹上浜(前ノ浜)	1	0.3	0.05	—	—	—
兵庫県松帆海岸	1	0.7	0.05	—	—	—
鹿児島県佐仁海岸	—	—	—	1	0.2	0.05
鹿児島県門倉港西側	—	—	—	1	0.4	0.05
大分県国東町北江付近	—	—	—	1	0.1	0.05
高知県高知市浦戸	—	—	—	1	0.2	0.05
広島県阿伏兎海水浴場	—	—	—	1	0.1	0.05
大阪府岬町淡輪	—	—	—	1	0.1	0.05
和歌山県上浦海岸	—	—	—	1	0.2	0.05
千葉県布引海岸	—	—	—	1	0.2	0.05
福島県いわきサンマリーナ南側	—	—	—	1	0.2	0.05
合計	7	6.4	0.36	10	2.0	0.5

表Ⅱ. 3-3 全国の海岸漂着物回収量（2009～2012 年度、単位：t）

都道府県名	2009年度（平成21年度）						2010年度（平成22年度）						2011年度（平成23年度）						2012年度（平成24年度）					
	GND	環境省	市町村	港湾	民間	計	GND	環境省	市町村	港湾	民間	計	GND	環境省	市町村	港湾	民間	計	GND	環境省	市町村	港湾	民間	計
北海道	—	56	233	—	40	329	4,033	67	488	—	2	4,590	11,951	—	570	122	1	12,643	7,552	—	381	474	1	8,408
青森県	90	—	98	—	—	187	938	—	42	34	0	1,014	600	—	174	39	0	814	—	—	115	1,031	0	1,146
岩手県	—	—	33	—	0	33	—	—	—	—	2	2	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0
宮城県	—	—	23	—	—	23	—	—	—	—	1	1	211	—	—	—	0	211	—	—	—	—	0	0
秋田県	364	—	8	—	—	372	333	—	142	—	0	475	1,083	—	19	1	0	1,103	941	—	32	1	0	974
山形県	777	—	54	—	—	831	559	—	16	—	5	579	3,185	—	14	—	1	3,199	—	—	1	—	1	1
福島県	—	—	16	—	—	16	—	—	—	—	0	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0
茨城県	—	—	56	—	1	57	—	2	43	—	0	45	33	4	99	84	0	220	—	0	15	41	0	56
千葉県	—	—	276	—	—	276	—	—	176	815	3	994	250	—	181	1,159	3	1,593	—	—	110	473	3	586
東京都	—	—	24	—	—	24	—	—	—	—	5	5	—	—	6	898	5	909	—	—	0	621	5	627
神奈川県	—	—	250	—	4	254	131	—	31	—	10	173	100	—	1,225	509	11	1,845	—	—	142	378	11	532
新潟県	970	—	225	—	—	1,195	1,130	—	251	62	1	1,444	1,767	—	287	77	0	2,132	223	—	120	33	0	377
富山県	203	—	144	—	—	347	215	—	67	1	0	282	1,894	—	910	3	0	2,807	—	—	232	14	0	246
石川県	2	—	1,200	—	0	1,202	474	—	238	—	0	712	1,319	1	173	6	0	1,499	—	1	150	14	0	165
福井県	1,621	—	258	—	2	1,881	39	—	383	—	0	423	2,270	—	95	300	0	2,665	—	—	90	—	0	90
静岡県	—	—	125	—	—	125	—	—	210	12	1	223	—	—	292	523	0	815	—	—	284	290	0	574
愛知県	—	—	297	—	—	297	66	—	17	—	1	84	178	—	95	787	0	1,061	—	—	306	1,975	0	2,281
三重県	24	—	16	—	0	40	32	—	503	—	0	536	680	—	83	181	0	944	—	—	32	1,290	0	1,323
京都府	424	—	29	—	—	453	135	—	48	19	0	202	253	—	1,119	2	0	1,374	—	—	74	8	0	81
大阪府	1	—	8	—	—	9	1	—	8	—	0	10	1	—	4	637	1	642	—	—	5	1,093	1	1,099
兵庫県	422	—	59	—	—	481	637	1	284	195	1	1,118	3,940	1	1,287	1,585	1	6,814	—	1	59	162	1	223
和歌山県	145	15	43	—	0	204	171	4	58	—	3	236	751	—	235	13	0	1,000	—	—	297	—	0	297
鳥取県	—	32	116	—	—	148	221	—	197	20	0	438	0	—	348	217	0	566	—	—	29	6	0	36
島根県	1	206	173	—	—	380	167	35	130	0	0	332	1,743	—	185	51	0	1,980	234	—	105	76	0	415
岡山県	—	—	7	—	—	7	—	—	36	58	0	95	—	—	31	161	0	192	—	—	5	10	0	15
広島県	—	—	245	—	—	245	—	—	48	—	0	48	—	—	35	123	0	158	—	—	54	108	0	162
山口県	127	268	76	—	—	472	249	10	143	—	2	404	275	2	139	26	1	444	102	1	193	81	1	377
徳島県	29	—	25	—	—	53	58	—	—	6	0	65	50	—	14	120	—	185	—	—	13	2	—	15
香川県	74	—	52	—	6	132	53	—	99	39	0	192	1,715	—	98	173	—	1,986	—	—	207	42	—	249
愛媛県	—	—	37	—	1	38	—	—	90	—	1	91	238	—	54	268	0	560	—	—	74	13	0	87
高知県	1,972	—	49	—	—	2,021	2,037	—	39	244	0	2,321	240	—	56	235	—	531	—	—	37	112	—	149
福岡県	46	3	3,076	—	—	3,125	66	—	1,203	—	1	1,271	424	—	1,330	392	1	2,147	—	—	3,839	924	1	4,764
佐賀県	0	20	555	—	—	575	558	—	359	7	0	924	357	—	33	—	0	390	—	—	50	0	0	50
長崎県	108	243	139	—	0	490	512	—	35	151	15	713	4,561	2	318	330	1	5,212	235	3	313	279	1	831
熊本県	49	—	43	—	—	91	138	—	297	—	1	436	210	—	286	86	1	583	—	—	68	727	1	795
大分県	—	—	38	—	0	38	13	—	45	—	0	57	65	—	81	—	1	146	—	—	83	216	1	300
宮崎県	371	—	16	—	—	387	51	—	30	5	0	86	788	—	65	158	0	1,011	—	—	58	8	0	67
鹿児島県	851	—	238	—	89	1,179	1,077	1	491	—	5	1,574	1,021	1	366	157	26	1,570	—	0	157	107	26	290
沖縄県	—	217	65	—	6	288	143	8	58	—	0	209	801	0	64	40	0	905	567	0	78	23	0	668
計	8,671	1,060	8,425	—	150	18,306	14,238	128	6,306	1,668	63	22,403	42,956	10	10,372	9,463	56	62,858	9,854	6	7,807	10,632	56	28,354

表Ⅱ. 3-4 全国の海岸漂着物回収量（2013～2014 年度、2009～2014 年合計、単位：t）

都道府県名	2013年度（平成25年度）						2014年度（平成26年度）						2009～2014年度合計					
	対策推進	環境省	自治体	港湾	民間	計	対策推進	環境省	自治体	港湾	民間	計	GND等	環境省	市町村＋自治体	港湾	民間	計
北海道	10,717	—	85	—	0	10,803	11,259	—	—	—	1	11,259	45,512	123	1,757	595	46	48,032
青森県	482	—	530	—	0	1,012	1,041	—	189	—	0	1,230	3,151	0	1,148	1,104	0	5,403
岩手県	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	1	1	0	0	33	0	3	36
宮城県	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	0	211	0	23	0	3	237
秋田県	494	—	—	—	0	494	378	—	9	—	—	387	3,593	0	210	2	0	3,805
山形県	1,253	—	—	—	0	1,254	2,092	—	—	—	0	2,093	7,866	0	84	0	7	7,957
福島県	—	—	—	—	—	0	—	0	—	—	—	0	0	0	16	0	0	16
茨城県	178	0	—	—	—	179	—	—	—	—	0	0	212	6	213	124	1	557
千葉県	1,013	—	281	—	0	1,294	1,111	0	195	—	0	1,306	2,373	0	1,220	2,447	9	6,049
東京都	11	—	—	—	—	11	142	—	—	—	—	142	153	0	31	1,519	15	1,718
神奈川県	2,536	—	0	—	17	2,553	4,315	—	—	—	7	4,322	7,082	0	1,649	887	60	9,678
新潟県	1,844	—	176	—	0	2,020	1,819	—	64	—	0	1,884	7,753	0	1,123	172	2	9,050
富山県	1,453	—	—	—	0	1,453	810	—	—	—	0	811	4,574	0	1,353	18	1	5,946
石川県	1,350	1	385	—	0	1,736	1,271	—	87	—	0	1,358	4,416	3	2,233	20	1	6,673
福井県	825	—	44	—	—	869	703	—	3,918	—	—	4,621	5,459	0	4,788	300	2	10,550
静岡県	—	—	0	—	0	0	—	—	—	—	0	0	0	0	912	825	1	1,738
愛知県	360	—	400	—	0	761	481	—	137	—	0	619	1,086	0	1,252	2,762	3	5,103
三重県	1,566	—	1,212	—	1	2,779	3,074	—	200	—	0	3,274	5,376	0	2,046	1,471	2	8,896
京都府	371	—	321	—	—	692	351	—	1	—	0	352	1,534	0	1,593	29	0	3,155
大阪府	—	—	129	—	0	129	—	0	—	—	0	0	3	0	154	1,730	2	1,889
兵庫県	549	1	—	—	0	550	1,062	—	—	—	1	1,063	6,611	3	1,689	1,942	3	10,248
和歌山県	298	—	831	—	—	1,128	644	0	308	—	0	953	2,009	20	1,772	13	4	3,817
鳥取県	976	—	—	—	—	976	487	—	—	—	—	487	1,683	32	690	244	1	2,650
島根県	4,666	—	158	—	—	4,824	2,102	—	36	—	—	2,138	8,912	241	787	128	0	10,068
岡山県	—	—	—	—	0	0	—	—	—	—	0	0	0	0	79	229	1	308
広島県	—	—	238	—	0	239	—	0	156	—	0	156	0	0	777	231	1	1,009
山口県	326	2	63	—	2	393	328	—	24	—	8	360	1,408	283	638	107	14	2,449
徳島県	13	—	—	—	1	14	1,543	—	66	—	2	1,611	1,693	0	117	129	3	1,942
香川県	263	—	435	—	—	698	411	—	421	—	0	832	2,516	0	1,312	253	6	4,088
愛媛県	33	—	310	—	0	343	56	—	235	—	—	291	326	0	801	281	2	1,409
高知県	257	—	—	—	0	257	98	0	—	—	—	98	4,604	0	181	590	0	5,376
福岡県	157	—	207	—	2	366	159	—	1,183	—	1	1,342	852	3	10,838	1,317	6	13,015
佐賀県	264	—	—	—	—	264	156	—	—	—	—	156	1,336	20	996	7	0	2,359
長崎県	3,601	2	—	—	0	3,603	3,014	—	—	—	0	3,015	12,032	249	805	760	17	13,862
熊本県	209	—	540	—	0	749	—	—	89	—	0	89	606	0	1,323	813	2	2,743
大分県	187	—	9	—	1	197	1,074	0	16	—	0	1,090	1,339	0	271	216	3	1,829
宮崎県	241	—	—	—	0	241	1,190	—	—	—	—	1,190	2,641	0	169	171	1	2,982
鹿児島県	1,183	0	32	—	20	1,235	—	1	8	—	43	51	4,132	3	1,292	265	209	5,900
沖縄県	578	0	49	—	1	628	743	0	—	—	1	744	2,832	226	314	62	8	3,441
計	38,254	6	6,433	—	49	44,742	41,913	2	7,343	—	65	49,324	113,973	1,211	39,343	21,763	373	225,986

3.2.2 試算方法

海岸を有する沿海都道府県は全国に 39 都道府県あるが、このうち環境省の基金事業(海岸漂着物等地域対策推進事業)を実施している 33 沿海都道府県から回収実績のデータを入手した。このデータをもとに、過年度に引き続き図Ⅱ．3-2 及び図Ⅱ．3-3 の 2 通りの方法を用いて原単位を算出し、これを用いて全国における漂着物量を試行的に算出した。

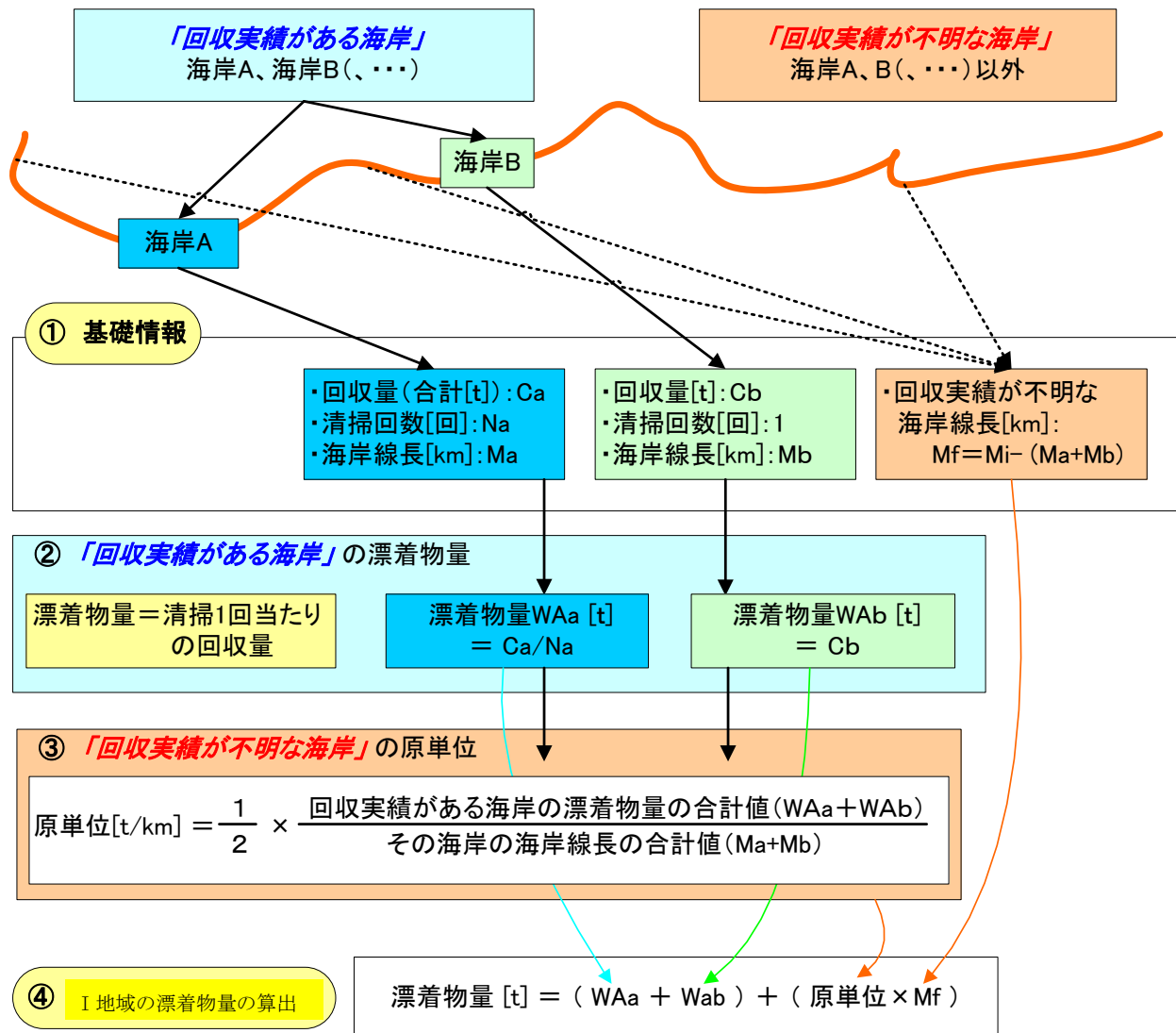
表Ⅱ．3-5 漂着ごみの量を推定する目的及び用語

No	用語	目的	推計又は集計方法
1	海岸漂着物量	各自治体（都道府県及び市町村）の海岸に存在する海岸漂着物量の実態を把握する。	各年度の回収量(実績)に基づき、回収されていない海岸も含めて、海岸の漂着ごみの量を推計する。 (重量で推計)
2	回収量	各自治体（都道府県及び市町村）における回収実績を把握する。 上記 No.1 の海岸漂着物量の推計に利用する。	各自治体が毎年度回収した海岸漂着物の量(実績)を集計する。(重量又は容積で集計)
3	漂着推計量	漂着量の推計を行う上で台風・大雨等によって河川からの出水によって発生したごみの回収事業の結果が与える影響を把握する。	台風・大雨等によって河川からの流量が増加した時に行ったごみの回収事業の回収量を含めて、海岸の漂着ごみの量を推計する。(重量で推計)

I 地域
総海岸線長[km]=Mi

<データ>

H26 年度漂着ごみ回収実態調査結果

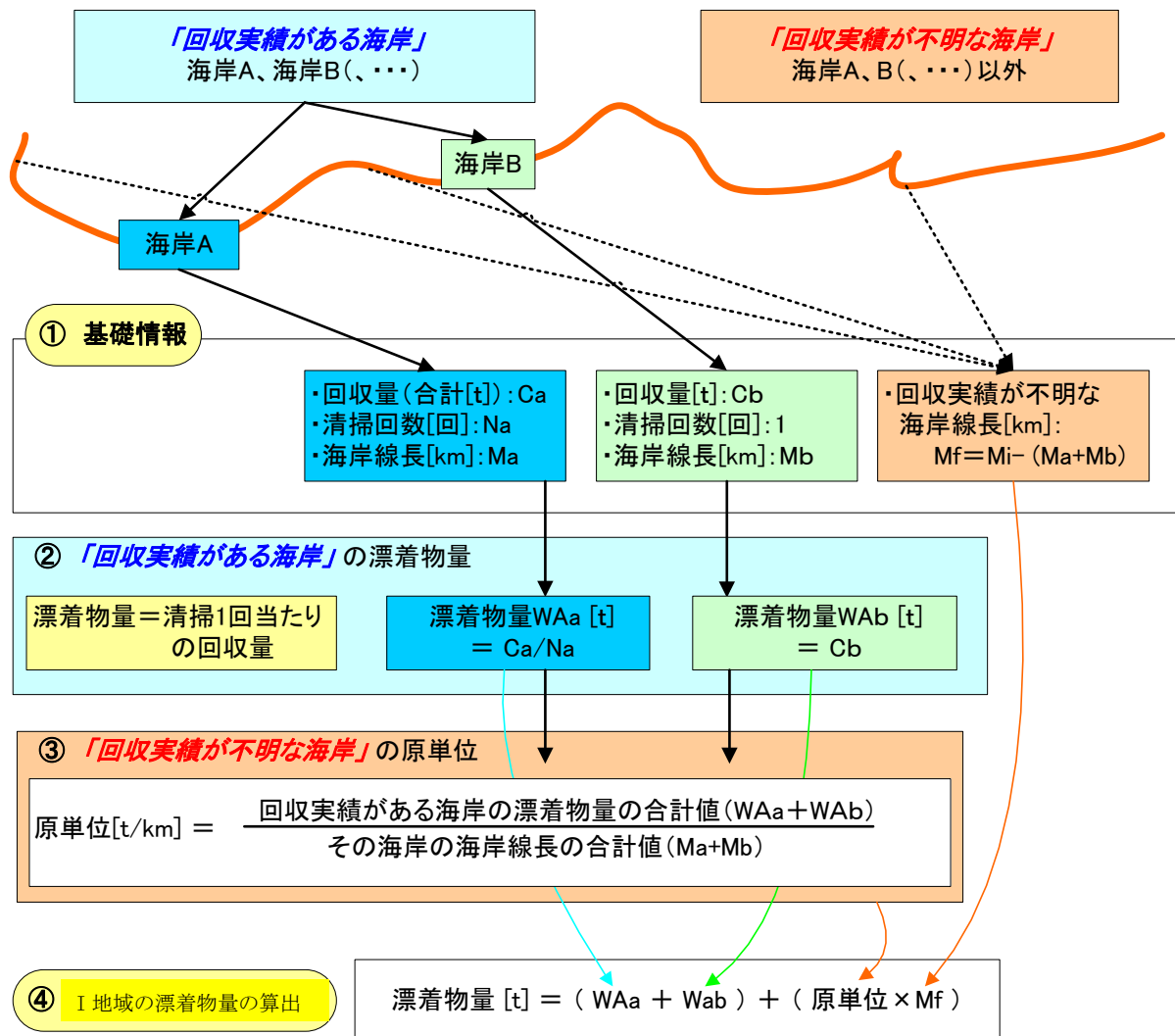


- ① I 地域の総海岸線長を Mi [km] とし、回収実績のある海岸として海岸 A (回収量 Ca [t]、清掃回数 Na [回]、海岸線長 Ma [km]) 及び海岸 B (回収量 Cb [t]、清掃回数 1 [回]、海岸線長 Mb [km]) があるとする。
回収実績が不明な海岸の海岸線長 Mf は、総海岸線長 Mi - 回収実績のある海岸線長の合計値 (Ma + Mb) である。
- ② 回収実績のある海岸の漂着物量は次のとおり。
1) 年間 Na 回清掃し回収実績が Ca である海岸 A の漂着物量 : WAa = Ca ÷ Na
2) 年間 1 回のみ清掃し回収実績が Cb である海岸 B の漂着物量 : WAb = Cb
(回収実績が不明な海岸の漂着物量(推計値)は、回収実績のある海岸から原単位を算出し、これに回収実績が不明な海岸の海岸線長を乗じて求める。)
- ③ 回収実績が不明な海岸に適用する原単位は、回収実績のある海岸の漂着物量の合計値 (WAa + WAb) を、回収実績のある海岸の海岸線長の合計値 (Ma + Mb) で除し、その値に 1/2 を乗じた。
- ④ I 地域の漂着物量は、回収実績のある海岸の漂着物量 + 回収実績が不明な海岸の漂着物量(推計値)である。
・回収実績のある海岸の漂着物量は、(WAa + WAb) である。
・回収実績が不明な海岸の漂着物量(推計値)は、原単位 × 回収実績が不明な海岸の海岸線長 Mf である。

図 II. 3-2 I 地域での漂着物量の算出方法の概念図 (ケース 1)

I 地域
総海岸線長[km]=Mi

<データ> H26 年度漂着ごみ回収実態調査結果



- ① I 地域の総海岸線長を Mi [km] とし、回収実績のある海岸として海岸 A (回収量 Ca [t]、清掃回数 Na [回]、海岸線長 Ma [km]) 及び海岸 B (回収量 Cb [t]、清掃回数 1 [回]、海岸線長 Mb [km]) があるとする。
回収実績が不明な海岸の海岸線長 Mf は、総海岸線長 Mi - 回収実績のある海岸線長の合計値 ($Ma + Mb$) である。
- ② 回収実績のある海岸の漂着物量は次のとおり。
 - 1) 年間 Na 回清掃し回収実績が Ca である海岸 A の漂着物量 : $WAa = Ca \div Na$
 - 2) 年間 1 回のみ清掃し回収実績が Cb である海岸 B の漂着物量 : $WAb = Cb$(回収実績が不明な海岸の漂着物量(推計値)は、回収実績のある海岸から原単位を算出し、これに回収実績が不明な海岸の海岸線長を乗じて求める。)
- ③ 回収実績が不明な海岸に適用する原単位は、回収実績のある海岸の漂着物量の合計値 ($WAa + WAb$) を、回収実績のある海岸の海岸線長の合計値 ($Ma + Mb$) で除した。**(ここがケース 1 とは異なる)**
- ④ I 地域の漂着物量は、回収実績のある海岸の漂着物量 + 回収実績が不明な海岸の漂着物量(推計値)である。
 - ・ 回収実績のある海岸の漂着物量は、($WAa + WAb$) である。
 - ・ 回収実績が不明な海岸の漂着物量(推計値)は、原単位 $\times$ 回収実績が不明な海岸の海岸線長 Mf である。

図 II. 3-3 I 地域での漂着物量の算出方法の概念図 (ケース 2)

3.3 漂着物量の試算結果

3.3.1 平成 26 年度の漂着物量の試算結果

過年度業務で実施した平成 25 年度以前の全国の海岸における漂着量に係る推計は、市区町村単位で行っていたが、原単位の求められなかった市区町村も多く、この場合は隣接市の原単位、あるいは該当市の前年度の原単位を用いて推計していた。また、1 つの海岸の結果から市全体の漂着量を推計する場合等もあることから、推計結果が実態から大きく乖離している可能性があった。このため、平成 26 年度の全国の海岸における漂着物量については、試行的に、原単位の算出に用いる回収実績がある海岸数のある程度確保できるように、推計の単位を地域単位に変更して漂着物量を試算した。

その結果、算定ケース 1 及び算定ケース 2（図Ⅱ. 3-2 及び図Ⅱ. 3-3 参照）を用いて全国の海岸における漂着物量を試行的に試算すると、約 19 万 t～36 万 t であった（表 3-6）。

表 3-6 平成 26 年度の漂着物量の試算結果（単位：万トン）

最小漂着量 (t；算定ケース 1)	最大漂着量 (t；算定ケース 2)	推計単位	実際に回収され た漂着量 (t)	清掃された延べ 海岸距離 (km)
19	36	地域単位	49,324	2,620

試算した漂着物量の全国的な分布を、図Ⅱ. 3-4～5 に示した。これによれば、漂着物量(試算値)は瀬戸内海において最も多く、次いで九州東シナ海側、北海道東部が多いという結果になった。地域別に原単位を見てみると、北海道東部が最も大きく 29.8t/km、次いで近畿・四国・九州太平洋側の原単位が 15.6 t/km であった。（表Ⅱ. 3-7）

表Ⅱ. 3-7 H26 年度海岸漂着物量の試算結果

No	地域	漂着 物量(t)※1	原単位 (t/km)	推計 ケース①	推計 ケース②	清掃距離 (km)	未清掃 距離(km)	総海岸 線長(km)※2
1	北海道西部	4,403	13.0	16,240	28,076	339.1	1,823	2,163
2	北海道東部	5,034	29.8	26,564	48,093	168.7	1,443	1,612
3	東北日本海側	3,626	12.7	13,178	22,731	286.2	1,508	1,794
4	東北太平洋側	205	5.9	8,470	16,735	34.5	2,783	2,818
5	関東・東海地方	3,044	7.8	20,567	38,090	389.7	4,486	4,876
6	北陸地方	1,341	7.4	7,245	13,149	180.9	1,594	1,775
7	瀬戸内海	2,217	10.2	41,251	80,285	218.1	7,681	7,899
8	中国・近畿 日本海側	1,348	3.9	4,821	8,294	342.0	1,762	2,104
9	近畿・四国・ 九州太平洋側	792	15.6	19,001	37,210	50.8	2,333	2,384
10	有明海・八代海	22	0.3	300	578	67.6	1,684	1,751
11	九州東シナ海側	2,720	7.5	26,789	50,858	364.5	6,449	6,814
12	沖縄・奄美地方	660	3.7	7,768	14,876	177.9	3,833	4,011
全国		25,413	9.7	192,193	358,974	2,620	37,380	40,000

※1 清掃 1 回当たりの回収量として想定されているもの。考え方等は図Ⅱ. 3-2 及び図Ⅱ. 3-3 参照

※2 国土交通省「国土数値情報海岸線データ」より

(出典：<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/jpgis/datalist/KsjTmplt-C23.html>)

3.3.2 比較・考察

(1) 現行の漂着物量の推計方法に関する課題

上述のとおり、3.3.1における平成26年度の全国の海岸における漂着物量に係る算出結果は、平成25年度以前について行った推計では原単位の推計を市町村単位で行っていたところ、推計の単位を試行的に地域単位に変更して得られた試算値であり、単純に平成25年度以前の漂着物量に係る推計値（表Ⅱ.3-7）と比較することはできない（例えば、過年度業務において平成25年度の漂着物量については従来からの市町村単位での推計に加え、都道府県単位での推計も試行的に行ったところ、市町村単位の算出では漂着物量が31～58万トンとなった一方、都道府県単位の算出では14～31万トンとなり（表Ⅱ.3-8）、推計単位により算出結果が大きく異なることが明らかとなっている。）。このため、次年度以降の業務においては、推計単位を平成26年度の漂着物量の試算で用いた地域単位と、平成21年度から25年度までの各年度の漂着物量の推計に用いられた市区町村単位の、両方を用いて漂着物量を算出することにより、異なる推計単位を用いることで推計される漂着物量にどのような影響が生じるのかを、検証していく必要がある。

これに増してさらに重要な課題として、3.2に示した現在の漂着物量（漂着量）に係る推計方法では、同じ海岸で同一年度内に複数回清掃が行われている場合、1回あたりの回収量を算出して当該海岸への漂着量を推計しており、それをもとに当該年度に未清掃の海岸における漂着量を算出しているため、算出された全国の海岸における漂着量が実態と大きく乖離している可能性があると考えられる。このため、全国的な漂着物対策を推進するために、全国の海岸における漂着ごみの量としてどのような値（現在（ある時点）漂着している量、1年間に漂着する量 等）を算出すべきか、そのためにはどのような方法を用いればより実態に即した推計が行えるのか、といった検討課題に対し、平成29年度までの業務において取り組んでいくことが必要と考えられる。

表 3-7 過年度業務において推計した漂着物量（単位：万トン）

年度	最小漂着量 (t；算定ケース1)	最大漂着量 (t；算定ケース2)	推計単位	実際に回収された漂着量 (t)	清掃された延べ 海岸距離 (km)
平成21年度(参考値)	23	46	市区町村単位	18,306	654
平成22年度	29	59	市区町村単位	22,403	1,739
平成23年度	30	57	市区町村単位	62,858	2,308
平成24年度(参考値)	28	58	市区町村単位	28,354	510
平成25年度	31	58	市区町村単位	44,742	2,048

※平成26年度に係る推計結果とは、推計単位等が異なるため、単純な比較はできない。

※平成21年度及び24年度は実データが少ないことから、平成26年度漂着ごみ対策総合検討用務報告書では、これらの漂着物量は「参考値」として取り扱っている。

表 3-8 推計単位による平成25年度の漂着物量に関する推計結果の違い（単位：万トン）

年度	最小漂着量 (t；算定ケース1)	最大漂着量 (t；算定ケース2)	推計単位	実際に回収された漂着量 (t)	清掃された延べ 海岸距離 (km)
平成25年度	31	58	市区町村単位	44,742	2,048
	14	31	都道府県単位		

(2) 既存文献における試算結果との比較

平成 27 年に米ジョージア大学が行った研究では、192 の沿岸国から出る固形廃棄物のデータと、人口密度や経済状態などから 1 人当たりのごみの排出量を基にした数理モデルを構築し、1 年間(平成 22 年)に海に流出したプラスチックごみの量を試算している。論文では、この試算が都市部以外の廃棄物量や回収・処理された廃棄物量等のデータを用いていないこと、そして、国際的な廃棄物の輸出入による廃棄物の移動等については考慮していないことを不確実性の要因として挙げているが(Jambeck, et al, 2015)、この数理モデルによると、日本からの海洋へのプラスチック流出量は 2 万 t～5 万 t との試算がなされている。

ここで米ジョージア大学が行った日本からの海洋へのプラスチック流出量は次のように考えられる。

日本からの海洋へのプラスチック流出量 (2 万～5 万 t)

＝日本への漂着ごみ量 (国内起源のものに限る) ＋ 海外への漂着ごみ量 ＋ 海底へ沈むごみ量 ＋ 漂流するごみ量

全国の海岸における漂着ごみ量 (国内起源のものに限る) は、前述のとおり 0.5 万 t から 1.5 万 t と推計されることから、およそ 3 割が日本に漂着していることになる。残りの 7 割の 1.5 万 t～3.5 万 t が国外への漂着ごみや海底ごみ、漂流ごみとなる。本業務で行った推計は、回収量に基づいて漂着するプラスチック量を推計したものであり、1 人当たりのごみ排出量から海洋へのプラスチックごみの流出量を試算したものとは推計方法が異なるが、推計結果に大きな矛盾が生じるものではなかった。ただし、本業務での国内起源のプラスチックごみの推計には、ペットボトルによる国別比調査の結果を用いており、妥当性の検証が必要である。

【参考文献】

Jambeck, R. J., Geyer, R. Wilcox, C. Siegler, R. T. Perryman, M. Andrady, A. Narayan, R. Law, L. K. (2015) Plastic waste inputs from land into the ocean. science. vol347, Issue6223, pp768-771.

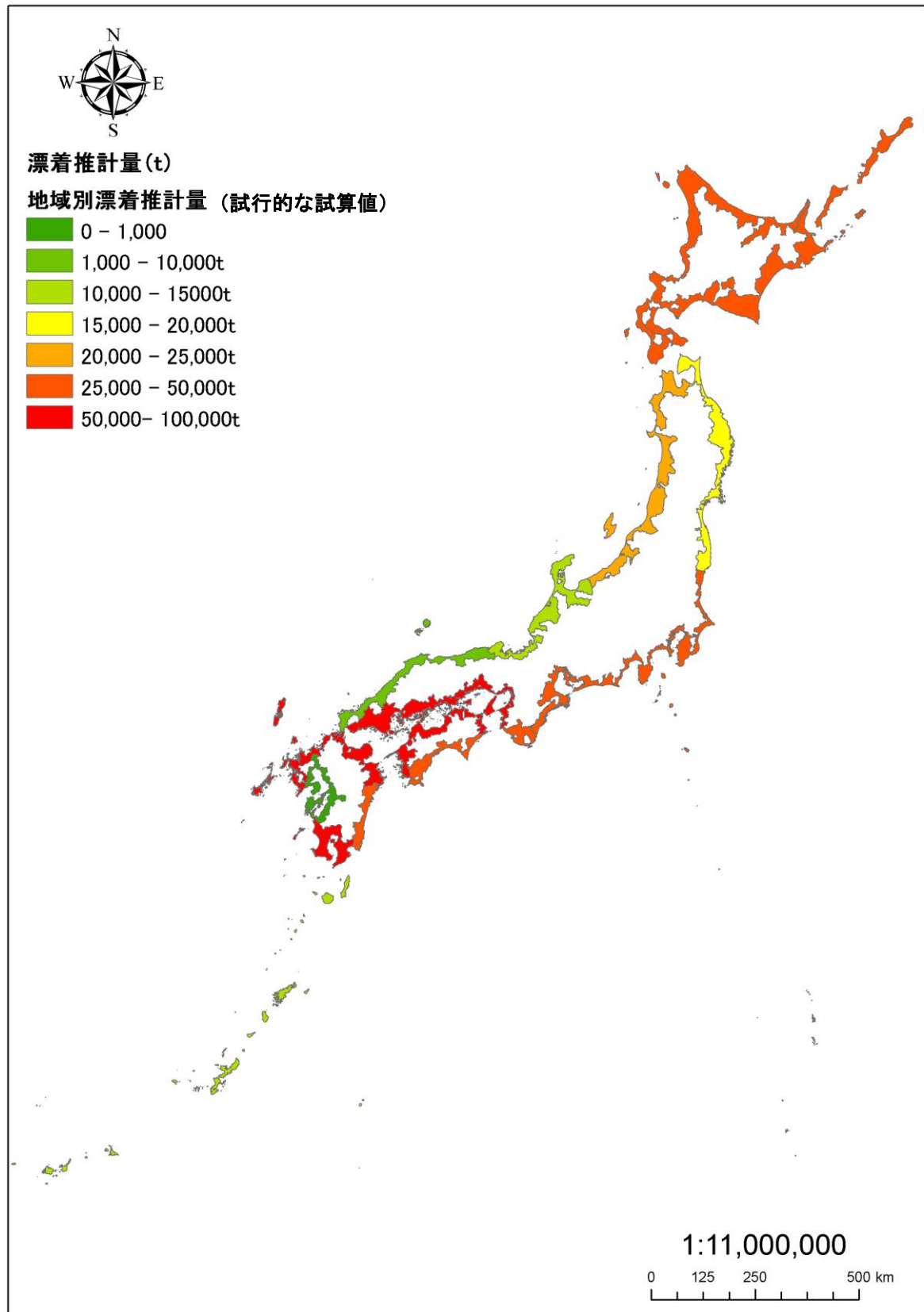
3.3.3 その他の試算

全国 47 都道府県の回収実態調査結果 (Ⅱ章 1.5.2) では漂着ごみの 22%が人工物のごみであり、この割合と 3.3.1 で試算した平成 26 年度の全国の海岸における漂着物量を用いると、漂着物全体のうち約 4 万 t～8 万 t が人工物のごみであると推計される。さらに、本業務におけるモニタリング調査結果によると、人工物のごみの 48%がプラスチックごみであり、人工物のごみに占めるプラスチックの割合としてこのデータを用いて試算を行うと、約 2 万 t～4 万 t が日本に漂着しているプラスチックの量であると推定される。

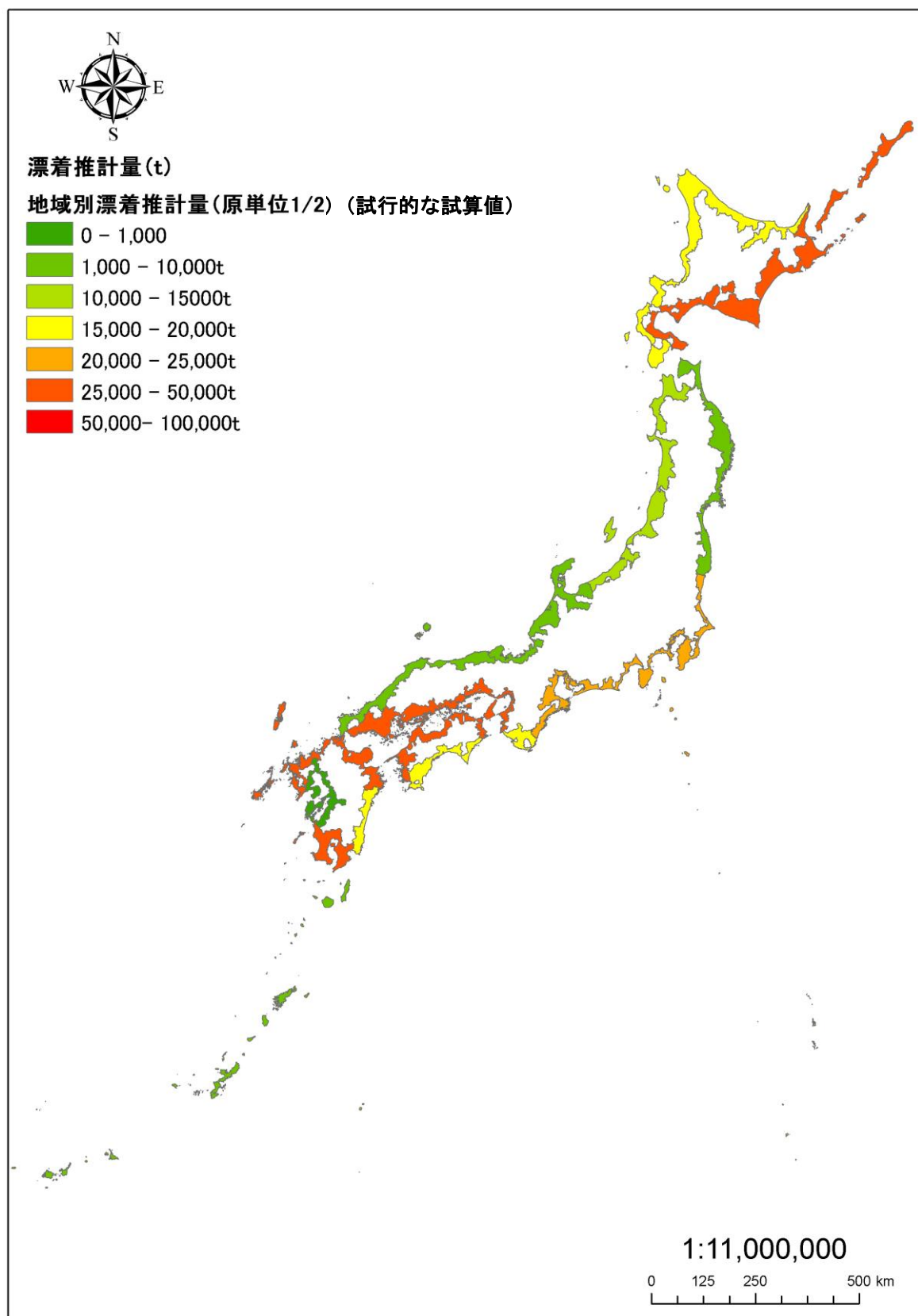
以上の試算結果をまとめると、表Ⅱ.3-9 のとおりである。

表Ⅱ. 3-9 漂着物量の試算結果からの人工物、プラスチック量の試算結果

年度	全国の漂着物の推計量 (試算値)	人工物の漂着推計量 (漂着量の 22%)	プラスチックの漂着推計量 (人工物の 48%)
平成 26 年度	19 万 t～36 万 t	4 万 t～8 万 t	2 万 t～4 万 t



図Ⅱ. 3-4 地域別漂着推計量 (算定ケース1) (試算値)



図Ⅱ. 3-5 地域別漂着推計量 (算定ケース2) (試算値)